

第一類 第九号

商 工 委 員 會 議 錄 第二号

昭和六十二年三月二十五日(水曜日)
午前九時二十一分開議

出席委員

委員長 佐藤 信二君

理事 白井日出男君

理事 加藤 卓二君

理事 与謝野 鶴君

理事 二見 伸明君

甘利 明君

上草 義輝君

尾身 幸次君

大西 正男君

梶山 静六君

熊川 次男君

玉生 孝久君

野中 英二君

松本 十郎君

小澤 克介君

奥野 一雄君

関山 信之君

早川 武士君

森本 晃司君

米沢 隆君

矢島 恒夫君

高橋 祐治君

田中 幸助君

房總産業大臣官

通商産業大臣官

出席政府委員

通商産業企画室調整官

公正取引委員会

通商産業大臣官

局審議官

通商産業大臣官

出席國務大臣

同日	牧野 隆守君	松野 幸義君	熊川 次男君	山崎 拓君
同日	宮下 創平君	田中 龍夫君	早川 勝君	小川 元君
同日	相沢 英之君	中山 太郎君	森田 景一君	小澤 克介君
同日	宇野 宗佑君	奥田 敬和君	長田 武士君	

同日	石渡 照久君	甘利 明君	鈴木 恒夫君	
同日	松野 幸義君	志賀 節君	山崎 拓君	
同日	田中 龍夫君	田中 龍夫君	小澤 克介君	
同日	宮下 創平君	牧野 隆守君	小澤 克介君	関山 信之君

同日	宮下 創平君	中山 太郎君	同日	同日
同日	松野 幸義君	奥田 敬和君	小澤 克介君	同日
同日	田中 龍夫君	田中 龍夫君	同日	同日
同日	松野 幸義君	志賀 節君	同日	同日

同日	宮下 創平君	中山 太郎君	同日	同日
同日	松野 幸義君	奥田 敬和君	小澤 克介君	同日
同日	田中 龍夫君	田中 龍夫君	同日	同日
同日	松野 幸義君	志賀 節君	同日	同日

三月六日
民間事業者の能力の活用による特定施設の整備
の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法
律案(内閣提出第五一号)

三月十七日
産業構造転換円滑化臨時措置法案(内閣提出第
四三号)

三月十九日
暖房料金の引き下げ等に関する請願(見玉健次
君紹介)(第九五七号)

三月二十五日
同月二十五日

補欠選任
同日
中尾 栄一君
藤波 孝生君
山中 貞則君
中山 太郎君
奥田 敬和君

補欠選任
同日
中尾 栄一君
藤波 孝生君
山中 貞則君
中山 太郎君
奥田 敬和君

補欠選任
同日
中尾 栄一君
藤波 孝生君
山中 貞則君
中山 太郎君
奥田 敬和君

補欠選任
同日
中尾 栄一君
藤波 孝生君
山中 貞則君
中山 太郎君
奥田 敬和君

補欠選任
同日
中尾 栄一君
藤波 孝生君
山中 貞則君
中山 太郎君
奥田 敬和君

三月十一日

中小企業の振興に関する陳情書外八件(大阪府
枚方市大垣内町二の一の二〇枚方市議会内河西

正義外八名)(第四二号)

水力発電施設周辺地域交付金の交付期間の延長

等に関する陳情書外四件(福岡市博多区東公園
七の七福岡県議会内條田栄太郎外十九名)(第四

三号)
は本委員会に参考送付された。
本日の会議に付した案件
輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出

第二号) 産業構造転換円滑化臨時措置法案(内閣提出第43号)

○佐藤委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、輸出保険法の一部を改正する法律案及び産業構造転換円滑化臨時措置法案の両案を議題といたします。

これより両案について順次趣旨の説明を聴取いたします。田村通商産業大臣。

輸出保険法の一部を改正する法律案
産業構造転換円滑化臨時措置法案

[本号末尾に掲載]

○田村国務大臣 輸出保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申しあげます。

我が国企業が行う対外取引は近年ますます多様化しつつあり、かかる対外取引の円滑化を図る必要があります。

具体的には、現在輸出保険法の対象となつてゐる輸出取引以外に、前払い輸入、仲介貿易に伴うリスクをてん補していく必要性が高まつております。

さらに、海外投資についても、そのリスクをてん補する範囲を拡大する必要が生じております。

他方、九百億ドルを超える貿易黒字を有する我が国としては、一兆ドルを超える累積債務に悩む発展途上国に対して、その黒字を還流することが内外から要請されております。

我が国企業が行う対外取引に伴うリスクをてん補する範囲を拡大することは、我が国の黒字の諸外国への還流にも寄与するものと考えられます。これがまさに、輸出保険制度の拡充を図るべきゆえんであり、ここに本法律案を提案した次第であります。

あります。
次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず、法律の題名を輸出保険法から貿易保険法に改正することとしております。これは、本法律の対象にこれまでのものに加えて、次に述べるような前払い輸入、仲介貿易を対象としたためです。

実体的な改正内容として主要な点は、次の諸点

であります。

第一は、前払い輸入保険の創設であります。

本制度は、輸入者が輸入代金を船積み期日前に前払いしたにもかかわらず、貨物が到着しないため前払い代金の返済を請求したときに、輸出国における外貨送金制限、戦争、革命、輸出国企業の倒産等により、その前払い代金が回収不能となるリスクをてん補するものであります。

第二は、仲介貿易保険の創設であります。

我が国企業が、外国間で貨物を移動する仲介貿易を行つた場合に、仕向け国における外貨送金制限、戦争、革命、仕向け国企業の倒産等により、その代金が回収不能となるリスクをてん補することとしております。

第三は、海外投資保険の拡充であります。

現行海外投資保険では、主として戦争、収用、外貨送金制限といった非常危険をてん補し、投資先企業の破産といった信用危険については、資源開発輸入のための融資のみを対象としておりま

す。これに対し、今回の改正におきましては、信

用危険のてん補対象を、製造業投資等に拡大する

こととしております。

第四は、多国籍投資保証機関その他の海外保

業機関との再保険制度の創設であります。

なお、輸出金融保険については、国内金融環境の変化に伴う当保険に対するニーズの減少等にか

けます。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますよ

うお願い申上げます。

次に、産業構造転換円滑化臨時措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国貿易収支の黒字幅は、昨年一年間で九百二十七億ドルにも上つております。このような大幅な対外不均衡の是正を図り、我が国経済の中長期的発展基盤を確立していくためには、我が国産業構造を国際的に調和のとれたものに転換していくことが極めて重要であります。

本制度は、輸入者が輸入代金を船積み期日前に前払いしたにもかかわらず、貨物が到着しないため前払い代金の返済を請求したときに、輸出国における外貨送金制限、戦争、革命、輸出国企業の倒産等により、その前払い代金が回収不能となるリスクをてん補するものであります。

第一は、仲介貿易保険の創設であります。

我が国企業が、外国間で貨物を移動する仲介貿易を行つた場合に、仕向け国における外貨送金制限、戦争、革命、仕向け国企業の倒産等により、その代金が回収不能となるリスクをてん補することとしております。

第二は、産業構造転換の進展により事業規模の縮小等を迫られている事業所に相当程度依存して

は、設備の処理その他の新たな経済的環境への適応措置を円滑に実施するため、生産の受託、合併等に関する事業提携計画を作成し、主務大臣の承認を受けることができることとしております。

事業提携計画の承認を受けた特定事業者に対しては、生産の受託等に必要な設備に対する特別償却、合併等に伴い必要となる登録免許税の軽減等の助成措置を講ずることとしております。

事業提携計画の承認を受けた特定事業者に対する対策であります。この法律案では、このような地域を「特定地域」として政令で指定し、特定地域の経済の安定及び発展を図る具

体的には、特定地域の経済の活性化と雇用の安定化等を図るために、地方公共団体等が出資して行う事

業に必要な資金に係る出資及び低利融資を行った

構造転換を円滑化することを目的として立案され

たものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げま

す。

第一は、内外の経済的事情の著しい変化によ

り、生産能力が著しく過剰となつている設備を事

業の用に供する事業者について、その新たな経

済環境への適応を円滑化するための対策であります。

この法律案ではこのような事業者を「特定事

業者」とし、特定事業者は、新たな経済的環境への適応のため、特定設備の処理及び設備処理とあ

わせて行う事業転換に関する事業適応計画を作成

し、主務大臣の承認を受けることができる

こととしております。

事業者に対する設備処理のための必要な資金

の借り入れに係る債務保証、設備処理に伴う除外

があります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますよ

うお願い申し上げます。
○佐藤委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○佐藤委員長 輸出保険法の一部を改正する法律案について審査を進めます。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。緒方克陽君。

○緒方委員 きょうは久しぶりの商工委員会でございますが、そういう委員会の前日であります昨日、円のレートが百四十八円ということになったわけでありまして、新聞の報道などによりますと、百四十円時代の幕あけというような表現もされております。いわゆる二月二十二日のG7の合意が必ずしも守られていないのではないかというようなことになるわけでありまして、百四十円台から下手をすれば百三十円台へといふようなことも聞かれるわけでございます。

円の一気に百四十円台への突入ということの問題について、のつけからの質問で申しわけございませんが、大臣としてはそれなりの御見解もあるだらうというふうに存じまして、その件について一言御見解を賜ればということでお尋ねをしたいと思ひます。

○田村国務大臣 おっしゃるとおり大変な円高状況でございます。昨日の終わりが百四十八円八十銭であったかと思ひますが、ニューヨークの終わりが百四十九円三十五銭、東京のきょうの寄りつきが百四十九円六十銭、いずれにしても百五十円を割つておるわけであります。先般たしか一月の十九日だったと記憶しておりますが、一時的に百五十円をわざながら突破した。そのときに、瞬間的でありますたが、これは大変なことだといふのを通産省内に臨時円高対策本部をつくりまして、福川事務次官を本部長にしていろいろ対策を講じ、三月十一日にこれをまとめ上げたわけですが、今度のこの円高も、率直に言って我

我が好ましいと考えておるレベルまで戻ることはなかなか並み大抵でない、時間もかかるかと思ひます。

そこで、私は昨日会見でも言ったのでありますけれども、とにかくこの際日本はG5、G7の合意に基づいて、アメリカその他の国々に、特にアメリカに強く要請して協調介入を強める。それに

よつて一層の円高を食いとめる。反面また、今内需の拡大ということにより一層の努力を傾ければ

なるまい。今予算審議の最中といいますか、まだ予算審議にかかつたばかりでありますけれども、これはおおよそ予測し得なかつたような事態が起

こつたわけでありまして、言うなれば緊急避難的な行動をとらなければならぬまい。恐らく与党、野党を問わずこれは御理解願えるものと私は思ひますので、総合経済対策を一日も早めて、その中身

で、建設途上におきましてイラン革命、そしてまた引き続くイラン・イラク紛争に巻き込まれまして約六千億円弱の資金が投入されてしまつたわけでございます。しかしながら、不幸にいたしまして、建設途上におきましてイラン革命、

わせまして約六千億円弱の資金が投入されてしまつたわけでございます。しかしながら、不幸にいたしまして、建設途上におきましてイラン革命、そしてまた引き続くイラン・イラク紛争に巻き込まれまして幾度も工事が中断する、こういう憂き目に遭つたわけでございます。

現在、そのプロジェクトの将来の展望でござりますが、法案の改正の関係でどうしても触れらうといふに存じまして、その件について一言御見解を賜ればということでお尋ねをしたいと思ひます。

○田村国務大臣 おっしゃるとおり大変な円高状況でございます。昨日の終わりが百四十八円八十銭であったかと思ひますが、ニューヨークの終わ

れておりませんけれども、私は本法律案と非常に絡みがあるというふうに思うわけでございまして、國民的関心事でもあるうかと思います。したがつて、このIJPICの現状と今後の見通しについて、要点で結構でございますので、大臣の方からお答えをお願いしたいと思います。

○村岡政府委員 やや事務的なこともございますので、お答えさせていただきます。

IJPICプロジェクトは、御存じのように長年にわたり計画され実行されたプロジェクトでございまして、当初の資金需要といたしましては、一九八〇年の改定見積もりでございますが、

約七千三百億円ということで見積もられたわけでございます。現在まで、日本側、イラン側双方合意基づいて、アメリカその他の国々に、特にアメリカに強く要請して協調介入を強める。それに

よつて一層の円高を食いとめる。反面また、今内需の拡大ということにより一層の努力を傾ければなるまい。今予算審議の最中といいますか、まだ予算審議にかかつたばかりでありますけれども、これはおおよそ予測し得なかつたような事態が起

こつたわけでありまして、言うなれば緊急避難的な行動をとらなければならぬまい。恐らく与党、野党を問わずこれは御理解願えるものと私は思ひますので、総合経済対策を一日も早めて、その中身

で、建設途上におきましてイラン革命、そしてまた引き続くイラン・イラク紛争に巻き込まれまして約六千億円弱の資金が投入されてしまつたわけでございます。しかしながら、不幸にいたしまして、建設途上におきましてイラン革命、そしてまた引き続くイラン・イラク紛争に巻き込まれまして幾度も工事が中断する、こういう憂き目に遭つたわけでございます。

現在、そのプロジェクトの将来の展望でござりますが、法案の改正の関係でどうしても触れらうといふに存じまして、その件について一言御見解を賜ればということでお尋ねをしたいと思ひます。

確かに累積債務国とのリスクという問題が起きておりまして、いろいろあると思うのですが、私が貿易局の担当官に聞いたところによりますと、九〇%がその後納入されているということのようですが、それでも、三千三百億という中で一〇〇%のお金は安かない額だというふうに思うわけであります。

○村岡政府委員 やや事務的なこともございますので、お答えさせたいと思います。

IJPICプロジェクトは、御存じのように長年にわたり計画され実行されたプロジェクトでございまして、当初の資金需要といたしましては、一九八〇年の改定見積もりでございますが、

約七千三百億円ということで見積もられたわけでございます。現在まで、日本側、イラン側双方合意基づいて、アメリカその他の国々に、特にアメリカに強く要請して協調介入を強める。それに

よつて一層の円高を食いとめる。反面また、今内需の拡大ということにより一層の努力を傾ければなるまい。今予算審議の最中といいますか、まだ予算審議にかかつたばかりでありますけれども、これはおおよそ予測し得なかつたような事態が起

こつたわけでありまして、言うなれば緊急避難的な行動をとらなければならぬまい。恐らく与党、野党を問わずこれは御理解願えるものと私は思ひますので、総合経済対策を一日も早めて、その中身

で、建設途上におきましてイラン革命、そしてまた引き続くイラン・イラク紛争に巻き込まれまして約六千億円弱の資金が投入されてしまつたわけでございます。しかしながら、不幸にいたしまして、建設途上におきましてイラン革命、そしてまた引き続くイラン・イラク紛争に巻き込まれまして幾度も工事が中断する、こういう憂き目に遭つたわけでございます。

現在、そのプロジェクトの将来の展望でござりますが、法案の改正の関係でどうしても触れらうといふに存じまして、その件について一言御見解を賜ればということでお尋ねをしたいと思ひます。

III

上げますと一千百億、それから六十二年度の予測といたしましては千七百億というようなことを考えておりますが、それにしてもその一割なり二割なりが返ってこないということは大変なことでござります。私どもとしては、そういうものは準備金なりあるいは資本金なりということで将来でん補するなり、あるいは保険料の収入といふものがございますので、そういうもので賄っていくとどうふうに考えているところでございます。

○総務委員 今御質問申し上げましたのは、戻らない場合があつたという場合に、その額が大きいということもあるのじやないか。それに対して、今のお答えの部分だけで十分対応できるような額なのかどうか、そこが非常に問題ではないかと思うのですが、その点についていま一度。

○島山政府委員 ただいまは IJPC ということではなくて一般論として申し上げましたけれども、御質問が IJPC ということでお答えすれば、御案内のようにまだこれは企業の方から申請が出ておりませんので、ここで支払う、支払わないという問題を申し上げる段階ではございませんけれども、仮に出てまいりましても、総務委員御指摘のように非常に規模が大きゆございまして、審査は非常に慎重にやらざるを得ないと聞いておりますが、これが一般的に、そういうことになるとで会計上困るということでお答えすれば、借入金の規定もござりますので、借入金で対処していくといふことでございます。

○総務委員 今のお答えでは全く借入金というお話をございまして、そういう現実的な問題が今あるということでお話しで、一つのお話というか、今日の時点での問題として確認をしておきたいと思いまして。それで、審査は非常に慎重にやらざるを得ないと申しますが、それは先ほど来ちょっとフレームを申し上げましたように、保険料収入それから準備金、そういったもののなかで対処していくことになるわけでございます。それが一時的に、そういうことにお聞きしたのですが、そんな簡単な問題じゃないのではないかというふうに私は思います。御答弁をお願いしたいと思います。

○島山政府委員 まず、保険のことについてお答え申上げます。

御案内のように、一般に保険金支払いの判断は被保険者から保険金請求が行われた後に行なうということにいたしておりますので、現段階で具体的に考えているわけじゃございませんけれども、ただ、出来たならば当然約款なりそういったもの規定に従つて十分検討した上で判断するわけでござります。御指摘のように規模が非常に大きゆござりますので、もし私先ほど簡単にやれるといふようなニニアンスを与えていたとすれば、それはそういうことはございませんで、やはり規模も大きゆござりますので、その被害の実態、そういうもののを見きわめた上で処理をしていかたいと思っておるわけでございます。ただ、調査を慎重にやりますので、仮に支払うことになつたとしても支払いには非常に時間がかかるだらうというふうに考へておるわけでございます。

○総務委員 今 IJPC のことについてのお話でございましたが、私がさつき再質問いたしましたのは、例えば南米などの累積債務国が具体的に返済ができないということが現実に、さつきも言いましたように国の名前を挙げれば外交的にもいろいろあるかということでお答えしておりますが、そういう事例が出るときに、この会計と

いちのは十分対応できるのか、そういう質問であります。仮の話ですけれども、今具体的に申請がさりまして、その点についてのお答えを願いたいと存じます。

○島山政府委員 中南米その他で債務累積に悩んでいる国が多うございまして、そういう国から回収金が十分戻つてこないというときにはどうするのかということでお答えいますが、現在までのところは総額一千億という額でありますから大変な

問題であります。国家的プロジェクトでもありますが、そういう中でどう対応されるのか。今の御答弁では、余り問題なしにやれるというようなことがあります。回収金の額も、ひとときは年度例えば二百五十五億円というような額でございましたけれども、昨今一、二年は五百億円というようなことで、ふえておるということでございます。

そこで、しかしながら御懸念は、将来どうして

も取りつけられると申しますか、そういうものが出てきたらどうするんだということでお答えしますが、これは先ほど来ちょっとフレームを申し上げましたように、保険料収入それから準備金、そういったものの中で対処していくことになるわけでございます。それが一時的に、そういうことにお聞きしたのですが、そんな簡単な問題じゃないのではないかというふうに私は思います。御答弁をお願いしたいと思います。

○島山政府委員 まず、保険のことについてお答え申上げます。

御案内のように、一般に保険金支払いの判断は被保険者から保険金請求が行われた後に行なうということにいたしておりますので、現段階で具体的に考えているわけじゃございませんけれども、ただ、出来たならば当然約款なりそういったもの規定に従つて十分検討した上で判断するわけでござります。御指摘のように規模が非常に大きゆござりますので、もし私先ほど簡単にやれるといふようなニニアンスを与えていたとすれば、それはそういうことはございませんで、やはり規模も大きゆござりますので、その被害の実態、そういうもののを見きわめた上で処理をしていかたいと思っておるわけでございます。ただ、調査を慎重にやりますので、仮に支払うことになつたとしても支払いには非常に時間がかかるだらうというふうに考へておるわけでございます。

○総務委員 もう時間が参りましたので、きょう

お話をございまして、そういう現実的な問題が今あるということでお話しで、一つのお話というか、今日の時点での問題として確認をしておきたいと思いまして。それで、審査は非常に慎重にやらざるを得ないと申しますが、それは先ほど来ちょっとフレームを申し上げますと、まず輸入前払いにつきましては、前払いをしなければその輸入されるであろう物資の貿易の信用保険への拡充でございます。

○島山政府委員 今回の改正のねらいは、城地委員御指摘のように還流が主な目的にもなつておるわけでございます。還流の経路という御指摘でござりますけれども、今回の改正は主として三つを内容としております。一つは前払輸入保険であり、もう一つは仲介貿易であり、三つ目は投資保険の信用保険への拡充でございます。

○総務委員 それぞれについて還流の経路ということで申上げますと、まず輸入前払いにつきましては、前払いをしなければその輸入されるであろう物資の生産が発展途上国で行なわれないであります。そのため前払いをいたすわけでございますので、その意味で還流が起るわけでございます。

○総務委員 それから仲介貿易の場合には、払う者とそれから受け取る者と両方ござりますので、確かに一般論としては還流が余りござらないわけでござります。ただ、払う方はキャッシュで払い、それから受け取る方は延べ払いと受け取るということになりますと、その間发展途上国にお金が戻つておる

資が行われなかつた、そこでちゅうちょしたといふような場合に、この保険でカバーすることになれば出ていくものもあるかと思いますので、そういう形を通じて還流してまいるわけでござります。

○城地委員 次に、前払輸入保険の創設それから仲介貿易保険の創設、この関係についてまとめて質問をいたしたいと思います。

この前払輸入保険の創設の中で、個人輸入を対象にすべきかどうかということでのいろいろな意見があつたと聞いています。しかし今回は個人輸入は対象にならなかつたということでございますが、なぜ対象にしなかつたのかということが一点でござります。

それから仲介貿易の関係では、仲介貿易の見通し、六十年は約六千億円ですか、そういうことで出しておりますが、仲介貿易の今後の見通しについて伺いたい。

第三点は、仲介貿易保険の創設の中で船積み前のリスクについては今回見送られたということでおざいますが、なぜ見送ったのかということでございます。

さらに、前払輸入保険の引受け限度額四千五百億円、仲介貿易保険の引受け限度額二千五百億円、これはそれぞれ私ども素人が考えても金額が引受け限度額としては少ないのではないかというようになります。

さるに、前払輸入保険の引受け限度額四千五百億円、仲介貿易保険の引受け限度額二千五百億円、これはそれから仲介の保険の引受け限度額が少な過ぎたしました。しかしながら、個人輸入そのものが今比較的順調に進んでいるということから事例が今の状況ではそれほどないということもありまして、輸出保険審議会で引き続き検討するようについてございましたのでございましたのでございます。

○島山政府委員 第一点に、個人輸入を前払い輸入の中でなぜ見送つたかという御指摘でございますが、この点は私ども個人輸入といいますか輸入全般を推進する立場から、個人輸入についても保険ができないものかどうかということで真剣に検討いたしました。しかしながら、個人輸入そのものが今比較的順調に進んでいるということから事例が今の状況ではそれほどないということもありまして、輸出保険審議会で引き続き検討するようについてございましたので、とりあえず今は見送らせていただいておるということでござ

ります。

それから保険限度、今度の新種保険の前払い保険なりそれから仲介の保険の引受け限度額が少な過ぎたのかどうかということもございましたが、この点は新しく保険を創設するということもあったのかもしませんが、十億円ふやして七十億にすます。事業規模と資本金という関係では、民間の会社とは違いますから一概にそういうことは言えません。また、資本の回転率云々というようなことがこの輸出保険に適用されないとは思いますがこれだけの事業をやっていて資本

でございます。

それから第二点の仲介貿易の見通しでございま

すが、昨年が四十四億ドルくらい、四十億ドル台くらいのこととござりますけれども、六十一年に

なりますと六十億ドルというようなことを計上

いたしているわけでございます。今後も一定の伸

び率で、この保険制度の採用それからその利用の

状況いかんにもよりますが、順調に伸びていくも

のと期待をいたしていけるわけでございます。

それから第三点のお尋ねをいたしまして、仲介貿易保険の中ではなぜ船積み前の危険も担保するようにならなかつたのかということでございますが、これは保険技術上のテクニカルな話でまとめてござります。

これは保険技術上の問題ではないといふうに言わ

れますけれども、支払い準備率は高いほど

とも支払い準備率の基準はないといふうに言わ

れていますけれども、支払い準備率は高いほど

と、この保険そのものを経営として見ますと、支

払い準備率が非常に低いので問題じゃないかとい

うふうに考

えを持っておられるか伺いたい。

○城地委員 次に、輸出保険特別会計について質

問したいと思います。

この特別会計につきましては、第一点としては

支払い準備率の現状でござりますが、これは各国

とも支払い準備率の基準はないといふうに言わ

れていますけれども、支払い準備率は高いほど

と、この保険そのものを経営として見ますと、支

払い準備率が非常に低いので問題じゃないかとい

うふうに考

えを持っておられるか伺いたい。

それから、資金不足のために借入金を毎年非常

にやつしているわけでござります。先ほどの同僚議員の質問とも若干関連いたしますが、借入金が六

十年度七百四十億円、六十一年度二千一百四十三

億円、六十二年度三千三百六十三億円といふよ

うな状況に毎年多くなってきている。これはリスク

の問題とも若干関連いたしますが、借入金が六

十年度七百四十億円、六十一年度二千一百四十三

億円といふように考えておりますが、これは必ずしも好まし

い状況ではないといふうに考えておりますが、

これらについての御見解を伺いたい。

第三点は、資本金の問題でござりますが、資本

金は多いほどいい、これはだれもが考える常識的

なことです。現状では、昭和四十二年に

三十億円の資本金から六十億円にした。しかし、

それ以後二十年近く資本金は六十億のままで、今

年は新しく保険を創設するといふこともあります

から申しあげた記憶があるのですが、この保険関係

の人員の問題でござりますが、前回、五十九年の

改正のときは若干ふえていたと聞いておりま

すが、現状百八十五人がこの業務に携わってい

ます。この資料を見ますと、年間六十二万件の処理

をしているという状況でござります。この輸出保

険特別会計、輸出保険というのは特別な保険であ

りますけれども、一般の民間の保険会社の数と比

べますと処理件数が非常に多い。一日一人十件ぐ

らいの処理をして年間三百件で六十万件というこ

とになるわけであって、そういう意味では人的な

関係でも非常に問題なのではないか。とすれば、

これから新たに仲介貿易保険とか前払輸入保険の

創設をした場合に、そちらまで手が回らないのじ

やないかという心配をするわけでございますが、

それらの点についてどのようにお考えになるか、

お伺いたいです。

それから、運営の実績の関係で、これも先ほど

同僚議員がI-JPCの関係で質問いたしました

が、それだけではなくて、昭和六十年度だけを見

ましても保険料収入が四百六十七億、回収金が三

百八十八億、合計で八百五十五億、支払い保険金

額は千六百四十二億ということになつて、単年度

だけで見ても八百億円ほど持ち出しが多い。です

から借入金もするということになるわけですが、

单年度で見てもそういうことですし、昭和五十六

言つて、この保険の説明もその中の話題の一つに入れたのでありました。が、インドネシアのスバルト大統領を初めとして非常に深い関心を示しておきました。今城地先生おっしゃいましたような御趣旨、もうまことに適切な御指摘でございますから、私どもこれに対してもやかく御答弁申し上げる必要もないくらいのことでござりますけれども、さらに意欲を新たにして取り組んでまいりたい、このように思つております。

○城地委員 たくさん申し上げたいこともあるのですが、時間が参りましたので、以上で終わります。

○佐藤委員長 森本見司君。

○森本委員 輸出保険法の質問に入ります前に、大臣に、昨日の円相場が百五十円を突破した、この問題について所感をお伺いしたいわけでござります。

百五十円を突破して今まで景気の足を再び引つ張る懸念があるということはもう十分考えられます。ところでございます。今経済界では昨日の百五十円突破に大変な不安感を感じておりますし、私も、昨年末から本年初頭にかけて、いわゆる城下町と言われる地域、円高の影響を受けています。地域の特に中小企業の皆さんの実態をいろいろと調査し、そして声を聞いてまいりました。中小企業の皆さんのが受けける打撃は非常に大きくなつて、もや悲鳴に近いような声も聞いておりまして、政府の経済無策を中小企業の皆さんが大変嘆いておられた実態でもござります。もはや企業努力も限界に来ているのではないかというふうに言っても決して過言ではない、私はそのように思うところでござります。

そこで、総合経済対策の繰り上げも論ぜられており立ちはだかることを申すべきではないのかもしれませんけれども、私はあえて率直にこれから物を申していきたいと思つておられるかということをお伺いしたいと思ひます。

○田村国務大臣 為替レートが、先ほど申し上げましたように昨日の終わりが百四十九円八十銭、九時半が四十五銭、九時四十五分で百四十九円六十銭というような相場の推移でございます。これはまさに重大な局面に当面したということでありまして、端的に申し上げまして製造業者、とりわけその下請をいたしております多くの中小企業にとってはもう限界を突破したということが言えると思います。どんなにか苦しい対応ぶりであろう、また将来を考えればどういうふうに悩んでいらっしゃるであろうと思うとまことに胸の痛む思いでござります。

例え協調介入にいたしましても、G5、G7とのみであつてはならないと思うのです。あくまでも実質的な、しかも忠い切った対応が必要であります。どうと私は思うのです。

例えば協調介入にいたしましても、G5、G7の話し合いがございましたことは御承知のとおりあります。が、強く要請をしてアメリカにも協調介入をしてもらひ、日本もどんどんやっていく、そして相場の戻りをねらう、これは当然のことです。ございましょう。私も昨日来、大蔵大臣を初め関係方面に強く要請を続けておるところであります。今回の協調介入はある程度の額であったといふうに聞いておりますが、今後もこの介入の継続はどんどんと図ってもらいたいというふうに思つております。

それからまた、我が国が果たすべき仕事でございますけれども、やはり何といつても究極的には内需の拡大ということに尽きると私は思います。

○森本委員 ありがとうございます。そこで大臣、大変恐縮でございますが、再びよろしくお願ひ申し上げます。

国際経済情勢の変化の中で、世界最大の債権国である我が国として、国際経済社会に占める位置にふさわしい役割とその責任を担つていかなければならないわけでござりますが、調和のある对外経済関係の形成と世界経済に積極的に貢献するため、今回の法改正の持つ意義はどのような意義と定められておるのか、お伺いしたいと思います。

○田村国務大臣 御承知のように、我が国は九億ドルを超える貿易収支の大黒字を抱えており立ち入ったことをすべきではないのかもしれませんけれども、私はあえて率直にこれから物を申していきたいと思っております。これは緊急避難の色彩が濃いわけでござりますから、どんどん申していきたいと思つておりますが、これ

はもう与党、野党を問わず恐らく皆さん同じ御意見だと思います。皆さんのが良識を持つて対応されることは民間セクターによるものでございますから、

○田村国務大臣 次に、現行輸出保険の運営実績を見てまいりますと、各保険とも横ばいなし減少傾向にあるわけでござります。そういった状況を見ましたときに、私は、利用者にとって今の制度が魅力のないものになつてゐるのではないかだらうか、だからこそ利用者が少なくなつてゐるのではないかというふうに思うわけですが、いかがございましょう。

○島山政府委員 森本委員御指摘のとおり、確かに近年各種保険の引受金額が減少傾向にござります。ただその要因は、第一に、累積債務国などの発展途上国に対する輸出が非常に減つておるということがあります。発展途上国二十二カ国ぐらいをとつて五十六年度と比べてみると、これらの国に対する輸出が五三%も減つておる。そういうことが一つあると思います。

それから、そういうリスクの高い国に対して、これは保険財政の健全化の観点から、あるいは今御指摘の点に関連するかもしれません、やはり引受制限をやつております。そこで引き受けが減つてしまつておるということがござります。また一方、発展途上国におきましては実際に一兆ドルを超える累積債務で苦しんでおるわけでございます。我が国に対する世界の批判というものが日を追つて強まっておることも否めない事實でござります。

そういうことから考えますと、貿易黒字といふものは民間セクターによるものでございますから、

もございます等々の問題があつて減つてゐるわけでございまして、こうしたことに対しまして私はもとしましても利用者側のニーズの変化、要望等に対応いたしまして、例えば今回のこの改正もその努力の一環だというふうに御理解いただきたいと思います。

○森本委員 この制度の健全運用のために、さらに利用者の増加が必要ではないかと考えるわけでございますが、ともすればお役所の保険であるだけに手続が複雑であつたりするという声も私は聞くわけでございます。合理化、迅速化、簡素化等々を図るなどしてサービス向上に努めなければならぬと思います。

また同時に、海外投資がどんどん増大しておる折から、特に中小企業の皆さん方がこの制度の利用に対して余りよくわかつていらっしゃらない部分があるのでないだらうかといったことを考へると、そういった中小企業の皆さんも簡単に利用できるように、もっとPRあるいは簡素化していく必要があるのでないかと思うのでござりますが、いかがでございます。

○島山政府委員 御指摘のように手続の簡素化、事務の合理化、迅速化、そういうことは非常に重要だと考えておりまして、私ども、地方を入れまして百八十六名の保険担当の人員が従事いたしておりますが、非常に一生懸命働いてもらいまして、事務の迅速化その他に毎日毎日努めているところでございます。他方、それだけでは足りませんので、從来から輸出組合とか銀行とかを活用いたしまして、そういう外部の応援も得るということのほかに、事故関係の事務処理をコンピュータ化するとか、信用調査業務の一部を、輸出保険協会という財團法人がございますが、そこへ委託をするとか、そういうことでも合理化を図つておるところでございます。

それから、中小企業につきまして特にサービスを強めていかなければならないのは御指摘のとおりでございまして、中小企業事業団の海外投資アドバイザーリスト制度というのがございますが、これは

海外投資保険についてでございますけれども、そいつた海外投資アドバイザーリスト制度というようなものを活用しながら、きめ細かく中小企業者に対する保険面からのサービスの向上に努めてまいりたいと思っております。

○森本委員 このたびの法改正により創設されましす新種保険の引受限度額はいかなる基準、根拠で決められているのでしょうか。また、この限度額で十分機能すると考えておられるのか、その辺の見解をお伺いします。

○島山政府委員 今回お詰りいたしております新種の保険制度につきましては、それぞの対外取引の六十二年度見込み額を過去の伸びから試算いたしまして、その結果に利用率、推定利用率と申しましようか、それを掛けて見込み額を算定しておるわけでございます。

それで、この限度額の方でございますが、これは六ヶ月分でございますけれども、新種保険の場合、現実の引受額が見込み額と相当程度乖離する可能性がありますけれども、当初は慎重な運営も必要であるということで、一応先ほど計算いたしました引受見込み額の一倍というものを計上しているわけでございます。将来新種保険の運営が安定化いたしまして、引受見込み額が急増する状況になりますれば、それに応じて限度額を拡大するというようなことで対処して、うまく機能させていきたいというふうに考えております。

○森本委員 次に、輸出金融保険が六十三年四月一日から廃止されることになるわけでございますが、今日までの実績を見ますと、六十二年度は六百億円の引受限度額が計上されている。確かに輸出総額に占める引受金額のウエートは〇・〇四%程度でございますが、今日までの実績を見ますと、六十二年度は六百億円の引受件数は千件を超えており、引受件数は千件を超えている。こういう状況から考えまして、今回この輸出金融保険が廃止されることに關しては十分な法改正の周知徹底をおこなう必要があります。今後どういった措置としてできるだけ対応をしていただきたい。さ

いう形ではなくして、廃止後における中小企業者等の輸出金融問題についての相談はどこで応じ、どこで適切な指導をやつしていくのか、廃止後のそういう中小企業の皆さんへの配慮を必要とするのではないかと思うわけでございますが、その点についてお伺いしたいと思います。

〔委員長退席、与謝野委員長代理着席〕

○島山政府委員 御指摘のとおり輸出金融保険は中小企業を主体に利用されておるところでござりますので、廃止後の措置について御指摘のよう十分配慮の行き届いた措置を講じてまいりたいと思つております。廃止後も制度上国内生産それから集荷与信に関する一般の保証制度、例えば信用保証協会とございますが、そいつた他の国内製品向けの与信と同等に対応し得るようなそういうことをよく御説明申し上げると、中小企業者の輸出金融問題について適宜相談に応じていくとかといふことで、この輸出金融保険が廃止になつた後においても十分経過的な措置が講ぜられるよう御趣旨を踏まえまして努力してまいりたいと思います。

○森本委員 時間がございませんので最後の質問とさせていただきますが、この制度には中小企業に対する特別措置がないわけでございます。この予算の中ではそれを組み込むことができないとしでも、何らかの形で別途予算上で手当て、配慮はできないものだらうか。また、最近中小企業の貿易決済の仕方が変わつてきてるわけでございますが、この現制度はその変化に対応できているのかどうか。そういった点を考えまして、私は中小企業の皆さんに対する新しい保険制度を創設する必要があるのではないかと思うところでございます。現行で厳しいとしても、今後そういった考え方があるのか、どんな考え方を持っておられるのかといふことを最後にお尋ねしたいと思います。

○島山政府委員 森本委員も御理解いただきたいと思いますように、現行の保険は法律上収支相償といふことを行ふものですから、したがつて、その料率にいたしましても事故率を基本として決めてい

くということございまして、中小企業の事故率と大企業の事故率を比べてみると、前者の方が後者よりも低いというようなことが言えないことから、中小企業についてこの保険の中で何か特別でございますが、貿易保険審議会と今度名前を変えていろいろまた議論をしていくと思いますので、そいつた御指摘の点も検討の対象に加えまして今後勉強させていただきたいと思います。

○森本委員 以上で終わります。ありがとうございました。

○与謝野委員長代理 青山丘君。

○青山委員 最近、ブラジルが累積債務の利子の不払い宣言をいたしました。このことは累積債務国にとっては大変深刻な状況であろうということに対する特別措置がないわけでございます。この予算の中ではそれを組み込むことができないとしでも、何らかの形で別途予算上で手当て、配慮はできないものだらうか。また、最近中小企業の貿易決済の仕方が変わつてきてるわけでございますから、どうでも保険の支払いがかさんでくる、そういうことから特別会計が不足を来しています。昭和六十年で七百四十億円、六十一

年で二千一百四十三億円、六十二年でも三千三百六十三億円が資金運用部から借り入れという形で充てられているということであります。もつとも短期資金の借りかえということですから、これは返りますから、どうでも保険の支払いがかさんでくる、そういうことから特別会計が不足を来しています。昭和六十年で七百四十億円、六十一

年で二千一百四十三億円、六十二年でも三千三百六十三億円が資金運用部から借り入れという形で充てられているということであります。もつとも短期資金の借りかえということでありますから、これは返さないなどということは到底考えられないことと申します。しかし、静かに考えてみて、こんな不名譽なことを言わなければならない國もそれなりの苦

しさを味わっている。しかし問題は、そのしわ寄せをこれから我が国が受けしていくわけでありますから、他の累積債務を抱えている国々にとつてもこれが影響してくれば深刻な事態を憂慮せざるを得ません。

債権回収は、通常は保険金の支払いを受けた民間会社がやるわけですね。しかし、リスクシェアルというになりますと、二国間協定ですかから、国が債権の回収を図るために努力をしていましたが、その辺の兼ね合いをこれからどういうふうに進めていかれるのか。それから、リスクシェアル関連の債権回収の状況はどのようになってきておられるのか、まずお答えいただきたいと思います。

○島山政府委員 第一に、リスクシェアルが起きました場合に回収を政府が行うのかあるいは民間が行うのかという問題でございますが、御指摘のようにパリ・クラブでリスクシェアルが行われることになりますると、その計画に従って向こうが支払ってくるかどうかというものは主として政府が見張つておるということになるわけでござります。

それから、リスクシェアルになったお金の支払い状況はどうかという御指摘でございますが、これは現在までのところ平均いたしまして八七%の回収率になってございます。ですから、将来とも八〇%以上の回収が期待できるというふうにとりあえず私ども考えさせていただいているところでございます。

○青山委員 当面はそういう形でやつていかざるを得ないのかなと私は思つておりますが、特別会計の基盤が大変弱い、そのため、支払いがかかるべくればどうしても資金運用部からの借り受けをしなければやつていけない。こんなことはいつまでたつても基盤が強くならないし、こうして法改正をしてこれから製造業にまで保険の範囲を拡大していくことになつてきますと、現状は、これまでここでもう得なかつた

と思うのです。しかし、これからの対策としてはこんなことをいつまでも続けていたのはいけない。基本的に特別会計の基盤を強化していくとい

う考え方がなければいけない。その辺の見解はいかがですか。

○島山政府委員 保険事業の財政基盤につきましては、六十年度の引受規模十兆円に対しまして資本金が六十億円という現状でございまして、債務償還への引き受け緩和という現下の緊急課題に進めていかれるのか。それから、リスクシェアル会計から一応十億円増額はいたしたところでございますが、御指摘のように、それで十分というわけではないと考えております。したがいまして、今後は保険事業の財政基盤のこうした現状を踏まえまして、できるだけ運営基盤の充実を図つてしまいたいと思っております。

○青山委員 今回の法改正で、海外投資保険の拡充ということで製造業にまで海外投資の信用危険の拠点として拡大をしていく。これは、最近の円高や貿易摩擦等で中小企業の人たちも国内における事業の展開というものが大変難しい。中小企業も海外で製造していくことでの中小企業の投資が進んできています。その意味で私はよくわかるのですが、問題は、そうなってきますと、例えば保険金自当ての計画倒産みたいな形が出てきたんじゃない。とは言ひながら、そういう任意性の倒産、事故を恐れる余りそれぞれの段階におけるチェックが大変厳しくなつてくる、保険の引き受けもガードが厳しくなつてくる、引き受けをしたが後運用はいつもなかなか厳しいことを言つてくるとか、チェックが厳しい余りに中小企業者の海外投資意欲をそいでいくといふことになつては、これはかえつて法の精神を損なつっていく非常に難しくて、保険制度はできるだけ幅広くみんなが参加してくれる、そのことの方がリスクが分散していくということと、私はもっと多く利用していただきたいと思うが、さりとて任意性の事故を恐れる余りにチェックが非常に嚴重になつて

きて、かえつて投資がそこで後退をしていくといふことになつてもいい。その辺の兼ね合いを今どういうふうに考えようとしておられるのが、いかがですか。

○島山政府委員 保険事業の財政基盤につきましては、六十年度の引受規模十兆円に対しまして資本金が六十億円という現状でございまして、債務償還への引き受け緩和という現下の緊急課題に進めていかれるのか。それから、リスクシェアル会計から一応十億円増額はいたしたところでございますが、御指摘のように、それで十分といふべきではないと考えております。したがいまして、今後は保険事業の財政基盤のこうした現状を踏まえまして、できるだけ運営基盤の充実を図つてしまいたいと思っております。

○青山委員 青山委員御指摘の点はある意味で私ども非常に悩んでいる点でございまして、重要なボイントだと思いますが、一応現在の海外投資に係る今度の信用保険のてん補というのを探用するに当たりましては、貿易保険の健全な運営ということに配慮しながら、まず第一に投資計画のフィージビリティー、それから第二に投資先の国への受け入れ環境等をチェックして引き受けを行つことにいたしております。こうした点は、御指摘のような例えれば中小企業というような企業も自分自身としても一応チェックを必要とすることができいましょうから、それに補完的に情報を提供するというような形で、保険を行う私どもとそれから被保険者と共同しながらそういうチェックを行つて、お互いの利益になるというような気持ちでやつてまいりたいと思っているところでございます。

それで、具体的に付保手続に参りましたときには事前の相談を十分に行いまして、必要に応じまして中企事業団の海外投資アドバイザーリード制度というようなものの活用も図つてまいりたいとうことを考えておりまして、それらによりまして過重な負担にならないようなどいふことを考えておるところでございます。

○青山委員 投資はできるだけ円滑に進めていくことを願つたいたい。しかし、保険の健全性という点を無視するわけにはいかないということで、二律背反、悩みは尽きないとと思う。思うが、しかし経済社会環境は、おっしゃられるように海外投資ができるだけ進めていくといふような全体の機運が出てきており、そういう中で海外投資保険もこういう形でさらに拡大をしていくということですか。しかし危険を顧みるなどいうつもりはありませんが、その辺は余り厳重になり過ぎないで、さりとて

きで、かえつて投資がそこで後退をしていくといふことになつてもいい。その辺の兼ね合いを今どういうふうに考えようとしておられるのが、いかがですか。

○島山政府委員 御指摘のようによく保険の利用率が低下をいたしておりまして、例えば、八三年度と三六・九%であったものが八五年には二四・三%に低下しているという状況になつてゐるわけでございます。

そこで、御指摘のようないくつかの制度の普及、利用の促進ということを図る必要がございまして、財團法人輸出保険協会、こういったものを通じましてパンフレットを配りまして、あるいは平易な解説書をつくりました、それから相談事業を実施する、あるいはコンピュータを利用して海外バイヤーの情報提供を行つ、こういうようなことで制度の普及、利用の促進に努めているところでござ

八十人でやつてあるということを聞きましたが、

界で初の試みでございます。

ということになりますと、日本の輸出保険制度の運営というのがいわゆる効率的、経済的であつて、被保険者にとって国際的に見て大変恵まれてゐるのではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○島山政府委員 御指摘のように、我が国の平均の保険料率は、お出ししました資料からもござりますように〇・三六%ということで低くなつておられます。これも御質問の中にありましたように、これは我が国が包括保険という制度をとつておりますとして、したがつてリスクの少ないものも入つてきてくれるということでこうなつてあるわけですが、いまして、個々に比較をいたしますと必ずしも低くなつてない。したがいまして、今の最後の御質問の点に直接お答え申し上げれば、その個別の被保険者にとっては外国と比べて恵まれた状況にあるというわけでは必ずしもないという状況であろうかと思います。

○矢島委員 どうも率直にお認めいただける答弁ではないのですが、それでは今までの、現行の海外投資保険制度についてお伺いするのですが、保険料率を見ますと〇・五五%ないし〇・六五%、これも世界で最も低い範疇に入っていると思うのですが、同時に引受規模を見ますと世界最大で、世界銀行からも高く評価されている、こう聞いておるのですけれども、そのとおりでしようか。

○島山政府委員 海外投資保険の料率は、大体〇・六%とかそういうことでございます。また、規模として世界の最大の利用規模になつてあるといふことは御指摘のとおりでございます。

○矢島委員 この海外投資保険制度を、今までの主として非常危険のてん補であったのを信用危険のてん補についてさらに製造業投資などにも拡大しようというわけですけれども、そういう制度を持つている国が諸外国の中にあるかどうかということをちょっとお尋ねしたいのです。

○島山政府委員 海外投資保険につきまして、今回のように信用危険をも担保するという保険は世

これら諸国からの製品の輸入促進になるというふうに考えておるわけでございます。

○矢島委員 そうしますと、法案の説明によれば、本改正案のねらいというのはLDCへの海外投資の拡大ということですけれども、先進国への投資もささらに増大する結果になりはしないかと思うのですが、その心配は全くないと言いかつておるのですが、その心配は全くないと言いつらうか。

○島山政府委員 先進国への投資一般がこの保険の問題と離れて今後どうなるかということはまた別の問題であるが、この保険を創設することによつて先進国への海外投資があつたという見方をすれば、それは必ずしも誤りではないかと考えております。

○矢島委員 といいますのは、先進国というのは、投資をいたしましてもそれほどリスクもない、それから予測できないような経済情勢の変転というのも発展途上国に比べれば少ないと、それから予測できないうまでもそれほどリスクもない、それから予測できないような経済情勢の変転といふものですから、そのように考えるわけでございます。

○矢島委員 先の予想の問題ですからそういう御答弁もあるうかと思いますが、実際に今までの状況、先進国でのこれによるところの信用危険にようリスク問題というのが少ないと、いうわけですね。日本では、その点と、日本のプラント輸出のところでは、この保険の新設というものに対しても、日本の商社は歓迎し大きな期待を寄せていると思うのですが、その点と、日本がそれを新設するのでこれ策の一つと考えられるのですが、そのように理解してよろしいでしょうか。

○島山政府委員 まず第一点の仲介貿易保険は、例えば日本の商社なら商社がその発展途上国Aという国からどこか売り先のBという国へマーケティングをいたしまして、そしてその商社なら商社がファイナンシングをやるというようなことで助けていくわけだと思いますので、発展途上国との経済にプラスになる、ここは私どもの目的としているところでございます。

ただ、今御質問の、この制度を日本の商社が非常に歓迎しているかどうか、ここは、無論反対はいたしておりませんけれども、是が非でもと言つてはいるかどうかというところは、ややニヒートラルであろうかというふうに考えております。

○矢島委員 プラント輸出のてこ入れ策の一つと考えてよろしいでしようか。

○島山政府委員 お答えを漏らして申しわけありませんでした。

プラント輸出のてこ入れ策という意識はございませんでした。

○島山政府委員 この法案のねらいは、我が國からも前払い輸入を促進することに支援する役割を果たすもの、このように理解してよろしいでしようか。

この法案は、先進国からもあるいは発展途上国

からも前払い代金が途上国へ還流といいますか、前払いをするこによりまして、途上国の生産・集荷金融の円滑化に貢献して、その産業開発を促進することが大きなねらいになつております。これで途上国で品質のいい、あるいは加工度の高い製品などが生産されることが可能になりますので、

ませんけれども、したがつてそれが全般ではございませんが、そういうふうに機能する部分がございます。といいますのは、一般に一〇〇%仲介をいたします場合にはプラント輸出と関係がございません。これが主体でございます。しかしながら、やや例外的な場合といたしまして、日本から

一部プラントが出ていく、そして大部分が第三国から別の第三国へ渡る、こういうケースがございます。これは、現在のところ保険制度の対象になつておません。そのようなものが、今回仲介貿易保険というものが創設されますと、五〇%以下でございますけれども、日本から出していくプランでございますけれども、そういう意味合いで、プラン輸出にもプラスの貢献をするという機能が一部ございます。

○矢島委員 時間がなくなりますので大臣にもよつとお伺いしたいのですが、次の三つの点でお答えいただければと思います。

一つは海外投資保険のてん補拡大の問題ですが、れども、六十年の海外直接投資の実績から見ますと、先進国向けが四二%と大幅に伸びておりますが、発展途上国向けは逆に五%の減少となつていて、大ということは大企業の投資行動に対応したものと言わざるを得ないのでないか、そこで世界各国との投資摩擦の一層の激化を招くものではないかという点。

もう一つは、この円高の中で海外直接投資が加速されて、通産省の発表ですが、二〇〇〇年まで年平均一四%増加するだろう、こういうふうに言はれておりますけれども、そういう中で毎年二十万人の失業者が出てくる、完全失業者が四%に達する見通しを通産省も発表しています。そうすると、海外投資保険の適用拡大というのは、企業の海外流出あるいは産業空洞化、失業の増大、こいうものに拍車をかけるものになるのではない

況に立たされている中小企業にさらに追い打ちをかけるものではないか。加えて仲介貿易保険制度の創設でそれとも、特に、装置産業の海外調達というのがありますふえてくる、これまた産業の空洞化や労働者の失業あるいは下請企業にとって重大な打撃、こういうものをもたらすのではないかな。

この三点についてちょっとお聞かせいただければと思います。

○豊山政府委員 三点お尋ねいただきましたけれども、大臣に真ん中の点をお答えいただくことにいたしまして、第一点と第三点についてお答えをさせていただきます。

まず投資摩擦を招かないかという点でございまが、先進国の投資増が非常に急激であって、そして発展途上国が横ばいないし微減である、これは事実でございます。そこで私どものねらいは、むしろこの発展途上国へちゅうちゅとしているのを少しもやしてはどうかということです。そういうた今までの流れをただ助長しようということではなくて、投資摩擦のないような発展途上国への投資をやっていったらどうかということです。

ただこれは、この保険だけ投資という一大決断をできるというふうには思っておりませんで、海外投資は、好むと好まざるとにかわらずやはり実行されいかなくてはいけないという側面を持っていると思いますので、特に、中小企業が生き延びるためにも海外投資をしなければいけないという側面もあるうかと思いますが、そのときに信用リスクが怖くて投資できないというような性格のものとして位置づけていきたいと考えているわけでございます。

それから、前払い輸入が中小企業性製品の輸入増を招くのではないかということでございますが、円高の進展によりまして、既に六十一年の中企業性製品の輸入額はドルベースで対前年比二・七%増ということになつております。こうし

た円高によつてもたらされます輸入の増大等経済環境の著しい変化に中小企業が円滑に対応できるようにするために、当省としては、御案内のように構造転換円滑化のための対策をいろいろ講じておるところでございます。ですから、そういう対策、積極的な内需拡大策とかそういうことでやつしていくというふうに考えておるところでございまます。

○末木政府委員 ただいまおおむね第一点と第三点について御答弁申し上げたわけですが、第二点について私から御説明させていただきます。

海外投資に伴いまして国内経済の空洞化が懸念されていますが、現実の数字で見ますと、非常に極端な空洞化ができるような大きな流れの数字にはまだなっていません。例えば一つの数字を挙げますと、国内生産と海外生産の比率を見ますと、日本は四%程度でございますが、アメリカは一九%、ドイツは一四%、例えはそういうことですござります。大きな流れとしてはそういうことでございますが、ただ、瞬間風速が速過ぎたりすれば

もちろん問題はございますので、これはよくウオッチをしていかなければならぬと思います。

基本的には、ただいま貿易局長の答弁にもありますように、国内において新しいビジネスチャンスをつくり出していく。一つの流れとしては新技术を核としたものでございますし、もう一つの流れは経済のサービス化に即応したものだと思いまます。したがいまして、大臣の答弁にもございましたように、内需の拡大によってそういう新しい

性格のものとして位置づけていきたいと考えているわけでございます。

○佐藤委員長 午後零時十分から委員会を再開す

〔報告書は附録に掲載〕

○矢島委員 時間が来ましたので質問は終わりますが、このような重要な法案を、しかも通産省自

身も日切れ法案ではない、こういうふうにおつしやつていらっしゃるのですが、こういうものを短時間で国会を通してこうというの非常に問題だと思います。

質問できなかつた部分も多々ございますけれども、私たちにはこういう国境なき経済活動を促進するような、あるいは空洞化の問題あるいは保険収支や損益の悪化を招く問題、こういう問題等を抱えている本法案に對して反対することを表明いたしました。

○佐藤委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○佐藤委員長 これより質疑に入ります。

○水田委員 現在我が国の経済が直面しておる状況というのは、これまで四十八年のオイルショック以来二度にわたつて大変な危機があつたわけですが、そのときに比べて全く様相が違うのですが、これまでと同じようなペーパーではどうにでもならないだらうと思うのです。そこへもつてきて、二月のG5、G7で協調して大体一ドル百五十円ぐらゐのところだと、これが暗に合意されておつたようでありますけれども、現実にはきのうの状態ではさらにそれを上回つていて。そして、

このことは見方によつては、ドルの暴落といふことにでもなれば、これは国際的、世界的な大変な経済状況、いわゆる恐慌にもなりかねない、そういうものを含んでおるわけでございます。そういう点では、円滑化法案といふのも一つの手だてではありますけれども、現実にはきのうの状態ではさらにつらさを上回つていて。そして、

○佐藤委員長 これより討論に入るのあります

が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

輸出保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○佐藤委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、

さよう決しました。

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、

さよう決しました。

午前十一時二十四分休憩

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員長 産業構造転換円滑化臨時措置法案について審査を進めます。

に高度に依存しておりました我が國経済構造の脱却を図り、そして省エネ、省資源の推進などを図つて、需給のバランスをとるために供給力の強化を行うというような、これが当時の課題であったと思います。

ところが、今度の場合は大幅な国際収支の黒字、貿易インバランスの問題が基本に横たわっておるわけでございます。円高が御承知のように急激に進行しております。きょうもまだ百五十円台に戻しておません。百四十九円台で低迷いたしております。低迷といいますか高速发展といいますか、円高になつております。この円高に企業はついていけるのか、私は危機的な状況にあるのぢやないかというふうに考えておるのでございます。そこで何をなさねばならぬか。まず目先の問題としては、G5、G7等で合意されました点の第一の問題である為替レートの安定のための相互の努力であり、そして中長期的には、アメリカに体质改善をしてもらわなきやならぬことは当然でござりますが、ドイツもそうでしょけれども、日本内の内需の拡大策を中心とする対応、それに産業構造の調整ということであろうと思うのであります。

それで、ここで特に強く申し上げておきたいことは、午前中も申し上げましたけれども、本来総合経済対策といらものは、現在予算案が審議中でござりますから、この予算が成立した時点の経済状況の動向にかんがみて組まれるべきものであることはこれは論をまちませんが、このような異常な円高ということになりますすれば、我々はやはり緊急避難的な行為をとらなければならない。それは産業界のためにも、とりわけ中小企業のためにも我々は英断をもつて取り組まなきやならない。そのためには、英断をもつて取り組まなければなりません。これは恐らく国会は野党、与党を問わずお許しをいただけるのじやなかろうか、むしろある意味においては御賛成をいただけのじや

なからうか、こう思つて強く世論づくりにいそしむたまし、その旨閣内におきましても強く提言をしておきました。おきましても強く提言をしておきまでも

たのかを伺いたいと思うのです。
○田村國務大臣 実は私はその当時通商産業大臣ではございませんでしたので、当時のこといろいろと調べてみました。一昨年九月のG5は、昨年五月の東京サミットより前に開催された会合でござります。通貨当局者の非公式な協議の場であつたという性格だったそうでございまして、その内容について事前に相談を受けていたわけではございません。相談があつたかということではございません。相談があつたかということではございません。相談があつたかということではございません。相談があつたかということではございません。相談があつたかということではございません。相談があつたかということではございません。相談があつたか

たのかを伺いたいと思うのです。
○田村國務大臣 実は私はその当時通商産業大臣ではございませんでしたので、当時のこといろいろと調べてみました。一昨年九月のG5は、昨年五月の東京サミットより前に開催された会合でござります。通貨当局者の非公式な協議の場であつたという性格だったそうでございまして、その内容について事前に相談を受けていたわけではございません。相談があつたか

と、昭和四十五年から四十九年の平均では銀行借り入れ八三・九%が六十年には二九・七%になつてから七〇%は、そのまま置いておけている。ですから七〇%は、そのまま置いておけば損をするわけですから、これは投機に回るといふ構造になつてきてている。これらの点を見てみると、これは累積債務の点でいえば一兆ドル、一千人、下請を入れますと十万人の雇用がそこでは失われる。あるいはまた造船でいいますと、ドックを廃棄するのは、最盛期に比べて大半がぐらりとなくなってしまう。それでもNICSの追い上げによって一体競争力がもち得るのかどうかというような問題があるわけであります。さらに、非鉄金属の山の多くは閉山せざるを得ない、あるいは製錬所も縮小していく、こういうことでありますし、アルミは水力発電の蒲原一ヵ所を残して火力発電のアルミは全部製錬をやめるということになつてしまふ。石炭も多くの山がとにかく閉山になるわけです。そして、一月には失業率が三%に達した。通産省の予測によりますと、昭和六十五年には四%になるのではないかと言われておるわけです。今百八十二万、そして四%になれば二百五十分という失業者が出てきます。

そこで今の円高が、自然に経済的な力によつて上げた点は一つは産業政策の問題、一つは金融政策といいますか財政、そういうたものに絡みがあるわけです。
そこで今の円高が、自然に経済的な力によつて上げた点は一つは産業政策の問題、一つは金融政策といいますか財政、そういうたものに絡みがあるわけであります。さうして、G5の会議の前に通産大臣は大蔵大臣から事前に、これはもうお互いが対応できるということでなければならぬと思うのです。そこで、一昨年九月のG5の会議の前に通産大臣は大蔵大臣から事前に、これはもちろん日本の産業を考えれば通産大臣が責任を持たなければならぬのですが、そういう点の相談があったのかどうか。本来そういうことがあってしかるべきだと思うのですが、あつたのかなかつ

ら、それぞれの産業によって対応していくのは当然でござります。しかし、「昨年九月からの急激な円高」というのは、まさにそういう点では対応の時間がなかつた。まさに大蔵省が主導で、貿易収支の黒字というのをとにかく為替相場でコントロールしようということが主たる話し合いの結果でござります。相談があつたかということではございません。相談があつたか

業につきましては、既に昨年中小企業の事業転換法及び特定地域におきます中小企業に関する特別の臨時措置を法律で規定をしていただきましたが、こういったことのほか下請中小企業に対する新しい経済環境への適応に関する助成措置等も六十二年度から用意をさせていただいておりますので、こういった通産省に関連する各種の対策のほか、労働省の地域雇用開発等促進法に基づきまして三十万人雇用プラン、こういったもの、政府として各種の対策を総合的に活用することによりましてできるだけ雇用問題について御心配をおかけしないよう努力をしていきたい、かように考えておられるところでございます。

○木田委員 基本的な産業構造問題について、また別の機会に論議をさせていただきたいと思います。

具体的な法案の内容についての質疑に入りたい

と思いますが、産業構造の転換というのは、一

つ、企業にとってみてもこれは大変な決断も要る

し、また努力も要ることであります。しかしそこ

に働くお者にとってみれば、そこで働くの

があるいは外へ出なければならぬのかということ

は、まさに家族を含めての生活のかかっておる問

題です。さらに言えば、本工以外に日本の基幹産

業というものは下請が同数かまたはそれ以上存在し

ておるわけですね。そちらの存立というのも大

変な影響が与えられるわけでありますから、私ど

もはいわゆる産業構造の転換をやる場合に、企

業の生き残りということと同時に、そこに働くて

おる人なり中小企業の問題というのは同じような

ウエートで考えてもらいたい、そういう気持ちがあ

るわけです。

法案の内容を見ますと、第一条には、産構法に

は第一条の目的の中に入つておる雇用の安定、関

連中小企業という言葉が入つてない。また、五

条の事業適応計画の承認、七条の事業提携計画の

承認の中に計画の記載事項といふのがあります。

その中に雇用に関する事項というのが入つていな

いわけです。そういう点では、我々が一番心配す

るのはやはり雇用の問題ですが、なぜそれを入れ

なかつたのか。産構法とは若干スキームの違うも

のは言ひながら、私どもは、気持ちとしてはそ

こらは同じウエートで考えてもらいたいという気

持つことがあります、なぜそういうことになつてお

るのか。入れるお考えになぜならなかつたのかと

いうことをお伺いしたいと思います。

○杉山政府委員 法文に則してのお尋ねでござい

ますが、まず、第一条の方になぜ特定産業構造改

善臨時措置法と同様に雇用及び関連中小企業への

配慮という字句を入れなかつたのかという点でござりますが、これにつきましては、今回の法案で

は特に第二条というものを設けさせていただいて

おりまして、この第一条の中では、先ほどの御答

弁で申し上げましたように、新しい雇用機会の開

発を目的とした新しい産業分野の開拓と並びまし

て、雇用機会の確保、中小企業者の新たな経済環

境への適応の円滑化等の関連施策について、は

国、地方公共団体がその責務として確保されるよ

うに努めなければならないという条文を置いてお

ります。これに相当する条文は産構法の中にはな

いわけでございまして、むしろ私どもいたしま

しては、第一条の目的に入れるよりは、特に条を

設けて国、地方公共団体の責務として雇用の確

保、関連中小企業への必要な対策といつたものを

確保すべき旨を定めた。そういう意味におきまし

ては、特に雇用、関連中小企業への影響といふも

のについては十分配慮することに意を用いたつも

りでございます。

また、事業適応計画及び事業提携計画の中に勞

務に関する事項といふのが入つていない、こう

いうお尋ねでございますが、これにつきましては、それぞれの条項の中に計画記載事項で「その

他主務省令で定める事項」という記載がございま

して、私どもは、これらの計画の中に労務に関する

事項が出てまいります場合には、それを任意的

な記載事項としてこの計画の中に記載していただ

くより、主務省令の中でそういうことを定める心

づもりにいたしておりますために、特に必要的心

の動向についても調査して必要な情報を提供する

ということになつております。

この条項は、全体といたしまして我が國経済を

な記載事項としてはそれぞれの条項の中に記載を

しなかつた、かような次第でございます。

○木田委員 二条というのは国の責務なんです

ね。私どもが言うのは、もちろん國も責任を持つ

てやつてもらう。同時に、実施する企業も、その

雇用についてはやはり十分考えてもらわなければ

ならない、あるいは中小企業のこととも考えなさい、そ

して國もそれに対して支援しましょう、こうい

うスキームにするのならやはり一条に入らなければ

いけないわけですね。ですから、これは私ども

ぜひ、時間がありませんから、もうこれは何回や

つても同じことになりますから、私どもの基本的

な考え方だけ申し上げて、法の運用については國

も責任を持ってやっていただくけれども、同時に

実際に実施する企業も雇用やあるいは中小企業の

問題というのは考えなければならぬ、そういう立

場で取り組むようやつていただきたいと思いま

す。

次には三条の関係で、これは事前に私どもが法

案の説明を受けたときにお話があつた中で若干誤

解があるのでないかと思うので念のためにお伺

いするのですが、三条の情報提供に「我が國の事

業者の海外事業活動等の動向を調査し、」こうあ

る日本企業の海外進出を奨励するという意味で受

け取れる説明が事前にちょっとあったものですか

ら、真意はどういうことなのかということを伺つて

おきたいと思います。

○杉山政府委員 三條の、國による各種の情報提

供条項について御質問がございました。

この中で、御指摘のように、我が國の事業者の

海外事業活動等の動向を調査して必要な情報を提

供するということを決めておりますが、この条項

では、事業者の海外事業活動等の動向に関する情

報の提供だけではなくて、その前に、内外の産業

取り巻きます各種の情報を国として的確に把握を

して、これを事業者に提供することによって各事

業者の新しい経済環境への適応というものをでき

るだけ円滑にしていただく、こういう意図で設け

たものでございます。内外の産業と並んで我が國

投資がかなり進んでおりまして、我が國事業者の

海外での生産活動というものが相当程度に行われ

るようになつてきました。こういう状況を踏まえて、

海外での我が國事業者の直接投資をより促進す

る、そういう意図を持つて行つたものではない、

こういうふうに御理解をいただきたいと思うわけ

でございます。

○木田委員 それから十二条に、「当該措置に係

る事業所における労働組合(当該事業所において

労働組合がない場合には、労働者の過半数を

代表する者)と協議して」とあるのです。これ

は協議のやり方によって、話しあく程度というも

のもあれば、本当に十分労働者が納得するような

協議が行われる場合もあるのですが、この場合の

協議のやり方は、私どもは計画立案の段階、いわ

ゆる事前の段階から詰めていく、そういうぐあい

にやつてもらわないと本当に雇用に対する配慮が

十分されたとは思えないわけですが、この法案で

言ふ協議とはどの程度のことを見ておられるの

か、伺いたいと思います。

○杉山政府委員 お尋ねの十二条につきまして

は、特定事業者が主務大臣から承認を受けました

事業適応計画または事業提携計画に従つて具体的

に設備の処理、事業転換、または事業提携を行う

場合につきましての組合との協議について規定を

しているわけでございます。

○杉山政府委員 お尋ねの十二条につきまして

は、特定事業者が主務大臣から承認を受けました

事業適応計画または事業提携計画に従つて具体的

に設備の処理、事業転換、または事業提携を行つ

う場合につきましての組合との協議について規定を

して、これは計画の実施の段階の規定ではござい

ます。

ますけれども、私どもいたしましては、計画作成の段階から事業者と組合との間で十分な協議が行われるということについてはこれは必要なことであるうと思つておりますし、もしさういった協議が十分に行われないまま計画が出てまいりましたような場合には、計画の承認基準の中には、労働者の地位を不当に害するようなものであつてはならないといふ承認基準等もござりますので、十分な協議が行わぬまま計画承認というような段階になりました場合には、残念ながらこれは承認の対象にはなかなかいたしかねるのではないかというふうに考えておりますし、まだ実際企業等につきましても事前に十分な協議が行われるよう私どもとしても指導をしてまいりたい、かようになります。

○水田委員 ザひそのようにお願いしたいと思います。労働省おいでになつていますか。——実は今は起つておる事態というのは、まさにこれまでの業種では訓練されても生きていけないという時代、新しい分野の職業訓練を受けなければならぬ、そういう時代だと思うのですが、現実に現地へ行つてみると、職業訓練というのは、都道府県がやつておるものあるいは雇用促進事業団でやつておるものがあるわけですが、ほとんどが転業の場合は短期大学校へ入るのじやなくて県の訓練センタで受けけるわけです。そちらの職種を見てみますと、溶接であるとか機械であるとか塗装であるとかブロックであるとか木工をやるとか、そういうものが多いわけです。日本の産業構造は大きく変わっていくわけですから、実際に見てみますと、この訓練を受けることによって雇用保険をそれだけ期間を延ばしてもらつて受給するといふらしいのことで、それを受けたから必ず新しい分野でその職につけるという保証はないし、また今起こっている産業構造の転換といふのはまさに全く違う分野というのが多いわけですから、そういう点では科目をもう一遍考え方をしてみるべきではないだろかという気がするわけです。そのためには文部省もかんでもらつ

て、文部省令による学校の定員の枠を広げてそこに吸収できるものもあれば、あるいはまた訓練センターなり雇用促進事業団の短期大学校なども新しい時代に対応する科目をつくつていく、そういうこともなければならぬだらうと思います。

中には、例えばある企業に聞いてみると、コンピューターの要員が三千人我が社におるといふのです。これで新しい分野へも出でいく。そこらも有効に使ってもらえるなら、その地域で新しい教育機関で、いわゆる在籍のままでできるかでさきぬかわからぬけれども、例えば雇用調整金を受けてながらも在籍で訓練ができるというようなくともやれぬことはない、あるいは公的な職業訓練の機関に派遣してもよろしい、こういう意見もあるわけでございます。

時間がありませんから全部一緒に申し上げますが、そういう点で職業訓練の科目について根本的にやり直す、それをやらなければこれは対応できないのじやないかというのが一つ。それからもう一つは、鉄鋼に限つて申し上げますと、造船の場合は余ったのはとにかく人員整理で、希望退職でやめて、現に労働省が受けなければならぬところへ受けとる。鉄鋼の場合は労使の間で協定があるので、三年ないし四年は本来外へ出るのを中心において抱えてやるわけですから、そういう場合は、例えば新しい地域雇用開発促進法で、これはその地域、例えば釜石を見ますと、釜石でどこか採用してくれるところがあれば、中小企業なら三分の一、大企業なら二分の一出す。あるいは室蘭でもそうです。そういうのはないわけですから、全部企業城下町で、へこんでいったら働くところがないから、この労働省の法律ができても適用されぬわけです。だけれども、鉄鋼の場合は中で抱えていたから法律の適用が難しいと思うのですが、中で在籍のまま向こうも給料を半分持つあるいはこの制度を利用して半分持つて、そして在籍のまま二年なら二年の訓練が受けられる、そういうことも検討してしかるべきではないだろかという気がするわけです。

○水田委員 ザひそのようにお願いしたいと思います。

勤省にそういう点についてぜひ御検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○大月説明員 ただいまの職業訓練に関する御質問にお答えいたします。

第一点の公共職業訓練校における訓練科目が時代の流れに合わないんじやないか、こういう御指摘についてでございますが、確かに御指摘のとおり現在非常に産業構造の変化あるいは技術革新が速く進んでおりまして、必ずしも公共職業訓練施設の訓練科が対応していない面も間々見られるわけでございます。私ども公共職業訓練施設がどういう地域の需要あるいは企業の需要に対応していくためには、さらに今後の雇用需要の見通し等、そういうようなものを考慮しながら訓練科を設定する必要がある、こう考えておるわけでございます。そしてこのような観点から、最近は都道府県あるいは雇用促進事業団の施設におきまして、今はデザインというような今まで余りやっていなかった分野への訓練科の転換を進めているところでございます。さらに今後そういった方向で指導していきたい、こう思つております。

それからもう一つ、こういう公共職業訓練施設だけではやはり施設あるいは定員の関係でなかなか対応できない事情もございますので、むしろ今後の方針といたしましては、公共職業訓練施設のみならず、民間における教育訓練機関あるいは専修学校、各種学校というようなものが随分職業に関する教育訓練を行つておりますので、そういうところへの委託訓練というような格好で進めていきたい、こう考へておるわけでございます。

それから第二点の、いわゆる過剰な労働者を抱えている業種について在職のまま訓練を受けることができないか、こういう御指摘でございますが、私ども今考えております三十万人雇用開発プログラム、この中におきましては、いわゆる過剰労働力を抱えている不況業種から雇用吸收力のあ

う、離職予定者あるいは出向予定者というような方々を、在職のまま公共訓練施設や専修学校で能効開発を行う。さらに新しく、企業に委託したままでいわゆる企業委託訓練も実施することを考えおりまして、既に昨年の秋から一部の地方で実施しているところでございます。そして、この場合の訓練期間の問題にちょっと触れられたわけでございますが、現在私どもこういう職種転換の場合には、原則、標準六ヶ月の期間で実施しているわけでございますが、これはその内容に応じまして最高一年まで延長できる、こういう制度でございます。

そういうことで今後対応していきたい、こう考へておるわけでございます。それから自治省おいでになつておりますか。
○水田委員 新しい時代に対応する歴史的な転換を迫られておるわけですから、こちらが好きこのんでやるわけじゃないのですが、ですからその点ではぜひ、今の点については十分配慮してやっていただきたいと思うのです。

——企業城下町のようなところで基幹の設備が廃棄されると、所によつて違うのでしうけれども、とにかく大体千人従業員が減ると人口が一万減るのですね。例えば室蘭の例を挙げますと、人口十八万でとにかく下水道から道路から学校からいろいろな整備をしてきた。起債を使ってやつておるわけです。だんだん減つていつて十三万に減つてくる。これでまた減るかもしれない。そういうわけですね。例えば室蘭の例を挙げますと、人口十八万でとにかく下水道から道路から学校から

ますと、支払いだけはずっと残つてくるわけですが、それに人口が減つた中で。そういう点では、特に財政上の配慮もしなければこれは立ち行かないことがあります。だから第一点の、いわゆる過剰な労働者を抱えていたから第二点の、いわゆる過剰な労働者を抱えている業種について在職のまま訓練を受けることができないか、こういう御指摘でございますが、私ども今考えております三十万人雇用開発プログラム、この中におきましては、いわゆる過剰労働力を抱えている不況業種から雇用吸收力のあ

りますと財政にも大変影響があるわけでございま

すが、それに対しましては、人口の急激な減少に

対しまして交付税の算定上、人口急減補正というのをやつております。したがいまして、そういう

少することのないように私たちとしては配慮をいたしております。

○水田委員 時間がありませんのでまとめてちょっとお伺いしたいのですが、一つは、先ほど申しあげましたように、各産業が対応する時間があればこれは対応してきたと思うのです。それが時間がないままに起つて設備廃棄をしなければならぬという事態になつたわけですね。ですから、もちろんいろいろな債務保証なり利子補給なりと、いうような支援措置を講ずるわけですねけれども、余剰設備の除却損について一部何らかの別途の支援措置といふのは考えられぬものかどうか。これは内容は違いますけれども、この円滑化法案との横並びで特定船舶製造業経営安定臨時措置法案というのが運輸へかかるわけですが、これはドックの買い上げ、まあ中小でしょけれども、そういうことがあるわけですね。そういう何らかの支援措置は考へられないのかというのが一つ。それから、企業が企業の判断でどこの地域の設備を廃棄するかというのは、これはすぐれて企業の経営判断の問題で、我々はとやかく言うべきではない。しかし現実には、企業城下町のようなところでは、確かに生き残っていくために国にわたくつて全部つぶれてしまう、そういう不安を持つている地域というのは大変多いわけですね。そういう点では、確かに生き残っていくために国際競争力を持つといふことの設備の集中化というのではなくて、地域社会の崩壊にながるような、あるいは地域経済が崩壊するようなどこかは、いついかがでしょか。なことについては何らか少し考へるといふ程度のことは通産省が全体の産業構造の転換の途中で物を申してもいいんじゃないかというふうに思ふんです。それからもう一つは、今度のこの法案に基づく基金というのが、第三セクターへの出資が五百億、債務保証の枠が二百億で十倍ですから二千億、利子補給の枠といふのが四千八百億と思うのです。これからやつてみなければわかりません

が、実際にはこの法律だけでは全部が転換できるわけではないのですから、この法律も利用する、またほかのスキームも考えていくとしても、これ

が、まず第一点は、設備廃棄について税法上の手当でだけではなくて、何らかの支援措置が講じられないかということをございますが、先生御指摘のように急速な円高という事態で企業に対応するいとまがない、そういう中での構造調整というこのにつきましては我々も十分認識をいたしておりまして、この点につきましては事業転換なり地域対策につきまして、むしろこれまでの政策体系上異例とも思われるような助成措置を講じているところまで行なわれてきております。御指摘の設備廃棄につきましては、産業転換なり地域対策につきましては、私どもの関係でも中小企業の場合には国が助成をした格好での設備の共同廃棄事業等もこれまで行われてきましたけれども、中小企業以

申し出」という規定を置いておりまして、都道府県は、特定設備の処理、事業提携その他の措置が地域経済に著しい悪影響を及ぼす場合、またその

おそれがある場合には主務大臣に対して意見を申し出ることができるという規定もわざわざ置いてあります。したがいまして、こういう規定に基づいて都道府県から地域経済についての各種の意見が提出される場合には、主務大臣とともに当然これに尊重して処理をしていくことにならうかと思うわけでござります。

それから第三点は、当面計上されている財政措置だけで十分かどうか、これにつきましては私もも成算があるわけではございませんが、冒頭の御質問でお答え申し上げましたように相手がありまして、この制度をどれだけ御利用いただけるかという実情がこれから法律施行後はっきり明らかになつてしましました段階で、もし万一不足するという事態があれば、その時点改めて追加その他必要な措置について検討させていただくということではないかと思つております。

○水田委員 終わります。

○佐藤委員長 奥野一雄君。

○奥野(一)委員 最初に、私はこの産業構造転換円滑化臨時措置法案、大変重要な法案だというふうには思つております。実際に現地調査などに入りまして、関係する業界とかあるいは自治体の方からも、これと今社会労働委員会の方にかかっております地域雇用の開発、この法案についてはできる限り早急に成立をさせたい、こういう要望があることは事実でございますが、私はそれだけに、重要な法案であるから本来であれば少ない時間をかけて、産業構造の転換とかあるいは円高対策とか内需拡大問題とか、そういう関係するこ

とにについて本来ならじっくり審議をして間違いない形で通すべきだ、こう実は思つておつたわけでありますけれども、こういう形になりますと大変少ない時間の中でお尋ねをしなければならないことだと思います。いずれ、大臣の所信表明があつたことでもござりますから、その質問の

際にまた改めて意見の交換もさせていただきたいと思っているわけです。そこで最初に、この法律の提案説明をちょっと読ませていただきまして、これは私の理解がちょっと違つておられるのかもしませんけれども、冒頭に、我が国の貿易収支の黒字幅というのは大変大きなものになっているんだ、こういう大幅な対外的な調和のとれたものに転換していくことが極めて重要だ、こう書いてあるわけなんですが、後の方で円高云々と書いてあるわけあります。本当に円高云々と書いてあるわけなんですが、円

不公平の是正を図るために我が国産業構造を國際的に調和のとれたものにするためには、円

方に円高云々と書いてあるわけあります。一方で産業構造の転換をするということならまだ話がわかるのですけれども、貿易収支の黒字というものを直していく、そのため我が国産業構造の転換は考へないといふのが本来の姿ではないのではなくて、地域社会の崩壊にならうな受け取り方をしますと、そつちの業界からも、これがなかなか難しいというのは残念ながら実情であります。

それから第二点でございますけれども、地域経済に影響があるような場合には、単なる経済合理性のみではなくて、地域経済に対する配慮といふ観点から通産省としてもいろいろ指導すべきではないか、こういう御意見でございます。

当然のことながら、企業城下町等におきます企業については、設備処理等をやります場合には地元と十分お話し合いをしているはすでございません。またこれからもそういうふうにしていくだろうと思います。我々もいたしましても、企業城下町等における企業と地域経済との関係について、この法律の中でも配慮をいたしておりました。この法律の中でも配慮をいたしておられたことでもござりますから、その質問の

の産業に大きな打撃を与える。こういうようなことでございますから、貿易黒字といふのは、最初に出たのはちょっとと文章を書いた者のあれで、私ももちろん書いてあるとおりに読んだわけですが、それでも、抜本的に産業構造を国際的に調和のとれた、輸出輸入のバランスのとれた姿にいたしました。これが、この法律案を離れて物を申しますと、産業構造調整の基本的な姿でございます。貿易黒字が出たということは二義的なことで、こういう今の産業構造だから貿易黒字が出たのであって、出たこと自体がコンバースのしんではない、こういうことでございます。

○奥野(一)委員 私は決して輸出を全部やめるとかなんとかというのを言つてゐるのではありません。ないのですが、例えば同じ輸出産業の中であっても、輸出をどんどんやって黒字をどんどん上げている業種と、それからそうでない業種と今分かれているわけですね。ですから、全体的に輸出をやめると言つてはできないと思ひます。しかし、例えば相当黒字を出していっている、これが輸出を制限されると海外、現地生産といふことになつて、現実そうならないわけです。そのことで、黒字がもちろん大幅にありますから、なおそれに対しても度はほかの産業に対する攻撃が別にかかってきているわけです。その業種にかかってきているのであればこれはまだいいわけですから、違う産業の方がばたばたとやられる。それに加えて、今度は円高になつて、競争力が弱いというのですか、後進国などに追いついている業種はだんだん落ち目になつて現在のような状況が出てきている。そうすれば、産業構造を考える場合には両者を考えていかなければならぬのではないか。黒字をどんどん出す輸出業者はそのまま放置しておくという形にならぬのではないかという気が私自身はするのです。

○奥野(一)委員 例えれば自動車なら自動車、今約五五%くらいの輸出ですか、それを四〇%くらいに抑えられないか。あとの一五%はひと

つ国内向けにもっと安い車をつくりなさいとか、いろいろな工夫をしたり、それこそ別の産業に転換していくとか、そういうことをやつていけば黒字の方は幾らか減る。そうすると、そのほかの産業に対する諸外国からの攻撃はそんなに強くならなくて済むのではないか、こういう感じがしていきます。したがつて、この法案を見ますと、今の鉄鋼とか造船とか織維関係だとか、そういう輸出型の産業であるけれども、円高で今相当深刻な状況になつてゐる産業が中心、こういふうふうにとつていいわけですか。

○杉山政府委員 私どもの考え方につきましては、ただいま大臣から大筋御説明したようなことでございますが、少し敷衍させていただきま

すと二つあるのではないかと思ひます。一つは、大臣申し上げました国際協調型の産業構造といふことではございませんが、これもその中を見てまいりますと二つに分かれると思います。一つは、輸出型産業については、これまでのよう国内で商品を生産してそれを海外に持ち出すということではなくて、むしろ現地の労働力資源等を活用する形で海外生産を進めていたい 국내からの輸出をモデレートなものにしていただくという方向が一つございます。それは、輸入を拡大する、そのためには国際的に比較優位を失つております産業について国内でのいわば戦線縮小と申しますが撤退を円滑にしていく、

こういう方向であらうと思ひます。

この二つの方向といふものはいずれも雇用機会の減少につながつてしまりますから、一方ではもう一つ新しい雇用機会を確保するための産業分野を切り開いていく、これが大きな二番目の産業構造転換の方向であるうと思うのでございます。

実は、今回御提案申し上げておりますこの法案は、二つの産業構造転換のうちの最初の方の国際協調型産業構造への転換の中で、むしろ最近の円高によりまして国内での産業調整を迫られていましたことの七月あたりになつたらやらなければならぬのではないか、こういう感じがするのです。

その辺のところは、先ほど水田委員に対する大

きましましては、先ほど水田先生の御質問にもございましたが、これまでの円高によりましてむしろ半までには北米で二百万台を超えるような生産能相応程度加速化されつつあるように思ひますし、例えば自動車等につきましては、既に九〇年代前半までには直接政府として直ちに何らかの対策を講ずるというような段階ではなくて、むしろ国内で産業調整を迫られている分野についての対応が必要だ、こういう判断でその分野についてだけ御提案を申し上げておるわけでございます。

ただ、全体としましては、大きな産業構造転換の必要性に基づいておりますし、その産業構造転換は何のためにやるかと申しますと、大幅な对外インバランスの改善、それに向けて産業構造転換をしていかなければいけぬ、そういう意味で提案理由の中にも書かしていただいたというところでありますから、それで絶対にそういうことで推移するであろうかと思ひます。

○奥野(一)委員 そうだろうと思つておつたのですが、そういうことになりますと、それでは円高による影響を受けている産業ということになりまことに申しますと、大体似たような予測をしておかないと、これは今まで大体似たような法案がずっと出てきていました。あるいは総合経済対策なんかもやられてきているのですけれども、それをせつかくやつて、また半年ぐらいたつたら円レートが物すごく上がつてしまつた、そういうことになると、今これを土台にしてやつてみたのだけれどもまためだとういうことになりかねないのでないか。今まで円レートの関係についていろいろな方からも質問がでていますけれども、的確には答えられないというのがお答えであります。

○奥野(一)委員 その問題はまたいつか機会あるごとにやせさせていただきたいと思います、時間がありませんから。

次の方ですが、これは先ほど産政局長のお答えたこともやつたのですが、これは先ほど産政局長のお答えたことがあります。そこで、私はお聞きしておいたことがあります。それは、ある程度の想定を聞いておりまして、適用になるのかなというふうにも思つたのです。先ほど水田委員の方から質問したことにも関連するのですが、国の責務の中にある新たな産業分野の開拓、雇用機会の確保、中小企業者の新たな経済的環境への適応の円滑化、こういふうに述べられてゐるわけなのであるが、具体的にどんなことを今通産として考へて

おられるのか、その成功するという見通し、もちろんそれはなくて出すということではないと思うのでありますけれども、そういう見通しがあるかどうか。

それから、先ほど水田委員が言われましたように、私ども室蘭の方に現地調査に入りました。新日鉄の方では、自分たちの方でいろいろなすぐれた技術を持つていて、労働者が失業しない以前に新日鉄なら新日鉄の内部でもって別会社をつくりてそちらの方へ吸収してやりたいのだ。しかしそれに対する助成というの今は今までほとんどない、そういうことについてやはり助成をすべきでないか、こういう意見なんかも伺ってきたわけなのです。先ほどもちょっと質疑を聞いておりまして、それは可能なような感じもしたわけなんですねけれども、その点についてお伺いしたい。

それから、これまたいつも私の方の地元のことばかり申し上げて申しわけないのでありますけれども、例えば函館どつくも今度の合理化で二百人ほど希望退職ということになつていてるわけです。ところが、函館どつくは大変優秀な技術を持ってる部分があるのでですね。そつちの方に、例えばそれを別会社にするのかどうかは別ですけれども、そういう自分たちの持つている技術というものの、造船以外の技術、これはボイラーです。ボイラーハは大変いい技術を持つていてるわけなのです。が、そうすると、そういうものを例えれば別会社なんかにつくつて、解雇される人を解雇されない以前にそちらの方に吸收をしてやる。先ほど水田委員が言いましたように、そうすると、その間、まして金融上、税制上の助成措置を用意させていなければ転換に必要な職業訓練も社内でやろうがどこでやろうが、そういうものにもある程度助成をしていい、そしてできるだけ解雇されないうちに別な仕事につかせる、そういう対応ということはこれは考えていく必要があるのじやないかな、こういう気がしているのですが、その辺はどうなのでしょうか。

○杉山政府委員 まず、お尋ねのこの法案の第二条で國の責務として言つております研究開発の促

進、雇用機会の確保等につきましての具体策とい

いたしておりますが、こういった基盤技術研究促進センターの事業規模を拡大することによります

基礎研究の充実、さらには工業技術院を中心としてやっております大型工業技術研究開発制度、こういった各種の技術開発に対する助成制度を強化促進いたしまして、新しい産業分野を開拓種を育てていきたいと思っております。

また、雇用機会の確保につきましては、これはこの法案の中でも、設備処理に伴う事業転換につきましては、後ほど御説明をいたしますように助成措置を講ずることにいたしておりますが、これとはまた別に、労働省の方で地域雇用開発等促進法というのを御提案申し上げておりまして、地域の雇用開発、三十万人雇用開発プランといった法によるものも実施をしようとしておられます。こういった政府としての総合的な対策を講ずると

いうものがこの二条に基づきます具体的な措置でございます。

それから、転換への助成について、鉄の場合、造船の場合の具体的な例を引いてお尋ねがございましたが、この法案によります特定設備として、構造的に過剰になつてると認められる設備処理に伴い過剰雇用をつなぎとめるための新しい事業分野への転換につきましては、この法案に基づきましては、新しい事業分野への転換をおやりにならん事業者につきましては、その設備資金につきましては特別償却制度をも御利用いただけるようになります。

その他、この法律におきます特定地域におきま

して事業転換をする場合には、金融上の助成措置

いただいて、その事業が仮に転換をしなければならないのであれば、結局はつぶれてしまう。そういうことにつながっていくのじやないかという危惧を持っていますし、特別償却につきましてもその償却率が割り増しされるというようなことに相なつて

おります。

また、その場合に、この新しい事業分野での事業を行うのがその設備処理をやる事業者だけに限られるのかどうか、その子会社等でやるような場合でもいいじゃないか、こういうようなお尋ねにつきましては、むしろ別会社にして機動性を持たせるということも必要かと考えております。この法律の五条の二項におきましては、直接設備処理をやる特定事業者だけではなくて、経営を実質的に支配していると認められる子会社等につきましては、その事業につきましては事業適応計画に含めて承認を受けることができるというふうに規定をいたしておりますので、そういう面におきましても、できるだけ円滑に設備処理とそれに伴う過剰雇用のつなぎとめのための新しい事業分野への転換ができるよう配慮をいたしたつもりでございます。

○奥野(一)委員 今の後段の方はよくわかりましたけれども、今までの事業転換法の審議の際にも随分指摘をされておつたと思うのですが、事業転換といつてもなかなかそこ簡単にはいかないわけですね。そして、単純なというと語弊がありますけれども、いろいろな技術をたくさん持っている事業でありますと、別な方へ転換しようとかあるいは子会社をつくるとか、そういうことは比較的可能だと思うけれども、そうでない部門は仮に事業転換するといったってなかなか大変だ。そういうときに、私は、國の責務の中の研究開発の推進ということに大変大きな期待をかけたわけではありませんけれども、そういうことは大変だと思いますけれども、そういうものをつづらたくまに現地調査を行つてしまつて、職業安定所なんかからも

い。 それからもう一つは、私もいろいろな現地調査に行つてしまつまして、職業安定所なんかからも

お話を聞いておるわけありますけれども、求人開拓のための人間が非常に少ない、こういうことで大変困つておられるというのが現場の実態でございます。そういうことについてどういう対応をされようとするのか。せつかくこういう法律を出されるわけありますから、それに見合った体制といふものは当然とるべきでないか、こう思つておりますので、その点について一つはお尋ねをしておきたい。

それからもう一つは、先ほど水田委員の質問で大体理解ができるような感じがするわけあります。が、労使協議。これは両方からちょっとお答えいただければと思うのですが、労使協議という場合であつて、協議が調わなくて紛争しているといふ場合、先ほどの産政局長からのお答えだったと思うのですが、そういう場合だったら承認にならないというふうに理解をしておるわけなんですかれども、そういう理解でいいか。それから労働省の方とすれば、そういう労使紛争をしているといふことについて、例えば労使紛争をしているのにこういうものが適用になつたということになつた場合には、これは労働者にとっては大変困つたことになるわけあります。そういう点についての労働者としての見解をお尋ねをしておきたいと思うわけです。

それからもう一つは、先ほど職業訓練のことでもちよつとお話がございましたけれども、訓練センターというものについてどういう考え方を持つておりますか。私も現地調査に入った中では、大都市の中心部だけにそういうものをつくってもらつても困る、やはりそれぞれの地域に適応したところにそういうものを設置すべきでないか、こういう意見なんかもあつたわけであります。が、その辺のところもあわせてお尋ねをしておきたいと思います。

○伊藤説明員 最初の二点につきまして私の方からお答え申し上げたいと思います。

最初の地域雇用開発等促進法の目的規定に関連してのお尋ねでございますが、先生御指摘になり

ましたように、この地域雇用開発等促進法は地域の雇用開発につきましての体系を新たに整備します。具体的には、私ども政府におきまして地域第一の柱がこの「地域雇用開発のための措置」で、こうしたこと�이 목적이 중에서도 유통망을 확장하는 것입니다. 그러나 그 외에 정부는 지역 개발을 위한 구체적인 계획을 수립합니다. 구체적으로는, 지역 개발을 위한 지침을 설정합니다. 그리고 이것은 단체와 함께 공동으로 구체적인 고용 개발 프로그램을 운영하는 것입니다. 특히 고용 개발을 통한 고용 창출과 고용 안정화를 목표로 합니다. 그리고 이것은 단체와 함께 공동으로 구체적인 고용 개발 프로그램을 운영하는 것입니다. 특히 고용 개발을 통한 고용 창출과 고용 안정화를 목표로 합니다.

○伊藤説明員 第二点につきまして私の方からお答え申し上げたいと思います。

最初の地域雇用開発等促進法の目的規定に関連してのお尋ねでございますが、先生御指摘になり

ましたように、この地域雇用開発等促進法は地域の雇用開発につきましての体系を新たに整備します。具体的には、私ども政府におきまして地域第一の柱がこの「地域雇用開発のための措置」で、こうしたこと�이 목적이 중에서도 유통망을 확장하는 것입니다. 그러나 그 외에 정부는 지역 개발을 위한 구체적인 계획을 수립합니다. 구체적으로는, 지역 개발을 위한 지침을 설정합니다. 그리고 이것은 단체와 함께 공동으로 구체적인 고용 개발 프로그램을 운영하는 것입니다. 특히 고용 개발을 통한 고용 창출과 고용 안정화를 목표로 합니다. 그리고 이것은 단체와 함께 공동으로 구체적인 고용 개발 프로그램을 운영하는 것입니다. 특히 고용 개발을 통한 고용 창출과 고용 안정화를 목표로 합니다.

○伊藤説明員 最初の二点につきまして私の方からお答え申し上げたいと思います。

最初の地域雇用開発等促進法の目的規定に関連してのお尋ねでございますが、先生御指摘になり

ましたように、この地域雇用開発等促進法は地域の雇用開発につきましての体系を新たに整備します。具体的には、私ども政府におきまして地域第一の柱がこの「地域雇用開発のための措置」で、こうしたこと�이 목적이 중에서도 유통망을 확장하는 것입니다. 그러나 그 외에 정부는 지역 개발을 위한 구체적인 계획을 수립합니다. 구체적으로는, 지역 개발을 위한 지침을 설정합니다. 그리고 이것은 단체와 함께 공동으로 구체적인 고용 개발 프로그램을 운영하는 것입니다. 특히 고용 개발을 통한 고용 창출과 고용 안정화를 목표로 합니다. 그리고 이것은 단체와 함께 공동으로 구체적인 고용 개발 프로그램을 운영하는 것입니다. 특히 고용 개발을 통한 고용 창출과 고용 안정화를 목표로 합니다.

○伊藤説明員 最初の二点につきまして私の方からお答え申し上げたいと思います。

最初の地域雇用開発等促進法の目的規定に関連してのお尋ねでございますが、先生御指摘なり

ましたように、この地域雇用開発等促進法は地域の雇用開発につきましての体系を新たに整備します。具体的には、私ども政府におきまして地域第一の柱がこの「地域雇用開発のための措置」で、こうしたこと�이 목적이 중에서도 유통망을 확장하는 것입니다. 그러나 그 외에 정부는 지역 개발을 위한 구체적인 계획을 수립합니다. 구체적으로는, 지역 개발을 위한 지침을 설정합니다. 그리고 이것은 단체와 함께 공동으로 구체적인 고용 개발 프로그램을 운영하는 것입니다. 특히 고용 개발을 통한 고용 창출과 고용 안정화를 목표로 합니다. 그리고 이것은 단체와 함께 공동으로 구체적인 고용 개발 프로그램을 운영하는 것입니다. 특히 고용 개발을 통한 고용 창출과 고용 안정화를 목표로 합니다.

○伊藤説明員 最初の二点につきまして私の方からお答え申し上げたいと思います。

最初の地域雇用開発等促進法の目的規定に関連してのお尋ねでございますが、先生御指摘なり

者の定義の中には十分入りますが、具体的に特定設備として指定できるかどうかということになりますが、これは四条の二項に書いてあります要件に該当するかどうかかということで決まりますので、この点につきましては実態を早急に詰めた上で判断をいたしたいと思っております。

○土原説明員 公正取引委員会の方から答えるのが適切かどうかわかりませんが、現在の特定産業構造改善臨時措置法いわゆる産構法には公取と関係する部分が二つございまして、一つは今先生御指摘の、設備の処理のための適用除外のカルテルを実施することで、そのカルテルを実施するときに公取の同意が必要だという規定がございます。もう一つは、事業提携を行うときに、これは独占禁止法に抵触しない形で実施するものでこれども、これについて主務省と公正取引委員会の間で意見交換するいわゆる調整スキームが定められております。

これに対しまして、本法案におきましては最初の適用除外カルテルの規定はございません。もう一つの事業提携についての公取との関係というのは産構法と同じように加えられております。

○奥野(一)委員 終わります。

○佐藤委員長 藤井義彦君。

○新井委員 私は、ただいま提案されております

産業構造転換円滑化臨時措置法案の審議に関連し

まして、何点か大臣並びに関係の方々に質問させていただきます。

まず大臣と認識を一致しておきたいことがあるわけでござりますけれども、大臣がこの法案をお出しになる前段階で、通産省は二十一世紀に向かっての世界経済の創造的成長への貢献を目指すといふことで検討を続けていらっしゃいました。

「二十一世紀産業社会の基本構想」の中でボイントを幾つか挙げられて、その中で産業構造の転換、これからの中の国社会の中で日本の国が果たさなければならぬ課題として從来の産業構造を変えていこうということで壮大な、壮大というか雄大な構想のものに日本が二十一世紀に向かってす

ばらしい国づくり、ある意味では産業社会、ある

意味では人間を優先する社会をつくるうといふことで始まつたわけでございますが、その中で二十一世紀に向けての産業社会の課題と政策運営の基本的態度といふところで、一つは国際協調と国際貢献、二つは創造性の発展による産業活力の保持、三番目に新しい生活文化の創造、この三つを

骨子として始まつていることだと思うのでござります。具体的な施策の方向の第一点に産業構造転換ということで、この法案の前に中小企業、そして今回は一定規模以上の大企業の転換といふことになつてゐるわけでございますが、この中で言われてること、ポイントだけちょっと確認をさせていただきたいと思うのです。

それでは、産業構造の転換能力の低下を踏まえて雇用のミスマッチ等を指摘しながら、経済基盤の脆弱な中小企業についてはより一層強力な政策補完が必要である。政策提言の中で一番最初に出てきているのは、中小企業を大事にしていこうと

いうことがまずうわれていて、それでございます。それから、高齢化社会に対する雇用のミスマッチ、この問題が今後重要な課題である。さらに

は、このような多面的な政策を整合的、一体的に進めていくためには何が必要かといふと、情報と

いうものがこれから非常に必要になってくるといふような点も指摘されております等々、この中で重要な課題が幾つかうたわれておるわけでござりますが、この法案の、二十一世紀に向かって課題として挙げた中で、いわゆる中小企業の問題あるいは雇用のミスマッチの問題等々を踏まえたなが

ら、大臣に何点か質問をさせていただくと同時に、大臣と認識を一致しておきたい課題があるわけでございます。

それは今最初に指摘しました中小企業の問題でござりますけれども、中小企業といふものが日本

の経済社会の中で相当大きな役割を占めている。そのため数字だけ申し上げますと、一九五〇年代は日本の第一次産業は全産業の二六%でした。それが六〇年代で一四・九。将来の八〇年代にどう

ますと、この壮大な産業構造の転換という中で、

大企業の中いろいろな役割を果たしておる中小企業の立場について私たちは大臣と認識を最初に一致しておいて、中小企業に対してはさきの法案、今度の法案もございますけれども、これが一番大事な点じゃないかなと思うことがござります。

それで、私は指摘をさせていただきたいと思いまして、「中小企業は、一貫して我が国経済において大きなウエイトを占めてきた。昭和三十二年から五十六年にかけての非一次産業計の中小事業所の従業者シエアの推移をみると、一貫して八割」これが先ほど指摘したとおりであります。「一方、我が国経済は、単に経済規模を拡大させてきただけではなく、高度成長期の重化学工業化や石油危機以降の知識集約化等、経済環境の変化に応じて産業構造を変化させることにより、経済発展を続けてきた。第二次大戦以降今日までの我が国産業構造の変化をみると、産業別には、第一次産業のウエイトが一貫して低下している一方、近年においては第三次産業のウエイトの高まりが見られる。また、第二次産業内においては、鐵道・鐵道製品を中心として軽工業品のウエイトが長期的に低下し、重工業素材型産業のウエイトも近年低下傾向となつてゐる一方、電気機械を中心として重工業加工型産業のウエイトが高まつてきており、」こうなつておるわけでございます。

これは、経企庁をここで呼んではおりませんけれども、大臣も御承知のように、日本の産業構造は、過去の第一次産業が主流を占めておった時代から、第三次産業が主流であるということござりますけれども、ちなみにこれは認識を一致させます。

それから「中小企業は、製造業において、大企業とともに下請分業構造を形成することにより、我が国産業の基盤を支えている」これは今度の転換法に最も影響することございまして、大企業が転換したときに、それに付随する数多くの関連企業といふものも同じような転換を迫られなければならぬ。日本の花形である自動車といつても、大臣御承知のように、そこにはもうそ野の

なるのか、わずかに二・六%になるだろう。急速に減少します。第三次産業は五〇年代で四二%のものが、一九八〇年代は六割近くに伸びを示すであります。これがここで指摘されてしまうのでござりますが、やはり産業構造が大きく第三次産業へ移行してきている。

これは時代の推移の中で見逃せない重要なことです。これは手元の資料といつても、大臣所掌の資料の中から私は質問した方がいいと思いまして、白書の中から読み上げてみます。これは白書の五十ページのところでございます。

「中小企業は、一貫して我が国経済において大きなウエイトを占めてきた。昭和三十二年から五六年にかけての非一次産業計の中小事業所の従業者シエアの推移をみると、一貫して八割」これが先ほど指摘したとおりであります。「一方、我が国経済は、単に経済規模を拡大させてきただけではなく、高度成長期の重化学工業化や石油危機以降の知識集約化等、経済環境の変化に応じて産業構造を変化させることにより、経済発展を続けてきた。第二次大戦以降今日までの我が国産業構造の変化をみると、産業別には、第一次産業のウエイトが一貫して低下している一方、近年においては第三次産業のウエイトの高まりが見られる。また、第二次産業内においては、鐵道・鐵道製品を中心として軽工業品のウエイトが長期的に低下し、重工業素材型産業のウエイトも近年低下傾向となつてゐる一方、電気機械を中心として重工業加工型産業のウエイトが高まつてきており、」こうなつておるわけでございます。

これは、経企庁をここで呼んではおりませんけれども、大臣も御承知のように、日本の産業構造は、過去の第一次産業が主流を占めておった時代から、第三次産業が主流であるということござりますけれども、やはり中小企業が非常に重要である。こういう点も後ほど私が大臣に質問したかった「先进諸国に比べて厚い中小企業層を持つ我が国経済が、先进諸国の中でも総じて良好なパフォーマンスを示し続けた」、この

点も後ほど私が大臣に質問したい点の一つなんですが、この点も後ほど私が大臣に質問したかった「先进諸国に比べて厚い中小企業層を持つ我が国経済が、先进諸国の中でも総じて良好なパフォーマンスを示し続けた」、この

点も後ほど私が大臣に質問したい点の一つなんですが、この点も後ほど私が大臣に質問したかった「先进諸国に比べて厚い中小企業層を持つ我が国経済が、先进諸国の中でも総じて良好なパフォーマンスを示し続けた」、この

点も後ほど私が大臣に質問したい点の一つなんですが、この点も後ほど私が大臣に質問したかった「先进諸国に比べて厚い中小企業層を持つ我が国経済が、先进諸国の中でも総じて良好なパフォーマンスを示し続けた」、この

点も後ほど私が大臣に質問したい点の一つなんですが、この点も後ほど私が大臣に質問したかった「先进諸国に比べて厚い中小企業層を持つ我が国経済が、先进諸国の中でも総じて良好なパフォーマンスを示し続けた」、この

点も後ほど私が大臣に質問したい点の一つなんですが、この点も後ほど私が大臣に質問したかった「先进諸国に比べて厚い中小企業層を持つ我が国経済が、先进諸国の中でも総じて良好なパフォーマンスを示し続けた」、この

点も後ほど私が大臣に質問したい点の一つなんですが、この点も後ほど私が大臣に質問したかった「先进諸国に比べて厚い中小企業層を持つ我が国経済が、先进諸国の中でも総じて良好なパフォーマンスを示し続けた」、この

ているわけでございますから、大企業といつて大事なのはやはりその支えている中小企業のところを私たちは見逃せない。特にその次に「中企業は、我が国の雇用創出においてもきわめて大きな役割を果たしている」、ここがまた大事な点だと思います。産業転換で役に立ち、雇用創出で中小企業が大変大きな役割を果たしている。

この認識をちょっと数字を挙げて大臣と一致させておきたいのでございますが、中小企業の方からいただいた資料でございますので中小企業局、ちょっと御答弁を、数字だけで結構です。総務省の事業所統計をお持ちになって私に御説明いたしました。規模別従業者数の推移ということでお七七年から五十六年、製造業、卸売業、小売業、この三つで結構でございますから、中小企業、大企業の増減の数字だけちょっとここで言つていただけませんか。

○広海政府委員 お答え申し上げます。
四十七年から五十六年にかけて、製造業では合計で四十三万五千人従業者数が減ったわけでござりますけれども、その中で中小企業は三十四万三千人ふえた、大企業は七十七万八千人減つたということになつております。

それから卸売業でございますけれども、この間に六十万五千人ふえております。その中で中小企業は六十八万五千人ふえまして、大企業は八万人減つたということになつております。

それから小売業でございますけれども、この間に二百五十五万五千人全体でふえておりますが、その中で中小企業は二百二十三万七千人ふえております。また大企業もこの場合には三十万八千人ふえております。

○鈴木仲委員 大臣、今数字を読み上げていただきでございますけれども、これは五年ごとにとつておりますので、直近の資料はこれから出でるわけでございますが、四十七年一五六年、この五年間の推移を見て、製造業において中小企業が三十四万三千人雇用を増大させた。ところが逆に大企業は七十七万八千人雇用が減衰した。卸売業においても中小企業は六十八万五千人ふえました。大企業では八万人減つてしまつた。このように、各事業形態の中で中小企業が大きなかつたとしている。そこがまた大事な点だと思います。産業転換で役に立ち、雇用創出で中小企業が大変大きな役割を果たしている。

こうしたことを見ますと、中小企業が産業において、雇用の面あるいは事業転換の面で果たしておきたいのでございますが、中小企業局の方は大臣にまずお考えをお聞きしたいのは、やはり日本の産業が二十一世紀に向かつて本当に住みよい社会をつくるために、こういう中小企業を守りながら大企業の事業転換を図つていっていただきたい。この点、大臣のお考えをまずお聞きしたいのであります。

○田村國務大臣 まさにおっしゃるとおりであります。私の答弁も御質問とイコールということにお答えしてもいいかと思います。

御参考までに申し上げますと、中小企業というものが事業所数におきまして全体の六百二十七万カ所に対し六百二十三万、大企業がわずか四万九千人であります。その占める比率は九九・四%。特にその中で小規模、いわゆる中小企業といつより零細企業と言つていいのでしょうか、小規模の事業所が七九・一%でございますから、もうほとんど、約八割が小規模。それから従業員数で大企業が八百五十一万人に対して中小企業は三千七百二十一万人でございますから八一・四%、そのうち小規模が三一・九%でございます。

今鈴木仲委員がお読みになりました中小企業白書の一節、私も繰り返し読んでおるところであります。ちょうど五十一ページから五十二ページにかけてそれが書いてあると思いますが、そういう数字を考へますときにも、日本の産業といつものものは通産省の政策の中でも非常に重要な部分であり、また大事に守り育てていかなければならぬと思います。

私が何をここで言いたいかと申しますと、今回問題になつておりますと、この産業社会といつもの問題が、第三次産業といいますと流通、サービスです。ああいうものがこれから二十一世紀の主流になつていく。いわゆる物を耕す、つくるというものが、ああいう流通、サービスが日本の経済の主流になつてまいりますと、この産業社会といつものものは通産省の政策の中でも非常に重要な部分であり、また大事に守り育てていかなければならぬと思います。

今大臣も白書を指摘なさいましたけれども、白書でもこのことは同じような形で指摘をしていく、三番目に失業がどうしても増大をしてきた、こういうことが言われておるわけでございま

るわけでございます。今大臣がおっしゃった白書の五十二ページ、その続きをちょっと読んでみますと、「中小企業の積極的意義を評価する見方は、近年欧米先進諸国でも強まっている。産業の硬化、活力の低下とそれに伴う高失業率等のいわゆる先進国病に早くから悩まされたイギリスで、一九七一年に、中小企業の経済社会における役割の重要性を指摘した『ボルトン報告書』がまとめられました。この点を大臣にしかとお伺いしたいと思つておきます。第三回産業に、サービス業に、流通業にどういう影響が出てくるのか。大臣の、売上税を入れてもいい、間違いないといふかどうのこうのということは抜きにして、今日本の産業社会を支えている第三次産業に、サービス業に、流通業にどういう影響が出てくるのか。大企業が非常にひどい目に遭わされておるというようになります。

○鈴木仲委員 大臣のその御決意を伺つて、私も常に意見の違う話をしなければならないので残念でございますけれども、今大臣の認識されたようには、私は、日本の国の通商産業政策といつものが、自由主義経済といつ大きな基盤の中で経済原則、いわゆる競争原理を導入なさつて、今のようないい社会をつくるために、こういう中小企業を守りながら大企業の事業転換を図つていつていただきたい。この点、大臣のお考えをまずお聞きしたいのであります。

○田村國務大臣 まさにおっしゃるとおりであります。私の答弁も御質問とイコールということにお答えしてもいいかと思います。

御参考までに申し上げますと、中小企業というものが事業所数におきまして全体の六百二十七万カ所に対し六百二十三万、大企業がわずか四万九千人であります。その占める比率は九九・四%。特にその中で小規模、いわゆる中小企業といつより零細企業と言つていいのでしょうか、小規模の事業所が七九・一%でございますから、もうほとんど、約八割が小規模。それから従業員数で大企業が八百五十一万人に対して中小企業は三千七百二十一万人でございますから八一・四%、そのうち小規模が三一・九%でございます。

今鈴木仲委員がお読みになりました中小企業白書の一節、私も繰り返し読んでおるところであります。ちょうど五十一ページから五十二ページにかけてそれが書いてあると思いますが、そういう数字を考へますときにも、日本の産業といつものものは通産省の政策の中でも非常に重要な部分であり、また大事に守り育てていかなければならぬと思います。

私が何をここで言いたいかと申しますと、今回問題になつておりますと、この産業社会といつもの問題が、第三次産業といいますと流通、サービスです。ああいうものがこれから二十一世紀の主流になつていく。いわゆる物を耕す、つくるというものが、ああいう流通、サービスが日本の経済の主流になつてまいりますと、この産業社会といつものものは通産省の政策の中でも非常に重要な部分であり、また大事に守り育てていかなければならぬと思います。

今大臣も白書を指摘なさいましたけれども、白書でもこのことは同じような形で指摘をしていく、三番目に失業がどうしても増大をしてきた、こういうことが言われておるわけでございま

サミット宣言において、中小企業育成の重要性が強調された。[このボルトン報告書は、「ボルトン氏を委員長とする中小企業諮詢委員会が、一九七一年にイギリス通商産業大臣あてに提出した報告書。イギリスの中小企業は長期的な衰退傾向にある、そのことがイギリス経済の硬直化を促す懸念があることを指摘し、中小企業に配慮した制度改革を行う必要があるとの勧告を行った。」]とあります。

これはここで中小企業白書が指摘するまでもなく、大臣が先刻御承知のように、中小企業が少なくなるということは経済に活力がなくなってしまう、そしてそこには失業もふえてくる、イギリス病と言われるものが出てくることを非常に懸念しなければならない。きょうここで売上税が産業構造に与える影響について、これは最後に大臣に伺いますけれども、担当の局長はどういうお考案のか、具体的にお伺いしたいわけでございます。

まず、流通段階において垂直統合が起きないかどうか、この点が第一点。特に取引上物をつくって売る。理論的に同じ物を用意ドンで例えば十円の原料で始まつて売ります。ここからスタートして売るまで付加価値によつて課税されるのですか。付加価値によつて課税されるということは、流通段階をショートカットすることが同じ品物であれば競争力が強くなつてくる。A社とB社で用意ドンで競争する。私も経営者なら、つくった物を庭先で売ろう、極論すれば、そのA店からB店までの距離を最短距離にして付加価値が介入しないようやう、これが最も競争力を強める。ということは、流通段階を好むと好まざるにかかわらず、競争しなければならないときに、これは整理統廃合が起きてこないかどうか。

また、こうなつてまいりますと、直販化あるいは大規模化、あるいは今度私が例えれば物をつくって入れの段階であつたらどういうことをやるか。私が建設業者であれば、建材を入れようとするときに建材業者から入れようとするかもしけない。でも、この建物を競争に勝つためにどうする

か。そうなつたら、私はメーカーからストレートで入ります。鉄骨から木材、あらゆるものを作り、それをストレートに持つてくる以外に競争に勝つことがあることを指摘し、中小企業に配慮した制度改革を行う必要があるとの勧告を行つた。」

これは選舉区が違いますけれども、浜松というところがございます。そこはいわゆるアパレル産業のメッカです。いわゆる産元というのがあります。例えば今大臣が産元へ行つてお会いになる。産元ははるかに先の製品をつくりております。アパレル業者は来年はどうなるか、再来年はどうなるか、フランスへ行きあるいは世界の国々を回つて流行を追つて、ニーズをつけています。そのときは、今はある程度の見積りができます。でも、その見積もりは、繊維なんかのことは十何段階ある。デザイン一つ、染色一つ、染色一つ、すぐれた技術を持つているかもしれない。しかし、その人がもしも非課税業者であるとか、ややこしいことを言つてきたらば、どうしても我々が物をつくるときに、これは大臣も先刻御承知のように、これを幾らでつきますかといふことが、まず値段ありきから始まつて、どういう材料でどうやってつくらうかということは、私も営業マンとして八年いましたので、これを幾らでつくつてくださいとお得意さんに言われると、後ろを振り返つて、材料から売るまでの間を考えてコストを決めていきます。まして、一年先の商品のコストを決めようというときに、アパレル業者が非課税だ何んだということが出ると、果たして今までの本当に好ましい、よりよいものをより安く国民の皆様に提供しようとい

か。そうなつたら、私はメーカーからストレートで入ります。鉄骨から木材、あらゆるものを作り、それをストレートに持つてくる以外に競争に勝つことがあることを指摘し、中小企業に配慮した制度改革を行つた。」

元からストレートに持つてくる以外に競争に勝つことがあることを指摘し、中小企業に配慮した制度改革を行つた。」

いて、この商売だけは何とかということになつてみると、どうしても私は仕入れの段階でも、済みませんがあなたとのお取引を考えさせていただきたい、あるいはまた私が経理の担当の者であれば、やはり経理面から系列化を図つていかないと思つ。

また、私の地元は、私は選舉区が違いますけれども、浜松というところがございます。そこはいわゆるアパレル産業のメッカです。いわゆる産元というのがあります。例えば今大臣が産元へ行つてお会いになる。産元ははるかに先の製品をつくりております。アパレル業者は来年はどうなるか、再来年はどうなるか、フランスへ行きあるいは世界の国々を回つて流行を追つて、ニーズをつけています。そのときは、今は一定程度の見積りができます。でも、その見積もりは、繊維なんかのことは十何段階ある。デザイン一つ、染色一つ、染色一つ、すぐれた技術を持つているかも

う活力が、何となく物を動かせば金がかかるの段階あるいは見積もりの段階、流通の段階、あるいは、いわゆる活力を減衰させてしまうのではないか。

そういう意味で、仕入れの段階あるいは販売の段階あるいは見積もりの段階、流通の段階、あるいは、いわゆる活力を減衰させてしまうのではないか。

そこで、私は税制がどうのという大蔵の立場ではございません。商工の立場です。通産大臣、この税制が日本の流通、第三次産業に与える影響について悲鳴を上げている方々がいるわけですが、それを何か変なふうに見ないで、本当の立場でこれを見ていくと、私は通産省としての答え、本当に大丈夫なのかどうか、この辺をしかとお伺いしたいわけですが、いかがでございますか。

○杉山政府委員　ただいま、売上税が導入された場合に、流通機構等で複雑多層的な取引がある場合に、その都度売上税が課されるということになると、それが何段階ある。従来は、たとえば、この転嫁が可能かどうかということが、今申し上げます。ただ問題は、売上税が取引の過程を通じて取引の相手方によつて負担をされるかどうか、いわばそれは流通機構に対して中立的に働いてくれるものと考へられます。

私は税制がどうのという大蔵の立場ではございません。商工の立場です。通産大臣、この税制が日本の流通、第三次産業に与える影響について悲鳴を上げている方々がいるわけですが、それを何か変なふうに見ないで、本当の立場でこれを見ていくと、私は通産省としての答え、本当に大丈夫なのかどうか、この辺をしかとお伺いしたいわけですが、いかがでございますか。

○杉山政府委員　ただいま、売上税が導入された場合に、流通機構等で複雑多層的な取引がある場合に、その都度売上税が課されるということになると、それが何段階ある。従来は、たとえば、この転嫁が可能かどうかということが、今申し上げます。ただ問題は、売上税が取引の過程を通じて取引の相手方によつて負担をされるかどうか、いわばそれは流通機構に対して中立的に働いてくれるものと考へられます。

私は税制がどうのという大蔵の立場ではございません。商工の立場です。通産大臣、この税制が日本の流通、第三次産業に与える影響について悲鳴を上げている方々がいるわけですが、それを何か変なふうに見ないで、本当の立場でこれを見ていくと、私は通産省としての答え、本当に大丈夫なの

か、どうか、この辺をしかとお伺いしたいわけですが、いかがでございますか。

私は税制がどうのという大蔵の立場ではございません。商工の立場です。通産大臣、この税制が日本の流通、第三次産業に与える影響について悲鳴を上げている方々がいるわけですが、それを何か変なふうに見ないで、本当の立場でこれを見ていくと、私は通産省としての答え、本当に大丈夫なの

か、どうか、この辺をしかとお伺いしたいわけですが、いかがでございますか。

○杉山政府委員　ただいま、売上税が導入された場合に、流通機構等で複雑多層的な取引がある場合に、その都度売上税が課されるということになると、それが何段階ある。従来は、たとえば、この転嫁が可能かどうかということが、今申し上げます。ただ問題は、売上税が取引の過程を通じて取引の相手方によつて負担をされるかどうか、いわばそれは流通機構に対して中立的に働いてくれるものと考へられます。

私は税制がどうのという大蔵の立場ではございません。商工の立場です。通産大臣、この税制が日本の流通、第三次産業に与える影響について悲鳴を上げている方々がいるわけですが、それを何か変なふうに見ないで、本当の立場でこれを見ていくと、私は通産省としての答え、本当に大丈夫なの

か、どうか、この辺をしかとお伺いしたいわけですが、いかがでございますか。

私は税制がどうのという大蔵の立場ではございません。商工の立場です。通産大臣、この税制が日本の流通、第三次産業に与える影響について悲鳴を上げている方々がいるわけですが、それを何か変なふうに見ないで、本当の立場でこれを見ていくと、私は通産省としての答え、本当に大丈夫なの

か、どうか、この辺をしかとお伺いしたいわけですが、いかがでございますか。

○斎仲委員　失礼ですけれども局長さん、自分で営業やってごらんなさい。あなたは営業マンの経験がないからそんなど事を言う。私は少なくとも

意図で、例えこのコップを競争するのです。

意図で、例えこのコップを競争するのです。

んよ。値段なんか全部違いますよ。このコップの値段は、例えば百円で売ろうと思えば百円で売れるし、五円で売ろうと思えば五円で売れるのが商売というものだ。あなた、例えばソニーの盛田さんのお話を読んでご覧なさい。骨とう屋に行つて、あるなつぼだれが見たって欲しくないけれども、欲しい人はとんでもない金額を出してもあるの骨とうのつぼが欲しくる。それが商売のうまみなんですね。そして要らないものは幾らあつたって買わないのです。

何を言いたいかというと、このコップだって、十八段階経たのと三段階経たのと付加価値が全然違うのですよ。例えばこれとこれが十円でスターとして、こっちが十八段階過ぎて、こっちが三段階あるいは一段階、値段は全く違いますよ。このことを言つていいのですよ。転嫁される、されない問題ではないのです。転嫁は一〇〇%したとしても、三段階と十八段階でどちらが高いか、これがわからなくてはダメですよ。同じ十円の物が十八段階過ぎて消費者の手に渡ったときに幾らになるか。その利益がゼロでも流通の運送コストはかかるのですよ。それを考えて、十円の物が十八段階で幾ら、三段階で幾ら、庭先で売つたら幾ら、そのことを言つていいのです。転嫁される、されない問題じやなくて、流通の中間段階がどうなるか、私はそれを心配しているのです。

今資料をお見せします。委員長、これをちょっと大臣にお見せしたい。

大臣、きょうは時間がないからこの結論は要求しませんけれども、先般我が党の矢野委員長が訪米のときにこういう問題があつたという指摘をきょうはしておきたいと思うのです。

まずその前に、これは大臣もお読みになつてゐると思いますけれども、三月二十一日の日経で、桜井修信託協会の会長のいろいろ発言があるのです。「桜井氏は付加価値税を導入した歐州の例をあげ、「どこの国も古い流通機構が急速に簡素化、大規模店舗に集約される状況が発生している。このため、収支が上がらないので税率を上げ、そのため、税率を上げた」とおり一九七三年に導入

びに簡素化がさらに進み、かなりの失業が出ると

いう悪循環になつていてる」。これはそこの資料に載つておりますが、申しわけございませんが、これは桜井さんという信託協会の会長の、ECCにおいて売上税を導入したときに店舗が大規模化されているという指摘なんです。

そこで、今大臣にお渡しした資料の三番を見てください。資料の三番、四番です。中小小売企業でございますが、合計を申し上げますと五十九万五千七十五の店舗があったのです。それが一九六八年に導入されてどうなつたか。一

九七二年の資料をごらんになればわかるとおり三十一万一千百四、この間に二十八万三千九百七十店舗が減つているわけです。四七%もカットされた。これはいわゆる流通革命が起きたという表現になつていています。しかし、流通革命の原因は何だったのか。

また、フランスだけではありません。西ドイツがあります。西ドイツが導入したのが一九六八年です。その前の一九六八年から一九七六年のやはり業種別の数がここに出ております。一九六八年は合計が四十五万九千三百一、それが一九七六年には三十四万四千七百五十二。ここで十万六千百七十九も数が減つていています。二三・五名も減です。

西ドイツだけではありません。イギリスです。イギリスが導入したのが一九七三年。その二年前の一九七一年は四十六万九千百七十三です。それが導入した後のデータ、「一九七六年は何と三十八万五千六百十八、マイナス八万三千五百五十五、一八%の減です。特にイギリスには、同じようなデータではかの角度からとつたのがござります。

大臣、その真ん中の第一表というのを見てください。イギリスの業種別小売業事業所数、これを見てみると、一九五〇年、一九六一年、一九六年、この三年は大体五十万台で推移しておりま

されました。このことによつて一九七一年の四十

七万二千九百九十一から一九七八年に三十五万三千であります。それでもみんな歯食いしばつて、倒れてもまた立ち上がりつて、こ

うの自分の事業を支えています。それを思ふと、中

小企業のこのダイナミックさ、あるいは活力、こ

の日本経済を支えている、国民生活を守つてい

るイギリスだけではありません。その下にスウェーデンがあります。スウェーデンは導入されたのが一九六九年です。この六年前の一九六三年の数は七万一千六百四十一。一九七〇年、導入後は四万九千六十。二万二千五百八十二の減少です。

きょう私はここで大臣とこれを論議するつもりはないわけでござりますけれども、大臣、このよう

うにEC諸国において導入した途端に数が減つて

いることは実態として明らかです。確かに言われ方は流通革命という表現で出していることは私は承認しております。しかし、このように流通革命を起さなければならぬことは私は承認しております。しかし、このように流通革命を起さなければならぬことは私は承認しております。しかし、このように流通革命を起さなければならぬことは私は承認しております。しかし、このように流通革命を起さなければならぬことは私は承認しております。しかし、このように流通革命を起さなければならぬことは私は承認して

おります。しかし、このように流通革命を起さなければならぬことは私は承認して

おります。しかし、このように流通革命を起さなければならぬことは私は承認して

おります。しかし、このように流通革命を起さなければならぬことは私は承認して

おります。しかし、このように流通革命を起さなければならぬことは私は承認して

おります。しかし、このように流通革命を起さ

はは何回も倒れては立ち上がりつてゐます。私の周りにも多くの経営者がいます。でも、みんな歯

を食いしばつて、倒れてもまた立ち上がりつて、こ

うの自分の事業を支えています。それを思ふと、中

小企業のこのダイナミックさ、あるいは活力、こ

の日本経済を支えている、国民生活を守つてい

るイギリスだけではありません。その下にスウェーデンがあります。スウェーデンは導入されたのが一九六九年です。この六年前の一九六三年の数は七万一千六百四十一。一九七〇年、導入後は四万九千六十。二万二千五百八十二の減少です。

きょう私はここで大臣とこれを論議するつもりはないわけでござりますけれども、大臣、このよう

うにEC諸国において導入した途端に数が減つて

いることは実態として明らかです。確かに言われ方は流通革命といふ表現で出していることは私は承認しております。しかし、このように流通革命を起さなければならぬことは私は承認して

おります。しかし、このように流通革命を起さなければならぬことは私は承認して

おります。しかし、このように流通革命を起さなければならぬことは私は承認して

おります。しかし、このように流通革命を起さなければならぬことは私は承認して

おります。しかし、このように流通革命を起さなければならぬことは私は承認して

おります。しかし、このように流通革命を起さなければならぬことは私は承認して

おります。しかし、このように流通革命を起

見を確かに承りました。私ども、実は通産省とい

誤りです。なぜかならば、通産からいたたいたこの日本の通関の資料を見てみても、主力な製品といふのはほぼ一定量、アメリカが必要ですといつてどんどん行ってしまう。ですから、これは為替レートに問題があるのではない。もつとほつきり日本の國も物を言わなければならない。これでいきますと、レートを円高にシフトすればするほど貿易黒字は逆にふえていきます。日本とアメリカの間は。それをいかにもG5だ、G7だといってやつておりますけれども、本質はそこにあるんじやない。レートを高くすればするほど数字的には、ここに表が示すとおり、通關の黒字は上がつてくるわけです。日本の黒字はふえてアメリカの赤字はふえる。

しかもこれは、一番下の表を見てください。仮に円レートを、最初の二百円をぼんと四百円に上げやつた、こうなると、レートだけぼんと変えて同じ自動車が行つただけでどうなるかといいますと、一ドルで日本の企業は四百円、企業はぼくぼくです。じゃ大変だからこれを二百円に値下げしましそうといつて、一百円自動車を値下げしても「百円です。二百円で安く売りますよ」というところです。これが為替レートを通つていきますと何と○・五ドルになる。今まで一ドルだった自動車が○・五ドルになると、このように、今のは為替レートのトリックみたいなものである。それで、同じ自動車が行つてるのは、これが為替レートを通つていきますと何と○・五の黒字が残るのです。

このように、今のは為替レートのトリックみたいなものである。それでは、同じ自動車が行つてはいけなんですか? いかにも為替レートが円高にシフトすれば貿易黒字が減ると、それほどなたが言つているのか知らないけれども、まことに、日本全体の貿易を抑制しますから、これは非常に国内景気にとつてマイナスなことですけれども、今日の主力となつてゐる自動車とかビデオとかICとか、これがある限りこの黒字は全く減らない。ですから、円高にシフトすれば変わるだらうなんというそのおまじないみたいなことはやめて、もつとほつきり物を言わなければならぬ。

また日本としては何が必要かと言えば、大臣もきょうも委員会で何回もおつしやっていますが、内需の拡大です。私も全く同感でございます。このことも後でお伺いしたいのです。それと同時に

ればならない。

に、いわゆる差益の適正な還元ということ、内需の拡大の上では非常に大事なことだと私は思うのですね。そうしますと、单なる円レートを円高

売上税が入つていて、私は商工の委員としてさつきの答弁では納得できない。本当に納得できれ

ば私たつて、ここにいる野党の先生たつてみんなでどんとシフトするということだけではなくて、やはりして強いのだろう、弱いのだろう。この数字を見ますと、ある意味ではがつかりするわけですが、何をほつきり言わなければならないかと言えますけれども、アメリカから輸入を拡大しながら、私たちも予算は確かに通したい、でもあれはさい、こう言われるわけです。最近の主要輸入品目を大蔵省からもらいました。アメリカからどういうものが入つてくるのだろう。この中に品目ざいますけれども、アメリカから輸入を拡大しながらも、単なる円高にすればどうのこうのという神話

のことをさして、本氣になつてこの貿易摩擦を解消するとなつたら、單に円レートをやつたところで全く変わらない。そうではなくて、輸入できる品物をますやるということ、国際化のことをやめていただきて、本氣になつてこの貿易摩擦を解消するとなつたら、單に円レートをやつたところで全く変わらない。そうではなくて、輸入できる品物をますやるということ、国際化のことをやめたい、こうすることを思つております。

が、大臣、今の為替レートの問題等含めまして、日本の国をよくするのはやはり通産大臣、通産大臣にいきなりお伺いしたいわけでございますが、大臣がまだ予算が通つてないから予算を通しておくれ、こうおっしゃると思うのです。私は、あの程度の予算ではないかがかなといふ感じをしております。通産省も、大臣のもとでGNPの1%はやらないとだめだなという提言もなされております。通産省も、大臣のもとでGNPの1%はやらないとだめだなという予算もなされております。通産省も、大臣のもとでGNPの1%はやらないとだめだなという提言もなされております。通産省も、大臣のもとでGNPの1%はやらないとだめだなという予算もなされております。通産省も、大臣のもとでGNPの1%はやらないとだめだなという予算もなされております。

○田村國務大臣 まず、アメリカが日本に対して競争力を強めて、アメリカからいえば輸出、日本からいえば輸入、そういう品物のアイデア、ノーハウあるいは品質といふものをどんどんと向上せしめるべきではないか、私は全く同感でござります。

【委員長退席、与謝野委員長代理着席】 そういうふうなつてきますと、こういうことは我々ですから言えるわけでございますけれども、この原因の大半はアメリカ国内の経済運営あるいは日本

の国が買えるよう國際競争力のあるものをつくらなければ、日米の貿易のインバランスは円高に幾らシフトしたつて何にも変わらない。そして、わざか三億ドルぐらいいのICの素子がどうのこうの。金額でいつたらわざか三億ドルです。それを袋たきに遭わせるようなやり方は、決して正しくない経済運営のあり方じゃないと私は思うのです。

それから、今ここで「貿易動向(ドル建て)」という資料をちようだいしました。これはおっしゃる意味もよくわかるのでありますけれども、いわゆるJカーブ効果といふものであります。そして数に一時的にドル建ての金額はふえます。そして数量は減ります。けれども、企業がこれに対応して合理化をし、あるいは、例えばアメリカならアメリカへ進出をしてそこで向こうの部品をどんどん使つてといふような、それがいいとか悪いとかといふ意味ではありませんが、そういう努力をして

内需の拡大と言いますけれども、私はこの内需の拡大についても、もう時間が来たようですから大臣にいきなりお伺いしたいわけでございますが、大臣がまだ予算が通つてないから予算を通しておくれ、こうおっしゃると思うのです。私は、あの程度の予算ではないかがかなといふ感じをしております。通産省も、大臣のもとでGNPの1%はやらないとだめだなという提言もなされております。通産省も、大臣のもとでGNPの1%はやらないとだめだなという予算もなされております。通産省も、大臣のもとでGNPの1%はやらないとだめだなという予算もなされております。通産省も、大臣のもとでGNPの1%はやらないとだめだなという予算もなされております。

しかも私は、予算を通したい。でも、あそこに

のでしようが、これほど極端なことはあるまいと
いう感じが実はいたします。

それから内需の拡大、もうおっしゃるとおりで
ございます。私は今円高という現象も、また円高
に対する対応も、すべて内需ということに直接リ
ンクしていくふうに思つております。です
から、先ほど来申し上げておりますように、本来
ならば予算が成立した時点で、そのときの経済状
況を見て総合経済対策は立てられるべきであります
ようけれども、百五十円を突破したような今日
の異常な姿を見ますと、これは野党、与党を問わ
ず各位の御理解を得て、また恐らく御賛同願える
と思いますが、予算審議に並行して総合経済対策
はどんどんと進めていくのじやなかろうか。
緊急避難じやなからうか。そしてその伴は一
層大きなものにし、その中身はうんと濃いものに
する。通産省で試算いたしましたGNPの1%とい
う数字は、少なくともGNPの1%以上はやは
り考えなければならぬのではないかと
ございまして、事務方はやや遠慮したようです
が、私は、1%ないし1.5%といえば三兆五千
から五兆ということになるのでしょうが、その数
字のよしあしはともかくとして、思い切った内需
拡大策をとるべきである、このように思います。
財政再建につきましては、ここは何といつても
委員会の公式の場でございますし、速記の残るこ
とでございますから、私が総理大臣にも大蔵大臣
にも企画庁長官にも相談もしないで勝手な発言を
するわけにもまいりますまい。いずれお茶を飲み
ながらいろいろとお話し申し上げたいと思いま
す。

○青山委員 青山丘君。
○与謝野委員長代理 青山丘君。
○青山委員 内需拡大の話が今出ておりました
が、これから予算の問題もあるのでどうけれど
も、よほど思い切つて内需拡大をしていかないと
大変な事態になるのではないか。特に今の我が国
経済というのは、一昨年のあの急激な、しかも大

幅な円高のために、製造業は本当に深刻な不況に
直面しております。そういう中、先月でしたか、
G5、G7の合意のおかげで一定の期間円は安定
しておりましたが、おとといからきのうにかけて
また再び円高への動きが出ております。そう
いう状況の中で輸出産業というのは塗炭の苦しみ
を味わっておりますし、輸入品と競合する産業も
同じようなことであります。また、そういう産業
に大きく依存してきた地域社会といふのは、これ
もまた同じように今非常に深刻な状況にあります。

〔与謝野委員長代理退席、委員長着席〕

そういう中で、雇用情勢は、先ほど来お話をあ
りましたように本年に入つて3%を超えてきた、
今後さらに失業者はふえてくるであろう。通産省
の試算でも、昭和六十五年には失業率4%を超え
る。失業者数二百五十万人。こうした非常に見通
しの暗い状況の中で我が国産業を支え発展させ
いく。よほど根柢を据えていかなければいけない
財政運営を図つていくというような大きな転換を
していかなければいけないのではないかということ
を考えております。

時間がありませんから、まず冒頭大臣に内需拡
大の決意というものをもう一度聞かせていただき
て、今の段階で私が発言してはとおっしゃいま
したけれども、大臣としては何を考えておられる
のかということをぜひひとつ明確にお答えいただ
きたい。同時に、3・5%という経済成長の見通
しに対する決意を聞かせていただきたいと思いま
す。

○田村国務大臣 確かにおっしゃるとおり、今
までに行けば3%達成、なかなか厳しい状況にあ
ることは事実でございます。それだけに内需の拡
大ということの切実さを感じるわけであります
す。

それは、今あの程度の予算でどうするか、通し
てみてもどうするかということですけれども、あ
る程度かこの程度かということを私から言うわけ
ではありませんが、あくまでも仮におっしゃるよ
うな程度で内需拡大の足を引っ張つけるといつ
たふうに思つます。

○杉山政府委員 売上税が導入されますと、結局
消費者に転嫁が予定されておりますので、転嫁が
行われますと物価上昇ということになります。
それだけをとりますと、確かにおっしゃるよう

に内需拡大にはマイナスという点は否定できないと
思います。

○青山委員 大臣、御見解いかがでしょうか。
それからお聞きを願いたいが、諸外国も皆そうい
う気持でございまして、どうか今からでもまだ
遅くはありません、早く通していただきたい。た
だ、ここは予算委員会じやありませんから、余り
お話しを申すのもどうかと思ひます。

そちらの方へ物を申すのもどうかと思ひます。
だから、売上税を輸入品にかけるのは一体ど
うじやというお話をございました。これは後で官
僚からお聞きを願いたいが、諸外国も皆そうい
うにしておるようでございます。

○青山委員 大臣、御見解いかがでしょうか。

それだけをとりますと、確かにおっしゃるよう

回の予算程度で景気刺激効果がどれくらいあるの
かということは私は大変悲観的に見ております。昭
和六十一年度でも当初4%経済成長を見込んでお
きました。しかし、昨年暮れは3%へと下方修正
されました。これは努力目標であつてはいけない、世界の国が
非常に注目して見ております。そういう意味では、
これは努力目標であつてはいけない、世界の国が
非常に注目して見ております。そういう意味では、
減税もやつしていく、あるいは思い切つた積極的な
財政運営をしていかなければいけない、世界の国が
していかなければいけないのではないかということ
を考えております。

時間がありませんから、まず冒頭大臣に内需拡
大の決意というものをもう一度聞かせていただき
て、今の段階で私が発言してはとおっしゃいま
したけれども、大臣としては何を考えておられる
のかということをぜひひとつ明確にお答えいただ
きたい。同時に、3・5%という経済成長の見通
しに対する決意を聞かせていただきたいと思いま
す。

○田村国務大臣 確かにおっしゃるとおり、今
までに行けば3%達成、なかなか厳しい状況にあ
ることは事実でございます。それだけに内需の拡
大ということの切実さを感じるわけであります
す。

それは、今あの程度の予算でどうするか、通し
てみてもどうするかということですけれども、あ
る程度かこの程度かということを私から言うわけ
ではありませんが、あくまでも仮におっしゃるよ
うな程度で内需拡大の足を引っ張つけるといつ
たふうに思つます。

○杉山政府委員 売上税が導入されますと、結局
消費者に転嫁が予定されておりますので、転嫁が
行われますと物価上昇ということになります。
それだけをとりますと、確かにおっしゃるよう

に内需拡大にはマイナスという点は否定できないと
思います。

○青山委員 大臣、御見解いかがでしょうか。
それから輸出入の問題についての売上税の問
題、今大臣からお答えをしたようなことでござい
ます。ですが、輸入品は課税がされますが、国内産品に
つきましても同様に課税がされるという意味で
は、輸入品だけを特に差別しているということに
はならないではないかと思つておりますの

で、その意味で、導入がされました場合にも、輸

入品を特に差別して国産品を優遇しているということには相ならぬと思うわけでございます。

○青山委員 私は別に輸入品を特に制限しておるというふうには言つておりません。輸入にプレー

キがかかるということを言つておるのです。それから輸出にはむしろドライブがかかる、税金かか

りませんから。そういう形になつてきますと、今日本が世界の國から要請されている最も重要な内需拡大、そしてまたできるだけ輸出を抑え込んでいくというような動きとむしろ逆行する方向にある私は思う。その辺はいかがでしよう。

それからもう一点。大臣は内需拡大にひそかに決意しておつてくださると私は期待しております。内需拡大に具体的にどんなことをしようと考えておられるのか、ひとつぜひ明らかにしてもらいたいと思います。

○田村国務大臣 実はきょう私は初めて申し上げた、特にどの關係もまだ言つていな表現を使いました。これは相当勇気の要る表現であります。と申しますのは、大体我々が使っております答弁の言葉、表現というものは、予算成立の時点における経済状況を勘案して可及的速やかに総合経済対策を講じましょ、こういうことを言っておるわけであります。それを私はあえて、一部から批判を受けるかもしれないことを覚悟して、といいまして、私はあえて覚悟して、さりとはいえどせんから、私はあえて覚悟して、さりとはいえどもこのまま予算が成立するまで待つておるわけにか、検討していついいんじやないか、しかもそれは相当大きな件で中身の濃い、そういうものが好ましいと思う、そのため私は大いに発言をしていきたいと思うし行動もしていきたいと思っております。こういうことを申し上げたわけであります。その一語に尽きておると思います。道路がどうの産業基盤がどうのとつて一々具体的なことを申し上げるまでもないと思います。私の答弁としてはそれで尽きておるんじやなからうかと思

います。

○青山委員 ことしの一月に大臣は、日本の産業をよく考へてみると百七十円プラス・マイナス十円ぐらいが妥当ではないか、率直に申し上げて私はそんなところかなという印象を強く受けました。百五十円台で、きょうあたりはまた切つてお

るのかかもしれません、百四十円台に入つていつて太刀打ちできる産業が一体幾つぐらい日本にあるのか。百七十円よりも安くないととてもやつていいというような産業がほとんどであろうと思いま

す。そういう中で今のこの動きを大臣としてはどう思われますか。ちょうど半年ほど前に、もう少し安かつたころに私はお尋ねしたのですが、大臣の立場として為替の適正なレートを申し上げるのはどうかと思うなんていうことをおっしゃいました。しかし、ことしの一月に明確に言つておられます。そういう立場から見てどう思われますか。

また、大臣の立場で、日本の産業を育て守つてくという立場からはどうすべきだと考えておられますか。

○田村国務大臣 我が国の経済、産業の実態から見た円レートというものがどの程度が適正水準か、これは業種、業態によって異なると思いま

す。一概に言えるものではないと思ります。私が百七十円プラス・マイナス十円と申しましたのは、日米の経済ファンダンメンタルズの状況、とりわけインフレ率から見た購買力平価、これの試算などを参考としながら、我が国の経済、産業の実

などを見たところが、これは業種、業態によって異なることをおっしゃいました。私が百七十円プラス・マイナス十円という数字

は今もつて間違つたことを言つたと思っておりません。今でも正しいと思つております。

そこで、今の為替レートはそういう考え方の私から見て異常だとしか言いようがありません。こ

G6の合意というものは、これ以上の円高はもう幅のあるものだと思うのです。周辺といつアバ

ウトな表現を使つたということは、これは幅のあるものだと思うのです。ですからその意味では、

G6の合意といつアバウトな表現をしてありますから、その意味ではその周辺のどの辺かとい

うところが問題になるのであって、まさか百五十円台という、百円台の後半のところで周辺といつ

のが二、三円ということは考えられない。もつ

て対応を練つております。本当は、きょう陣頭指

先般のG7といふんですかG6で為替レートを当面の水準の周辺に安定させるという合意をしましたが、この当面の水準の周辺というものが百七十円プラス・マイナス十円にうまくひつかつてくれるところまで戻つてもいいものだ、とりあえずは。そして、それは百八十円はもつといつて

しょう、百九十円はもつといつてしょうけれども、せめて百七十円プラス・マイナス十円のどこかのところへとにかく潜り込んでくれ、この姿で安定をしてほしいな、そのための努力をした

い、こういうことでございます。

○青山委員 やはり基本的には、為替は、たとえどの水準であらうとも安定をしてくれることがまず非常に重要だと思います。成約を進めていくときにも一定の見通しが立てられないとしても応じてくれないというようなことですから、百五十三円ででも安定をしていたときに、私はこれはこれで評価ができるというふうに理解しております。ただあのときに一言だけ、適正と言えるのかなど不安を持つたんですが、ファンダンメンタルズを適正に反映した水準であるというようなG5、G7の合意があつたようですが、私はとても適正ではない、やはり二十円から三十円ぐら

いはどうしても高いというふうに見ていています。そのあたりはどうでしようか。

○田村国務大臣 当面の水準の周辺という非常に幅の広い、言うなればアバウトな表現をしてありますから、その意味ではその周辺のどの辺かといふところが問題になるのであって、まさか百五十円台という、百円台の後半のところで周辺といつ

のが二、三円ということは考えられない。もつて対応を練つております。本当は、きょう陣頭指揮で為替問題と取り組みたいところでございま

たが、先ほどから立つたり座つたりしておりますのは電話で指示を与えておるわけですから、

そういうことでこれから大いにお頑張らなければならぬということを考えております。

○青山委員 幸いにして、あの合意を踏まえてアメリカもイギリスもさうは支えに入つてくれた

ようです。日本政府としては、ぜひしっかりとこのところへとにかく潜り込んでくれ、この姿の合意を守つてくれるよう努力していただきたい

と思います。

本法律案についてお尋ねをいたしたいと思いま

す。今回の円滑化法、と申していいのかどうかわかれませんが、この法律案においては対象業種を特定しております。対象業種を特定しておらない

理由というのをどういうふうに理解しておられるのか。もしこれが、また対象業種を特定すれば諸

のものではないかと思つています。どうでしょ

うか。

○杉山政府委員 この法案の概要につきましては、最近の急速な円高の進展、定着を背景にして

国内で急速に産業調整が進んでおり、各事業者の

先生念頭に置いておられるのは、最近の立法例

で申しますと特定産業構造改善臨時措置法のよう

だけの構造改善をやつたらいいかという目標をつぶら見えて異常だとしか言いようがありません。されど日本はたないという感じでございます。そこで、じやどの程度が好ましいのか。それは百七十円プラス・マイナス十円が一番

の情勢にかんがみますと、そういうた業種全体についての包括的な目標を設定してそれに向かって

それを否定するものではございません。

ます。

が長期にわたって継続することが見込まれるとい

う対応していくというようなことは特に必要がなく、むしろ業者の自主的判断、市場原理というものに任せておいてもかなりうまくいく可能性がある、むしろそういう個別事業者の判断というものを尊重して事を処理していきたい、したがいましてその対象としての設備の特定というところから始めれば物事がうまくいくんではないか、こういう判断で、業種指定によらず設備指定という方法を選んだわけでございます。

ただ、本法の適用対象になりますのはあくまで設備処理の部面だけでございまして、設備投資に相当する分につきましては本法とは全く無縁のもとにありますので、これは助成なしに事業者も設備処理のリスクすべておやりをいたしたことになるかと思います。ただ、これは自主的にスクラップ・アンド・ビルトというような範囲のものであれば

も設備処理の部面だけでございまして、設備投資によってはかなり慎重に取り扱つていただかなければいけない面もあるのではないかというふうに思いますが、これが認定されるものではありませんから、その辺は企業それぞれの判断に任せいくということでおろしいですね。その点が一点。

時間がありませんから、ちょっと先へ進ませてください。

そこで、過剰設備、特定設備については省令で定めることとなつておりますが、省令は今回何を根拠にして認定していこうと考えておられますか。つまり、過剰な設備というのは企業や産業によってみんな違つてくるわけで、これは国内だけではなくて幅広い国際的な需給動向というものを見ても、そこが社会経済情勢が変わつてきて早く解除してもらいたいというようなときもありますね。今回の法改正でその辺はいかがでしょうか。

それから、過剰設備、特定設備については省令で定めることとなつておりますが、省令は今回何を根拠にして認定していこうと考えておられますか。つまり、過剰な設備というのは企業や産業によってみんな違つてくるわけで、これは国内だけではなくて幅広い国際的な需給動向というものを見ても、そこが社会経済情勢が変わつてきて早く解除してもらいたいというようなときもありますね。今回の法改正でその辺はいかがでしょうか。

それから最後の質問ですが、特定地域の経済安定並びに発展及び雇用の安定を図るために、特定地域における第三セクター・プロジェクトの事業、工場の新規立地等に対し支援措置を講ずるということで、出資もする、利子補給もする、債務保証もしまじょう。現実に第三セクターなるものはどのような構想を持っておられるのでしょうか。既にその構想はありますか、いかがでしょうか。

それから、第二点の特定設備の指定の基準になります。したがいまして、そういうた業種全体についての包括的な目標を設定してそれに向かって

対応していくというようなことは特に必要がなく、むしろ業者の自主的判断、市場原理というものに任せておいてもかなりうまくいく可能性がある、むしろそういう個別事業者の判断というものを尊重して事を処理していきたい、したがいましてその対象としての設備の特定というところから始めれば物事がうまくいくんではないか、こういう判断で、業種指定によらず設備指定という方法を選んだわけでございます。

ただ、本法の適用対象になりますのはあくまで設備処理の部面だけでございまして、設備投資に相当する分につきましては本法とは全く無縁のもとにありますので、これは助成なしに事業者も設備処理の部面だけでございまして、設備投資によってはかなり慎重に取り扱つていただかなければいけない面もあるのではないかというふうに思いますが、これが認定されるものではありませんから、その辺は企業それぞれの判断に任せいくことになります。

ただ、本法の適用対象になりますのはあくまで設備処理の部面だけでございまして、設備投資に相当する分につきましては本法とは全く無縁のもとにありますので、これは助成なしに事業者も設備処理の部面だけでございまして、設備投資によってはかなり慎重に取り扱つていただかなければいけない面もあるのではないかというふうに思いますが、これが認定されるものではありませんから、その辺は企業それぞれの判断に任せいくことになります。

○青山委員 長年、ちょっと見方が違うのですけれども、構造不況に陥つた基礎素材産業について、過去に特安法、産構法、これらで設備凍結、設備制限を実施してきました。そのことによつて一定の成果を上げてきたと私は評価しています。ただ長期の設備制限をやつてきましたので、N I C S あたりの新しい設備に比べて設備力で格差をつけられてきておる。したがつて、競争力においても格差がついておるというようなことがあります。が、今回の場合、こうした構造不況の産業であつて、片一方では過剰な設備とすることで廃棄をしていく、しかし競争力を回復していくためには新しい設備をどうしても進めていかなければいけない。そういうような場合、企業それぞれの自助努力の判断に任せいくのかどうか、この辺はいかがでしようか。

○杉山政府委員 お尋ねのようないケースが鉄鋼その他でも既に見られておるのではないかといふうに判断をするわけでございます。そのためN I C S におきましては、新鋭設備に生産を集約するという方向を選んでおります。ただ、業種によりましては、これまでの設備投資が十分でなかつたために、N I C S に対抗できるような新鋭設備が十分入つていないと、いうケースももちろん想定されないのでございませんので、そういう場合に選んでおるといふふうに思つております。

○杉山政府委員 これにつきましては、あるいは特定設備の指定をいつ必要に応じて解除することがあるかどうかというような話になるのかと思うがでございますけれども、法律の存続期限は一応九年といふことにいたしておりますが、特定設備としての設備の過剰性、ある程度の期間、例えば三年とか五年とかといふう間にわたつて過剰でありますから、将来のそういう期間にわたつて過剰かどうかということを一つの判断のメルクマールにしたいと思っています。

○佐藤委員長 簡潔にお願いします。

○杉山政府委員 地域振興のための第三セクターにおける第三セクター・プロジェクトの事業、工場の新規立地等に対し支援措置を講ずるということで、出資もする、利子補給もする、債務保証もしまじょう。現実に第三セクターなるものはどのような構想を持っておられるのでしょうか。既にその構想はありますか、いかがでしょうか。

○佐藤委員長 簡潔にお願いします。

○杉山政府委員 件数については、私ども今掌握しているだけでも十件は超えると思われます。さも、処理の計画をお出しになる方もあるればお出しにならない方があるということも当然であろうと思いまして、そこについてはすべて同一でなければならないというものではないと考えております。

○佐藤委員長 それから、第一点の御質問につきましては、先ほども私御答申申し上げましたように、国の方的な判断で目標を立てるというものではなくて、市場メカニズムに基づいた事業者の自主的な判断を尊重するということになるわけですが、今まで十件は超えると思われます。さも、処理の計画をお出しになる方もあるればお出しにならない方があるということも当然であろうと思いまして、そこについてはすべて同一でなければならないというものではないと考えております。

○佐藤委員長 それから、第二点の特定設備の指定の基準でございますが、これは法律の四条の一項におきまして、まず三つの要件を規定いたしておりまして、需要が減少していること、それからその設備の生産能力が全体として現時点で過剰であること、たゞ、そのほかに三番目といたしましてその状態

が長期にわたつて継続することが見込まれるといいます。したがいまして、この三つの要素は、日本国内だけではなくて、こういう国際化の時代でございまして、この三つの要素は、日本国内だけではなくて、こういう国際的な需給状態を使って技術革新されたものを進めていく、こういうようなことになつてきますと、一律にすべてこれが認定されるものではありませんから、その辺は企業それぞれの判断に任せいくことになります。

○佐藤委員長 それから、第三点の特定地域の経済安定並びに発展及び雇用の安定を図るために、特定地域における第三セクター・プロジェクトの事業、工場の新規立地等に対し支援措置を講ずるということで、出資もする、利子補給もする、債務保証もしまじょう。現実に第三セクターなるものはどのような構想を持っておられるのでしょうか。既にその構想はありますか、いかがでしょうか。

○佐藤委員長 簡潔にお願いします。

○杉山政府委員 件数については、私ども今掌握しているだけでも十件は超えると思われます。さも、処理の計画をお出しになる方もあるればお出しにならない方があるということも当然であろうと思いまして、そこについてはすべて同一でなければならないというものではないと考えております。

○佐藤委員長 それから、第二点の特定設備の指定の基準でございますが、これは法律の四条の一項におきまして、まず三つの要件を規定いたしておりまして、需要が減少していること、それからその設備の生産能力が全体として現時点で過剰であること、たゞ、そのほかに三番目といたしましてその状態

する質疑あるいは一般質問でもやつていただきたいと思います。

産業調整は雇用調整という苦い、血を流しながらの転換でございますから、そうした産業と雇用を守るという立場で十分に行き届いた取り組みをせひしていただきたい、この希望を申し添えて、質問を終わります。

○佐藤委員長 藤原ひろ子君。

○藤原(ひ)委員 本法案の目的は、前川リポートの提言に基づきまして特定事業者対策、特定地域対策を講ずることにより、我が国の産業構造の転換の円滑化を図ろうとするものでございます。

そこでお尋ねをいたします。法案の第四条で、特定事業者、特定設備について定義をしておりま

すが、この特定設備とはどんな要件を備えた設備

を指すのか、またどんな設備があるのか、具体的

にこの二点についてお聞かせください。

○杉山政府委員 特定設備の指定の要件と具体的な設備の対象についての御質問がございました。

要件につきましては、御案内のように法案の四条一項におきまして三つの要件を規定いたしております。一つが、その設備を用いて生産される物品に対する需要が著しく減少しているということ、そういう理由のため、一番目の要件としては、設備の生産能力が需要に対して著しく過剰になつているという要件、それとともに三番目には、その生産能力の過剰になつてている状態が長期にわたって継続することが見込まれる、こういう要件が法律の中に規定をされております。この要件に従いまして、我々としてはこれら法律の施行に備えて各業種、業態の実態を踏まえて対象設備を選定していくわけでございます。

例えは需要の減少につきましては、最近一年間で生産量が一定程度以上減少しているというようことで判断をしてまいつたらいかがかと考えております。また、生産能力が著しく過剰かどうかということにつきましては、その設備の稼働率が適正稼働率を一定率以上下回っているというような指標で判断をしてはいかがかというふうに考

しております。また、長期にわたって継続するといいますのも、この法案では法律自体が九年という年程度の期間内において能力の過剰状態が継続する見込みがあるかどうかということを判断してまいりたいと思っております。

したがいまして、こういうことでこれから具体的な特定設備の選定に入るわけでございますが、

例えば現時点での候補として私どもは非鉄金属の製鍊設備でござりますとか化学繊維の紡糸設備といったようなものを頭に置いているところでございます。いずれにいたしましても、法律の施行まで早急の間に、この指定設備につきましては実態判断をして範囲を確定してまいりたい、かよう

に考えております。

○藤原(ひ)委員 長々と御説明いたきましたが、減少しているのは5%以上、過剰となつてい

るというのは5%から10%以上、継続するとい

うのは三年から五年ということをお答えいただき

たかったわけですが、そのとおりでいいわけです

ね。

それから、特定設備としても具体的にいただきたいと言つたわけですから、それを簡単にきちん

と、長時間とらないでおっしゃつてください。

○杉山政府委員 具体的な判断の数字につきまし

たかつたわけですが、そのとおりでいいわけです

ね。

それからまた、粗鋼生産能力ですね。これは一

九七四年に既に一億五千万トンに達していたとい

うふうに思うのですが、それもあわせて御

確認をお願いしたい。

それからまた、粗鋼生産能力ですね。これは一

九七四年に既に一億五千万トンに達していたとい

うふうに思うのですが、それもあわせて御

確認をお願いしたいと思います。

○田村国務大臣 御指摘の各種の計画及びビジョ

ンにつきましては、それぞれの策定時点における

経済動向等を踏まえた粗鋼生産見通しが示されて

いるということございます。これはあくまでも

各企業の経営判断に基づいて設備投資がなされた

ものでございます。今おっしゃいました新経済社

会発展計画、昭和四十五年五月一日の発表です

が、これが五十年度で一億五千万トン程度と予想、計画で想定される成長率等を前提に産業連関モデルを中心試算、試みに算術をした。それから四十九年の「わが国産業構造の方向」、これも五十二年に一億四千万トンから一億四千五百万吨と予想、産業連関モデル等により試算。それから昭和四十年の「わが国産業構造の方向」、これも六十年度で一億七千三百万吨から一億七千八百万吨と予想、鉄鋼の国内需要及び輸出にかかる

積み上げ計算により試算ということでございまして、これはあくまでも見通しでございます。

これは恐らくどこの国でも見通しを立てておる

が、日本の場合においてはあくまでもそういう

計算をしたということで、見通しを示したというこ

とであります。そういうふうにしなさいといつ

て業界を指導したわけではございません。

○藤原(ひ)委員 大臣の、試算であるということはわかりました。

そういう中で、先ほど特定設備の要件として

挙げられました「内外の経済的事情の著しい変化

により、「云々」ということになりますように、今

日の鉄鋼業の過剰設備というものは、きのうきょう

とどういうことですか」とおっしゃったわけである

と、それからまた、粗鋼生産能力ですね。これは一

九七四年に既に一億五千万トンに達していたとい

うふうに思うのですが、それもあわせて御

確認をお願いしたい。

それからまた、粗鋼生産能力ですね。これは一

九七四年に既に一億五千万トンに達していたとい

うふうに思うのですが、それもあわせて御

確認をお願いしたいと思います。

○田村国務大臣 御指摘の各種の計画及びビジョ

ンにつきましては、それぞれの策定時点における

経済動向等を踏まえた粗鋼生産見通しが示されて

いるということございます。これはあくまでも

各企業の経営判断に基づいて設備投資がなされた

ものでございます。今おっしゃいました新経済社

会発展計画、昭和四十五年五月一日の発表です

が、これが五十年度で一億五千万トン程度と予

想、計画で想定される成長率等を前提に産業連関

モデル等により試算。それから昭和四十年の「わが国産業構造の方向」、これも六十年度で一億七千三百万吨から一億七千八百万吨と予想、鉄鋼の国内需要及び輸出にかかる

ということを言つてゐるわけです。

そこで重大なのは、第二章第五条など事業適応計画、この部分ですね。法案では、特定事業者が特定設備の処理目標、廃棄、休止などの処理内容、実施時期、事業転換対策など関係子会社も含めて事業適応計画をつくって大臣の承認を得て計画を実行する、こういう枠組みになつているわけです。

今鉄鋼大手の高炉休止、大量人減らし計画、これが発表されているわけですね。関連下請を含めますと十万人を超えるというような人減らしがやられているわけです。こういう計画で企業城下町という状態は日本じゅう本当に大変な衝撃を与えています。これらの人減らし計画、合理化計画、これは高炉であるとか転炉であるとか圧延設備の休止、こういうものと裏腹の関係、一体の関係なんですね。そうしますと、この法案は、過剰設備をつくった政府や大企業の責任を棚上げにして、今度は大臣の承認で設備の休止等を実行するということになるわけですね。そういうことは、つまり国のお墨つきによって企業が人減らしを行ふようにならなければなりません。だからといって、今度は大臣の承認で設備の休止等を実行するということになるわけですね。ですから、見通しであります。

○藤原国務大臣 藤原先生、政府が過去において公式に示してきた見通しといふものに対して少し偏見かおありじゃないでしょうか。当たるも八卦当たらぬも八卦で、八卦のようなことで決めたわけじゃないので、あらゆる試算に基づいてやつた。それが途中でいろいろなアクシデントがありますから、その点はどうぞひとつお含みおきを願いたいと思います。

この鉄鋼生産設備の投資というのは、あくまで各企業の経営判断に基づいてなされてきたのでございます。でござりますから、それは企業に責任がないというわけではありませんでしようけれども、

七年三月期と比較してみると、旭化成であるとか東レなど大手六社の従業員は一万三千八百人、つまり二三%減らされているわけです。その一方で売り上げはどうかといいますと一・四倍、経常利益は七・六倍に伸びているのですね。石油化学、これは産業法で指定業種になったわけです。石油化

ども、しかしこういう円高という考え方られなかつた事態に追い込まれたわけでございますから、そこの点ではやはりいろいろとお考え願いたいと思うのです。私どもとしては、関係省庁と連携を図り、合理化に伴う雇用あるいは地域経済に与える影響を極力緩和すべく努力してまいる所存でございます。

ただ、私ども申しますことにいろいろと矛盾の生ずることもござります。申しますのは、これまで苦しい鉄鋼業者に高い国内炭を買えと私は迫つたのです。これもまた矛盾した行動だったかもしれません、野党の皆さん方からもそうして言つて僕はお勧めいたいたいのですから、野党といつて全部じゃありませんけれども、高い国内炭を鉄鋼業界に売り込みに行つたわけです。随分難がりましたけれども、高いものを無理に買わせた。これはもちろん鉄鋼業界の業況全体に及ぼした影響とは言えませんが、それにしても金額がある程度大きかつただけに、済まぬことをしたと思つておりますけれども、だからといってこれが思つておりますけれども、だからといってこれが思つておりますけれども、だからといってこれが思つておりますけれども、だからといってこれが思つておりますけれども、だからといってこれが思つておりますけれども、だからといってこれが思つておりますけれども、だからといってこれが思つておりますけれども、だからといってこれが思つておりますけれども、だからといってこれが思つておりますけれども、だからといってこれが思つておりますけれども、だからといってこれが思つておりますけれども、だからといってこれが思つておりますけれども、だからといってこれが思つておりますけれども、だからといってこれが思つります。

正予算におきまして鉄鋼不況地域にかさ上げ措置を講ずる等々公共事業につきましての重点配分を行なうとか、関連中小企業につきまして例の中小企業の城下町法を活用いたしまして手當てを講ずるなど、あるいは労働省がやつていただいております雇用調整金を活用いたしまして雇用対策をやる等々、地域雇用、中小企業についての対策に万全を期したい、かように考えておるわけです。

○藤原(ひ)委員 一生懸命やっていただいていることはよくわかります。そのように理解をいたしておりますが、心配をして言つておりますのは何かといいますと、特安法のときでも産構法のときでもそうじやなかつたじやありませんかといふことです。

特安法の結果については、前回産構法に改正されましたときに論議がされているわけですかねども、特安法の四年間で造船が五万人、合成繊維が四万五千人など、指定の十四業種で十一万八千人の人員削減が行われてゐるわけですね。産構法でも同じことなどです。合成繊維、これは特安法、産構法、どちらも指定されたわけです。事業の多角化が進みまして人員削減が相当新分野で吸収されております。それでも八六年三月期を特安法指定前の七

年期、三菱化成、住友化学、三井東庄など大手五社の従業員数は三千八百人、一二%減つております。ところが、経常利益は二百九十八億円の赤字から一挙に八百三十一億円の黒字、まさに企業への配慮、これは特安法や産構法でも今回と同様に法律の条文にもきちんと明記されておりましたが、何の歴どめにもならなかつたわけです。

そこで、今大問題になっております鉄鋼大手の大合理化計画、本法案によって国がお墨つきを与えて高炉の休止とがあるは大量の人減らしを促進するのではなくて、鉄鋼メーカーが計画を白紙撤回する、社会的責任をきちんと果たせ、通産省はこれを指導すべきだというふうに思うわけなんですね。その点お聞かせいただきたいと思います。

○鈴木(直)政府委員 現在鉄鋼業が直面しております困難な事情は、例えれば六十一年度の決算の見通しが赤字四千億以上を超えるであろう、これは実質赤字でございますが、そういうことが予想されれておるわけでございます。円高が起ります前例えば六十年度の上期では一千億の利益を上げていたわけでございます。それ以後円高の影響で内外需が大幅に削減されまして、その結果として今申し上げましたような経営状況になつてゐるわけでありまして、やはり鉄鋼業自体といたしましては、今後の生き残りをかけた合理化といふのはやむを得ざる方向ではないかと私ども考えております。

しかし、おっしゃいましたように、地域の特に雇用の問題というのは非常に大きな問題でござります。私どもいたしましても、例えは昨年の補

りませんし、すれ違いになりますから次に進みた
いと思いますが、私はこの目で見てきて、本当に
心からそれを強く要求し、お願ひもしたいとい
ふうに思うわけです。

御承知のように、我が国の自動車メーカーとい
うのは猛烈な海外進出を展開いたしております。

アメリカだけ見ましても、一九九〇年までには百
七十七万台の現地生産が行われるというような見
通しがございます。通産省もこうした方向を積極
的に支援してこられたわけです。ところが、三菱
銀行の調査月報の一月号を見ますと、現地生産に
よって、我が国の対米乗用車輸出では、一九九〇
年には八五年と比べて百六十四万台減少するとい
う予測を出しております。そうしますと、我が国
の自動車生産台数は年産で千二百万台、乗用車で
七百万台ですから、十数%あるいは二十数%の生
産減、設備過剰になるわけですね。鉄鋼の二の舞
になることがわかり切っていながら、企業の競争
によって海外進出を急増させ設備過剰をつくり出
す、まさに無責任な企業の行動ではないでしょ
うか。このことを私は指摘をしているわけです。

この場合に、乗用車の生産設備も本法案で言いま
す特定設備の対象になり得るのでしょうか。さら
に、電機関係でも冷蔵庫やカラーテレビやVTR、
電子レンジなどの生産がどんどんと海外へ移
されているわけです。そうすると、将来的こうした
生産設備も過剰になれば特定設備として指定をす
る可能性もあるのかどうか、これをお聞かせいた
だきたいと思います。

○杉山政府委員 御指摘の自動車、家電産業等に
つきましては、現時点では特に生産、需要動向等
について今この法案で予定しているような問題は
生じていないと考えております。

先生御指摘の点は、自動車産業について現地生
産計画が実現をした場合にどうかということです
が、これにつきましては、現在の計画が
全体として完全に実現をするのは九〇年代初頭以
降というふうになつておりますので、その段階で
世界全体としての自動車産業に関する需要その他

がどうなつているか、またそのために国内での自
動車産業がどういう状況になるか、これはにわか
に予断することができますが、これはできないこと
でございまして、この辺は今の段階で指定ができ
ておりますが、この辺は今の段階で指定ができ
るのかどうかということについて結論を軽々に申
し上げることは差し控えたいと思います。事態の
推移に応じてその段階で判断をしてまいりたいと
思っております。

それから、先ほど新日鉄を中心とした鉄鋼につ
いて、まだ余力があるのに今の段階からここで助
成をするのかというお話をございましたが、私ど
も特に過剰雇用を他の新しい事業分野への転換に
よつてつなぎとめることを考えますと、余
力が尽き果てた段階では非常に難しくございま
して、まだ企業体力が残っている段階でむしろそ
ういう方面に積極的な努力をしていただきたい。
したがいまして、ある程度企業として余力を残し
て、まだ企業体力が残っている段階でむしろそ
ういう方面に積極的な努力をしていただきたい。
たいというふうに考えておることを申し添えてお
きたいと思います。

○藤原(ひ)委員 あいまいな御答弁ですけれど
も、この対象になり得ないだとういうふうにおっ
しゃつたとしても、産構法の審議のときに通産省
は鐵鋼業は対象にならないというふうに答えてお
られたけれども、今こうして本法案の対象として
救済されようとしておられるわけですから、これ
も特定設備の要件からして当然対象になるだろ
う。はつきり言えないとおっしゃいましたけれど
も、世界的な需要の見通しもほとんど微増ないし
横ばいということで、設備過剰になることがわか
つていいながら、各自動車メーカーがみずからの市
場を確保し、利潤を追求するために海外への進出
を進め、これを通産省も促進をしておられる。そ
れで国内で生産減、設備過剰が恒常化する。そ
うすると、今度は本法案で過剰設備処理と大量人減
らしを実行する、こういうことになります。

しかも、自動車の減産の影響は極めて大きいわ

けです。トヨタ自動車の試算によりますと、年間
百二十万台の減産で直接関連する労働者の雇用減
は二十七万です。三菱銀行の予測のとおり百六十
万台減産ということになりますと、三十七万人
という雇用減になつてしまふわけですね。今度の
法案は、過剰設備の処理や事業転換を進める大企
業のために、減税であるとか低利の融資であると
か債務の保証等の支援措置まで設けていくわけで
す。国の責務として研究開発の推進や産業基盤整
備を進めることも明記をしているわけですね。

一月一日の朝日新聞に出ましたから御存じだと
思いますが、新日鉄の武田社長はこう言っておら
れます。「第四次の合理化案を打ち出します。三

年後にはムクムクと起き上がっていますよ」とさ
え語つておられるわけですね。一方、高炉の火を
消すな、室蘭を、釜石を、広島を見殺しにする
な、一生懸命会社に協力してきたのに会社は余り
にも身勝手過ぎる、大企業は社会的責任を果た
せ、こういう労働者の声ですね、住民の切実な要
求。これにこたえるために、労働者、中小企業、
地域住民を犠牲にするというような本法案は撤回
すべきだ、このことを主張しているわけです。最
後に大臣の見解をお聞きして終わりたいと思いま
す。

○佐藤委員長 通産大臣、時間が参つております
から、簡潔にお願いします。

○田村国務大臣 鉄鋼は申すに及ばず、あらゆる
産業に対し通産省は万全を期して対応をいたす所
存でござります。

○佐藤委員長 藤原ひろ子君、時間が参つております
から、簡潔にお願いします。

〔本号末尾に掲載〕

○佐藤委員長 この際、本案に対し、与謝野馨君
外三名から、自由民主党、日本社会党、護憲共
同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合四派
共同提案による修正案が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。城地
豊司君。

ないということを申し述べて、終わらせていただ
きます。

○佐藤委員長 これにて本案に対する質疑は終了
いたしました。

○佐藤委員長 産業構造転換円滑化臨時措置法案に対する修正
案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説
明申し上げます。

○城地委員 ただいま議題となりました修正案に
つきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説
明申し上げます。

○佐藤委員長 ついで、提出者を代表して、その趣旨を御説
明申し上げます。

○佐藤委員長 時間がないので、私の方からい
ろいろ聞きたいのですが、なかなか今のお答えで
は納得できないわけです。

○佐藤委員長 その上、このような重要な法案を皆さん大変懐んで
いると思いますが、その具体的な内容として、特定事業者が事業適
応計画または事業提携計画を作成し、主務大臣の
調和のとれたものに転換していくことが重要であ
ることにかんがみ、その円滑化を図るために措置
を講じようとするものであります。

○佐藤委員長 その具体的な内容として、特定事業者が事業適
応計画または事業提携計画を作成し、主務大臣の
承認を受けた場合に、金融、税制上の支援措置を
講ずることが大きな柱となつております。

ところが、計画を申請する場合の記載事項に
は、労務に関する事項が規定されておりません。
言うまでもなく、これらの計画で行われる特定
設備の処理、事業転換等及び事業提携は、経営の
根幹にかかるものであり、当然労働者の利害に
大きな影響を及ぼすものでありますので、承認申
請の記載事項に、計画の実施に伴う労務に関する

事項を明示することが必要であります。

以上が修正案の趣旨であります。

委員各位の御賛同をお願いいたします。

○佐藤委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○佐藤委員長 これより討論に入ります。

産業構造転換円滑化臨時措置法案及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、これを許します。矢島恒夫君。

○矢島委員 私は、日本共産党・革新共同を代表し、産業構造転換円滑化臨時措置法案並びに自民、社会、公明、民社四党共同提案の修正案に対する反対討論を行います。

法案に反対する理由の第一は、対米公約の前川リポートに基づき、国際的に調和のとれた産業構造への転換を図ることを目的として、我が国産業の大もうけの体制づくりを支援するものであることです。鉄鋼五社は、この十年間に海外での従業員数を三万五千人ふやし、国内の従業員を三万八千人減らしてきました。その上、五社は現在四万四千六百人の人員削減計画を提案し、関連下請を合わせると十万人をはるかに超える空前の大量人減らしを行おうとしています。そして新分野進出など事業の多角化とあわせ、一層の高収益体制を確立しようとしています。

過剰設備処理から事業転換、新分野進出に至るまで、税制、金融その他多角的な助成策を盛り込んだ本法案は、さきに採決された輸出保険法案の一部改正案とあわせ、大企業の海外進出、事業の空洞化を一層促進することともに、大企業の大もうけの体制づくりを支援するものにほかなりません。

第一は、過剰設備をつくり出した政府、大企業の責任を棚上げして、大臣の承認すなわち國のおた。

墨つきで大企業の過剰設備処理を実行し、あわせて大量の人減らし、中小企業切り捨てを强行するものだからです。

第一次石油危機の発生によって世界的に粗鋼の設備過剰が明らかになった後でさえ、国の経済計画や長期ビジョンを受けて大型高炉を次々と建設してきた政府、大企業の責任は明白です。企業は、今全国で設備の休廃止、工場閉鎖・縮小、大量人減らしを計画、実行しています。

本法案は、大企業のこうした人減らし合理化を促進するために國のお墨つきを与えるものと言わざるを得ません。これは、これまでの特安法あるいは産構法の結果からも明白であります。

第三は、大企業に対し地方自治体や地域住民へ地域経済に重大な打撃を与えるものだからです。特定地域対策も、大規模な設備休廃止、人減らし合理化を前提にしたもので、大企業の役には立つても、雇用確保、地域経済の振興など、地域住民が期待している内容とはほど遠いものにならざるを得ません。

第四は、現行産構法の枠組みを継承した事業提携と、それに関する公正取引委員会との調整条項が、独禁法を骨抜きにし、産業の寡占化、同調値上げ等を容易に可能とする危険があるからです。以上の理由により、本法案の撤回を強く要求するものであります。

○佐藤委員長 これより採決に入ります。

まず、与謝野馨君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま議決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 この際、本案に対し、与謝野馨君外三名から、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民會議及び民社党・民主連合四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。二見伸明君。

○二見委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。
産業構造転換円滑化臨時措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、現下の大幅な円高等により、雇用情勢及び地域経済情勢等が著しく悪化している実情にかんがみ、内需拡大等を中心とする経済対策の一層の推進、為替相場の適正化のための環境整備等を図るとともに、今後の産業構造転換の推移に対応して施策の拡充・強化に努めるほか、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一、産業構造転換の円滑化を図るために、特定事業者の事業適応計画又は事業提携計画の作成に資するものとして、個別の産業の実態を踏まえ、産業構造の中長期的ビジョンを早急に策定すること。
二、事業適応計画等の実施に関する雇用の安定を図るため、特定事業者又は提携事業者の計画承認の申請及び承認計画の推進に当たっては、関係労働組合の意見を十分聴取するよう努め、関連中小企業等の労働者をも含めた雇用の安定に最大限の考慮を払うよう指導すること。

三、産業構造転換に伴う失業の予防及び離職者対策に万全を期するとともに、特定地域における経済の活性化及び雇用の創出に努めること。

四、事業提携計画の作成及び承認に当たっては、独占禁止法及び本法の立法趣旨を踏まえ、特定事業者をとりまく経済環境、その競争実態、産業構造転換の必要性等に照らし、厳正かつ適確に行うこと。

五、特定地域の活性化を図るため、特定出資法人事業、工場等の新增設等及び新分野開拓事業に対する資金の確保等の支援措置については、事態の進展に即し、万全を期すること。

附帯決議案の内容につきましては、審議の経過及び案文によつて御理解いただけると存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○佐藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本動議について採決いたします。

与謝野馨君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○佐藤委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。田村通商産業大臣

臣。○田村國務大臣 ただいま御決議をいただきました附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重いたしまして、産業構造転換円滑化対策の実施に遺憾なきを期してまいる所存でございます。ありがとうございました。

○佐藤委員長 ただいま御決議をいただきました附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重いたしまして、産業構造転換円滑化対策の実施に遺憾なきを期してまいる所存でございます。ありがとうございました。

〔報告書は附録に掲載〕

○佐藤委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後四時三分散会

○佐藤委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

貿易保険法

目次中「第四章 輸出金融保險(第六条一第十条)」を「第四章 削除に、「第五章 海外投資保險(第

十四条の二一第十四条の五)」を「第四章の三(前払輸入保險(第十四条の二一第十四条の六)仲介貿易保險(第十四条の七一第十四条の十一))に、

第五章の二(海外投資保險(第十四条の十二一第十四条の十五))」を「第七章 貿易保險審議会(第十六条一第十八条)」

「第七章 輸出保險審議会(第十六条一第十八条)」を「第七章 貿易保險審議会(第十六条一第十八条)」に改める。

第一条中「輸出貿易」を「外国貿易」に改める。

第一条の二第十九項第三号中「外國法人(本邦法人)又は本邦人が株式等の所有その他の方法によりそ

の經營を實質的に支配しているものに限る)の社債」を「本邦外において行う事業に必要な長期資金を調達するため発行される外國政府等若しくは外國法人の公債、社債」に、「これに」を「これらに」に、「当該外國法人に対する」を「外國政府等、外國法人若しくは外國人に對する当該資金に充てられる」に、「以下」を「第五号に規定するものを除く。以下」に、「当該外國法人の」を「当該資金に充てられるこれらの者の」に改め、「保証債務」の下に「(第五号に規定するものを除く。)」を加え、同項第五号中「第三号に規定する外國法人」を「本邦法人又は本邦人が株式等の所有その他の方法に

よりその經營を實質的に支配しているもの」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第九項の次に次の六項を加える。

10 この法律において「前払輸入契約」とは、貨物を輸入する契約のうち、その輸入貨物の代金又は賃借料の全部又は一部を当該輸入貨物の船積期日前に支払うことを条件とする契約であつて、政令で定める事項についての定めがあるものをいう。

11 この法律において「前払輸入者」とは、前払輸入契約の当事者であつて、貨物を輸入するものをいう。

12 この法律において「仲介貿易契約」とは、本邦法人又は本邦人が一つの外國の地域において生産され、加工され、又は集荷される貨物を他の外

国の地域に販売し、又は貸貸する契約であつて、政令で定める事項についての定めがあるものをいう。

この法律において「仲介貿易者」とは、仲介貿易契約の当事者であつて、貨物を販売し、又は賃貸するものをいう。

この法律において「仲介貿易代金貸付契約」とは、仲介貿易契約に基づく仲介貿易貨物の代金又は賃貸料の支払に充てられる資金を外國政府等、外國法人又は外國人に貸し付ける契約であつて、政令で定める事項についての定めがあるものをいう。

この法律において「仲介貿易代金貸付者」とは、仲介貿易代金貸付契約の当事者であつて、資金を貸し付けるものをいう。

第一条の二の二を次のように改める。

第一条の二の二一の契約が、次項に規定する場合のほか、輸出契約及び技術提供契約のいずれにも該当する場合、輸出契約及び仲介貿易契約のいずれにも該当する場合又は技術提供契約及び仲介貿易契約のいずれにも該当する場合に該当する場合は、当該契約に基づく技術の提供若しくは賃貸料又は仲介貿易契約の合計額(以下「輸出代金等」という。)が当該契約に基づく技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供の対価の額(以下「技術提供対価等」という。)に等しく若しくはこれを超え、又は当該契約に基づく仲介貿易貨物の代金の額又は賃貸料の合計額(以下「輸出代金等」という。)が当該契約に基づく技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供の対価の額(以下「技術提供対価等」という。)に等しく若しくはこれを超え、又は当該契約に基づく仲介貿易貨物の代金の額若しくは賃貸料の合計額(以下「仲介貿易代金等」という。)に等しく若しくはこれを超えるときは輸出契約と、技術提供対価等が輸出代金等を超えて、又は仲介貿易代金等に等しく若しくはこれを超えるときは技術提供契約と、技術提供対価等が輸出代金等を超えて、又は仲介貿易代金等に等しく若しくはこれを超えるときは仲介貿易契約とみなす。

3 前二項の規定により輸出契約とみなされる契約の当事者であつて、貨物の輸出及び技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供又は仲介貿易貨物の販売若しくは貸貸をするものは、輸出契約とみなす。

4 第一項又は第二項の規定により一の契約が輸出契約とみなされる場合には、第三章、第三章の二及び第四章の二の規定の適用については、当該契約に基づく技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供又は仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料は、それぞれ、貨物(第五条の二第二項、第五条の六の二第二項又は第十条の二第三項)の規定を適用する場合には、第三章、第三章の二及び第四章の二の規定の適用については、当該契約に基づく貨物の輸出及びその輸出貨物の代金とみなす。

5 第一項又は第二項の規定により一の契約が技術提供契約とみなされる場合には、第三章、第三章の二及び第四章の二の規定の適用については、当該契約に基づく貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは貨貸並びにその輸出貨物の代金若しくは賃貸料又はその仲介貿易貨物の代金若しくは貨貸料は、それぞれ、技術提供者、技術の提供又はこれに伴う労務の提供(第十条の二第二項の規定を適用する場合には、外國における技術の提供又はこれに伴う労務の提供であつて同項の政令で定めるもの)及びこれら

6 第一項又は第二項の規定により一の契約が仲介貿易契約とみなされる場合には、第四章の四の規定の適用については、当該契約の当事者であつて仲介貿易貨物の販売若しくは貸貸及び貨物の対価とみなす。

7 第一項又は第二項の規定により一の契約が仲介貿易契約とみなされる場合には、第四章の四の規定の適用については、当該契約の当事者であつて仲介貿易貨物の販売若しくは貸貸及び貨物の対価とみなす。

つて当該前払輸入契約に基づいて当該輸入貨物の船積期日前に支払った代金又は賃借料(以下「前払金」という。)の返還を受けることができないことにによる損失をてん補する貿易保険とする。

一 外国において実施される為替取引の制限又は禁止

二 外国における戦争、革命又は内乱

三 前二号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、前払輸入契約の当事者の責めに帰することができないもの

四 前払輸入契約の相手方の破産

五 前払輸入契約の相手方の前払金に係る債務の六月以上の履行遅滞(前払輸入者の責めに帰することができないものに限る。)

六 前払輸入保険においては、前払金の額を保険価額とする。

七 前払輸入保険の保険金額が保険価額に百分の九十七・五の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を超えるときは、その超える部分については、保険契約は、無効とする。(保険金)

八 前払輸入保険においては、前払金の額を保険価額とする。

九 前払輸入保険においては、前払金の額を保険価額とする。

十 前払輸入保険においては、前払金の額を保険価額とする。

十一 前払輸入保険においては、前払金の額を保険価額とする。

十二 前払輸入保険においては、前払金の額を保険価額とする。

十三 前二号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、仲介貿易契約又は仲介貿易代金貸付契約の当事者の責めに帰することができないもの

十四 前二号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、仲介貿易契約又は仲介貿易代金貸付契約の当事者の責めに帰することができないもの

十五 前二号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、仲介貿易契約又は仲介貿易代金貸付契約の当事者の責めに帰することができないもの

十六 前二号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、仲介貿易契約又は仲介貿易代金貸付契約の当事者の責めに帰することができないもの

十七 前二号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、仲介貿易契約又は仲介貿易代金貸付契約の当事者の責めに帰することができないもの

努めなければならない。

(回収金の納付)

第十四条の六 保険金の支払を受けた前払輸入者は、その支払の請求をした後回収した金額から前払金の返還の期限以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除した残額に支払を受けた保険金の額の第十四条の四に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

第四章の四 仲介貿易保険

2 仲介貿易保険は、仲介貿易者が仲介貿易契約に基づいて仲介貿易貨物を販売し、若しくは貸貸した場合に次の各号の一に該当する事由によつて当該仲介貿易貨物の代金若しくは賃料を回収することができないことにより受ける損失(向国における戦争、革命又は内乱により仲介貿易貨物のうち第五条の二第一項の政令で定めた貨物について生じた損失以外の仲介貿易貨物について生じた損失を除く。)又は仲介貿易代金貸付者が仲介貿易代金貸付契約に基づいて資金を貸し付けた場合に次の各号の一に該当する事由によつて当該貸付金を回収することができないことにより受ける損失をてん補する貿易保險とする。

(保険金)

第十四条の九 仲介貿易保険において政府がてん補すべき額は、保険価額のうち第十四条の七第二項各号の一に該当する事由により仲介貿易者は又は仲介貿易代金貸付者がそれぞれ決済期限又は償還期限(同項第五号に該当する事由によるときは、決済期限又は償還期限後六月を経過した時。以下この章において同じ。)までに回収することができない代金若しくは賃料又は貸付金の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一 当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額

二 決済期限又は償還期限後に回収した金額(代金等の回収)

第三条 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 題名の改正規定、目次の改正規定中第七章に係る部分、第一条の改正規定、第一条の三の見出しの改正規定、同条の改正規定中「輸出保険」を「貿易保険」に改める部分、第一条の四の改正規定、第一条の五の改正規定、第

ことができないものに限る。)

(保険価額)

第十四条の十六 政府は、この法律によりてん補易契約に基づく仲介貿易貨物の代金若しくは賃料又は仲介貿易代金貸付契約に基づく貸付金の部分。以下同じ。の額を保険価額とする。

2 仲介貿易保険の保険金額が保険価額に百分の九十七・五の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を超えるときは、その超える部分については、保険契約は、無効とする。

(再保険)

第十四条の九 政府の引き受ける再保険の再保険料率は、この法律による政府の保険事業の健全な運営に支障を生ずることのないように定めなければならない。

2 政府は、一回計年度内に引き受ける再保険の再保険金額の総額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内において、再保険契約を締結するものとする。

(再保険)

第十四条の十一 保険金の支払を受けた仲介貿易者は又は仲介貿易代金貸付者は、当該仲介貿易契約に基づく仲介貿易貨物の代金若しくは賃料又は当該仲介貿易代金貸付契約に基づく貸付金の回収に努めなければならない。

(回収金の納付)

第十六条第一項中「輸出保険審議会」を「貿易保険審議会」に改め、同条第二項中「輸出保険」を「貿易保険」に、「に関する」を「(第十四条の十六第一項の規定に基づく再保険を含む。)に関する」に改める。

(附則)

第一條 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 題名の改正規定、目次の改正規定中第七章に係る部分、第一条の改正規定、第一条の三の見出しの改正規定、同条の改正規定中「輸出保険」を「貿易保険」に改める部分、第一条の四の改正規定、第一条の五の改正規定、第

息を控除した残額に支払を受けた保険金の額のじて得た金額を政府に納付しなければならない。

第五章の二 再保険

第十五条の次に次の二章を加える。

第五章の二 再保険

息を控除した残額に支払を受けた保険金の額のじて得た金額を政府に納付しなければならない。

第五章の二 再保険

め、その設備の生産能力が著しく過剰となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれるものとして主務省令で定めるものを見込まざる。

3 この法律において「特定地域」とは、その地域において、特定事業者の事業所その他の事業所

について内外の経済的事情の著しい変化により事業の廃止又は事業規模若しくは事業活動の縮小が相当の規模で生じており、かつ、これらの事業所の事業活動がその地域に所在する事業所の事業活動に相当程度の割合を占めているため、その地域における経済及び雇用に関する状況が著しく悪化していると認められる地域として政令で定める地域をいう。

第二章 特定事業者の事業適応計画等

(事業適応計画の承認)

第五条 特定事業者であつて、新たな経済的環境への適応のため、特定設備の処理（廃棄若しくは長期の格納若しくは休止（廢棄に代わるべき設備の生産能力の縮小の態様として妥当なものに限る。）又は譲渡（譲渡された設備が廃棄されることが明らかな場合に限る。）により特定設備が生産の用に供されないようにする）を実施する。以下同じ。）を行おうとするものは、当該特定設備の処理（当該特定設備の処理と併せて事業の転換その他の新たな経済的環境への適応のための措置（以下「事業転換等」という。）を実施しようとする場合にあつては、当該事業転換等を含む）に関する計画（以下「事業適応計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その事業適応計画が適当である旨の承認を受け

ることができる。

2 事業適応計画には、当該特定事業者がその事業者に対しその経営を実質的に支配していると認められるものとして政令で定める関係を持つてゐる事業者（以下「関係事業者」という。）が当該特定事業者の新たな経済的環境への適応のために行う措置に関する計画を含めることができること。

3 事業適応計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定設備の処理の目標

二 特定設備の処理の内容及び実施時期

三 特定設備の処理を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

四 事業転換等（関係事業者が行う前項に規定する措置を含む。以下同じ。）について承認を受けようとする場合にあつては、次に掲げる事項

イ 事業転換等の内容及び実施時期

ロ 事業転換等を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

四 その他主務省令で定める事項

五 その他主務大臣は、第一項の承認があつた場合において、その事業適応計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 前項第一号及び第一号（事業転換等を含む場合において、その事業適応計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。）に掲げる事項が、当該事業適応計画にあつては、前項第一号、第二号及び第四号イ）に掲げる事項が、当該事業適応計画に係る特定事業者が内外の経済的事情の変化に対応して新たな経済的環境に円滑に適応するため有効かつ適切な措置を講じたものである。

二 当該事業適応計画に係る特定事業者が内外の経済的事情の変化に対応して新たな経済的環境に円滑に適応するため有効かつ適切な措置を講じたものである。

三 国民経済の国民経済環境と調和のある健全な発展を阻害すると認められるものでないこと。

四 当該事業提携計画に係る提携事業者と他の事業者との間の適正な競争が確保されること。

五 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

六 当該事業提携計画に係る提携事業者の従業員の地位を不当に害するものでないこと。

七 同一の業種に属する二以上の特定事業者であつて、特定設備の処理その他の新たな経済的環境への適応のための措置の実施の円滑化を図るため、生産若しくは販売の共同化、生産品種の専門化又は合併若しくは営業の全部若しくは重要部分の譲渡若しくは譲受けその他これらに準ずる行為（以下「事業提携」と総称する）を実施しようとするもの（以下「提携事業者」という。）は、共同して、実施しようとする事業提携に関する計画（以下「事業提携計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その事業提携計画が適当である旨の承認を受けることができる。

八 第一条第一項の承認を受けた者（以下「承認提携事業者」という。）は、当該承認に係る事業提携計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

九 第二条第一項の承認を受けた者（以下「承認提携事業者」という。）が同条第三項の基準に適合するものでなくなったと認めるときは、承認提携事業者に対して、当該事業提携計画の変更を指示し、又はその承認を取り消さなければならぬ。

十 第二条第一項の承認を受けた者（以下「承認提携事業者」という。）の申請を受理した場合において、必要があると認めるときは、その申請書

（事業適応計画の変更等）

第六条 前条第一項の承認を受けた特定事業者（以下「承認特定事業者」という。）は、当該承認に係る事業適応計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

二 当該事業提携計画に係る提携事業者の特定設備の処理の促進に資すると認められるものであること。

三 国民経済の国民経済環境と調和のある健全な発展を阻害すると認められるものでないこと。

四 当該事業提携計画に係る提携事業者と他の事業者との間の適正な競争が確保されること。

五 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

六 当該事業提携計画に係る提携事業者の従業員の地位を不当に害するものでないこと。

七 同一の業種に属する二以上の特定事業者であつて、特定設備の処理その他の新たな経済的環境への適応のための措置の実施の円滑化を図るため、生産若しくは販売の共同化、生産品種の専門化又は合併若しくは営業の全部若しくは重要部分の譲渡若しくは譲受けその他これらに準ずる行為（以下「事業提携」と総称する）を実施しようとするもの（以下「提携事業者」という。）は、共同して、実施しようとする事業提携に関する計画（以下「事業提携計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その事業提携計画が適当である旨の承認を受けることができる。

八 第一条第一項の承認を受けた者（以下「承認提携事業者」という。）は、当該承認に係る事業提携計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

九 第二条第一項の承認を受けた者（以下「承認提携事業者」という。）が同条第三項の基準に適合するものでなくなったと認めるときは、承認提携事業者に対して、当該事業提携計画の変更を指示し、又はその承認を取り消さなければならぬ。

十 第二条第一項の承認を受けた者（以下「承認提携事業者」という。）の申請を受理した場合において、必要があると認めるときは、その申請書

5 事業提携等に関する事項

一 事業提携の目標

二 事業提携的方式及び実施方法並びに実施時期

三 事業提携に伴い必要となる設備投資に関する事項

四 その他主務省令で定める事項

五 主務大臣は、事業転換等を含む事業適応計画について第一項の承認をしようとするときは、当該事業転換等に関する事項に關し、当該特定事業者（当該特定事業者に係る関係事業者を含む。）が当該事業適応計画に從つて行おうとする事業転換等に係る事業を所管する大臣に協議し

六 合において、その事業提携計画が次の各号に適

七 第九条 主務大臣は、第七条第一項の承認（前条第一項の規定による変更の承認を含む。以下この章において同じ。）の申請を受理した場合において、必要があると認めるときは、その申請書

の写しを公正取引委員会に送付するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により申請書の写しを公正取引委員会に送付した場合において、当該申請が係る事業提携計画について第七条第一項の承認をしようとするときは、公正取引委員会に対し、その旨を通知し、並びに当該事業提携計画に係る提携事業者の経営の状況その他の事業活動の状況、当該事業提携計画に定める事業提携に係る競争の状況及び当該事業提携の実施が当該競争に及ぼす影響に関する事項について意見を述べるものとする。

3 公正取引委員会は、前項の規定による通知に係る事業提携計画について、主務大臣に対し、必要な意見を述べるものとする。

4 公正取引委員会は、前項の規定により意見を述べた事業提携計画であつて主務大臣が第七条第一項の承認をしたものに定めるところに従つての行為につき当該承認後私的占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十一年法律第五十四号）の規定に違反する事実があると思料するときは、その旨を主務大臣に通知す

るものとする。

5 主務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、公正取引委員会に対し、当該承認後の経済的事情の変化に即して第二項に規定する事項について意見を述べることができる。

6 主務大臣は、第四項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る事業提携計画が前項に規定する場合に該当することとなるときは、当該事業提携計画につき、同項に規定する措置をとるものとする。

（資金の確保）

第十一条 国は、承認特定事業者が承認事業適応計画に従つて特定設備の処理又は事業転換等を行うのに必要な資金の確保に努めるものとする。（課税の特例）

第十二条 承認特定事業者が承認事業適応計画に従つて特定設備の処理又は事業転換等によるものに限る。

以下この項において同じ。を行つた場合において、当該特定設備の処理を行つた承認特定事業者について当該特定設備の処理により欠損金を生じたときは、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、法人税に係る欠損金の繰越しについて特別の措置を講ずる。

2 承認特定事業者又は承認提携事業者（第七条第一項の承認に係る合併により設立した法人又は当該承認に係る出資に基づいて設立された法人を含む。）が、それぞれ承認事業適応計画又は承認事業提携計画に従つて新たに取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却をすることができる。

（雇用の安定等）

第十二条 承認特定事業者又は承認提携事業者は、それぞれ承認事業適応計画又は承認事業提携計画に従つて特定設備の処理若しくは事業転換等又は事業提携を行うに当たつては、当該措置に係る事業所における労働組合（当該事業所において、労働組合がない場合には、労働者の過半数を代表する者）と協議して、その雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、承認特定事業者又は承認提携事業者であつてそれぞれ承認事業適応計画又は承認事業提携計画に従つて特定設備の処理若しくは事業転換等又は事業提携を行うものの雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（賃金の確保）

第十一条 国は、承認特定事業者が承認事業適応計画に従つて特定設備の処理又は事業転換等を行うのに必要な資金の確保に努めるものとする。

第十二条 承認特定事業者が承認事業適応計画に従つて特定設備の処理又は事業転換等によるものに限る。

の関連中小企業者について、その新たな経済的環境への適応の円滑化に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 特定地域対策

（資金の確保等）

第十三条 国は、特定地域において地方公共団体その他これに準する法人として政令で定める法人の出資に係る法人が行う事業であつて当該特定地域に対して適切な経済的效果を及ぼすと認められるもの（以下「特定出資法人事業」という。）、特定地域における工場又は事業場の新設若しくは増設又はこれらの施設の用に供する土地の取得若しくは造成（以下「工場等の新增設等」という。）及び特定地域において事業者が行う新商品若しくは新技術の開発又はこれらの成果の企業化その他の事業の新分野の開拓のための事業（以下「新分野開拓事業」という。）に必要な資金の確保に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、特定地域における工場等の新增設等又は新分野開拓事業の実施の円滑化に必要な事業その他の特定地域の経済の安定及び発展に必要な事業を行う者に対し、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

2 承認特定事業者が承認事業適応計画に従つて特定設備の処理若しくは事業転換等又は事業提携計画に従つて特定設備の処理若しくは事業転換等又は事業提携を行つて日本開発銀行等（以下この号において「日本開発銀行等」という。）が行う特定出資法人事業に必要な資金又は特定地域における工場等の新增設等に必要な資金の貸付けについて、日本開発銀行等に対し、利子補給金を支給すること。

3 日本開発銀行その他大蔵大臣及び通商産業大臣が指定する機関（以下この号において「日本開発銀行等」という。）が行う特定出資法人事業に必要な資金の貸付けについて、日本開発銀行等に対し、利子補給金を支給すること。

（施設の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、特定地域の経済の安定及び発展を図るために、特定地域における工場等の新增設等又は新分野開拓事業の円滑化の実施を図るために必要な工場用地、工業用水道その他の施設の整備の促進に努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十五条 国は、特定地域の経済の安定及び発展に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（円滑化業務）

第十六条 産業基盤整備基金（以下「基金」とい

う。）は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。）第四十条第一項に規定する業務のほか、産業構造の転換を円滑化するため、次に掲げる業務を行う。

一 承認特定事業者が承認事業適応計画に従つて行う特定設備の処理のために必要な資金及び当該特定設備の処理に伴つて必要となる資金並びに当該特定設備の処理を行う承認特定事業者に対し支払う補償金の支払に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 特定出資法人事業に必要な資金の出資を行ふこと。

三 日本開発銀行その他大蔵大臣及び通商産業大臣が指定する機関（以下この号において「日本開発銀行等」という。）が行う特定出資法人事業に必要な資金の貸付けについて、日本開発銀行等に対し、利子補給金を支給すること。

四 新分野開拓事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

五 特定地域及びその周辺地域における産業立地に関する調査を行い、並びにその成果を普及すること。

（政府の出資）

第六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（政府の出資）

第七条 政府は、基金が前条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるためその資本金を増加するときは、予算の範囲内において、基金に出資することができる。

（特別勘定）

第十八条 基金は、第十六条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理について

「特別勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2 基金は、特別勘定において、毎事業年度の損

益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、特定施設整備法第四十七条第一項の規定にかかるわらず、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

3 基金は、特別勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

4 基金は、第二項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として整理した額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5 前項の規定による納付金に関し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。
(産業構造転換円滑化出資資金)

第十九条 基金は、第十六条第二号に掲げる業務に関する、産業構造転換円滑化出資資金を設け、第十七条の規定により政府が出資した額に相当する金額をもつてこれに充てなければならぬ。

2 産業構造転換円滑化出資資金は、特別勘定における毎事業年度の損益又は損失を生じたときは、その利益の額(基金が前条第四項の規定による納付金を納付した場合にあつては、当該納付金の額を当該利益の額から控除したものとする。
(産業構造転換円滑化推進資金)

第二十条 基金は、第十六条第三号及び第五号に掲げる業務並びにこれらの業務に附帯する業務に關して、産業構造転換円滑化推進資金を設けるものとする。

2 基金は、産業構造転換円滑化推進資金に係る経理については、特別勘定以外の一般の勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3 基金は、特定施設整備法第四十条第一項の規定にかかるわらず、特定施設整備法第四十七条第一項に規定する積立金の額に相当する金額の一部をあらかじめ大臣及び通商産業大臣の承認を受けた金額の範囲内において産業構造転換円滑化推進資金に充てるものとする。
(特定施設整備法の特例)

4 産業構造転換円滑化推進資金の運用によつて生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、産業構造転換円滑化推進資金に充てるものとする。

第二十一条 第十六条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第十九条中「日本開発銀行」とあるのは「政府及び日本開発銀行」と、同法第四十条第一項中「同条第一項の認可を受けた場合において出資された金額」とあるのは「同条第一項の認可を受けた場合において出資された金額(産業構造転換円滑化臨時措置法(以下「構造転換法」という)第十七条の規定により政府が出資した金額を除く。)」と、「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務並びに構造転換法第十六条第一号及び第四号の業務」と、同法第四十一条第一項中「債務の保証の決定」とあるのは「債務の保証の決定、出資の決定及び利子補給金の支給の決定」と、「日本開発銀行その他の金融機関」とあるのは「日本開発銀行その他の金融機関構造転換法第十六条第三号に掲げる業務にあつては、同号の規定により大蔵大臣及び通商産業大臣が指定する機関であつて金融機関以外のものを含む。次項において同じ。」と、同条第三項中「金融機関」であるのは「金融機関構造転換法第十六条第三号の規定により大蔵大臣及び通商産業大臣が指定する機関であつて金融機関以外のものを含む。」と、同法第四十六条中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と、同法第五十一条中「この法律」とあるのは「この法律及び構造転換法」と、同法第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは

「この法律又は構造転換法」と、同法第五十四条第三項中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と、同法第五十五条第一項中「これを各出資者に対し」とあるのは「当該残余財産のうち、構造転換法第十八条第一項に規定する特別勘定に属する額に相当する額を政府に対し、当該特別勘定以外の一般的勘定に属する額に相当する額を当該勘定に係る各出資者に対し」と、同条第二項中「各出資者」とあるのは「構造転換法第十八条第一項に規定する特別勘定以外の一般的勘定に係る各出資者」と、同法第六十三条第三号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及び構造転換法第十六条」とする。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、特定施設整備法第四十二条第一項又は第四十四条の認可をしようとするときは、第十六条第一号に掲げる業務に係る事項に關し、主務大臣(大蔵大臣及び通商産業大臣を除く。)に協議しなければならない。

3 大蔵大臣及び通商産業大臣は、特定施設整備法第四十二条第一項又は第四十四条の認可をしようとするときは、第十六条第一号から第四号までに掲げる業務に係る事項に關し、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第五章 雜則

(国際経済環境等の考慮)

第二十二条 国は、この法律に基づく措置を実施するに當たつては、国際経済環境その他の経済環境を考慮し、特定事業者及び特定地域における事業者が新たな経済の環境に適応した事業を適切に実施することができるよう努めるものとする。

(報告の徵収)

第二十三条 主務大臣は、承認特定事業者又は承認提携事業者に對し、承認事業適応計画又は承認事業提携計画の実施状況について報告を求めることができる。

(都道府県の意見の申出)

第二十四条 都道府県は、第二章の規定に基づいて行われる特定設備の処理、事業提携その他の措置が当該都道府県における地域経済に著しい悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められたときは、主務大臣に對し、意見を申し出ることができる。

(連絡及び協力)

第二十五条 主務大臣及び労働大臣は、第二章の規定の施行に當たつては、承認特定事業者又は承認提携事業者に係る労働者の雇用に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力をしなければならない。

(主務大臣等)

第二十六条 この法律における主務大臣は、当該特定事業者の事業を所管する大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の發する命令とする。ただし、第四条第二項の主務省令は、当該設備に係る物品の生産を所管する大臣の發する命令とする。

(罰則)

第二十七条 第二十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に處する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

ただし、第四章の規定、附則第三条及び第四条の規定、附則第六条から第九条までの規定、附則第十条中地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第七十二条の五第一項第四号の改正規定、附則第十一條から第十三条までの規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定は公布の日から起算して一月を超えて四月を超えない範囲内において政令で定める日から、附則第十四条の規定は売上税法(昭和六十二年法律第

号)の規定は売上税法(昭和六十二年法律第号)

の施行の日から施行する。

(この法律の廃止)

第一条 この法律は、昭和七十一年五月二十九日

までに廃止するものとする。

(基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第三条 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、基金に対し、附則第一条ただし書の政令で定める日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があつたときは、特定施設整備法第十八条第一項の規定にかかるわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第四条 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 産業基盤信用基金」を「第三章 産業基盤整備基金」に改める。

〔第三章 産業基盤信用基金〕を「第三章 産業基盤整備基金」に改める。

第十四条 第十五条及び第二十条中「産業基盤信用基金」を「産業基盤整備基金」に改める。

第十五条 第二十九条第一項中「理事長」を「会長」に改める。

第三十条第一項中「理事長」を「会長」に改め、同条第四項中「理事長」を「会長」に改め、同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「理事長」を「会長」及び理事長に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に「一項を加える。

2 理事長は、基金を代表し、定款で定めると

ころにより、会長を補佐して基金の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を行なう。

第三十一条第一項中「理事長」を「会長、理事長」に改め、同条第一項中「理事長」を「会長」に改める。

第三十四条中「理事長」を「会長」に改める。

第三十六条中「基金」との下に「会長又は」を加え、「理事長」を「会長及び理事長」に改める。

第三十七条第三項及び第三十八条中「理事長」を「会長」に改める。

附則第九条を次のよう改める。

(産業構造転換円滑化業務)

第九条 基金は、第四十条第一項に規定する業務のほか、産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十一年法律第号)第十六条に規定する業務を行なうものとする。

附則第十一条から第十七条までを削る。

(経過措置)

第五条 産業基盤信用基金は、この法律の公布の日から起算して一月以内に、必要な定款の変更をし、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けるものとする。

第六条 附則第十一条の四第十一項中「単に」を「本項において單に」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、附則第一条ただし書の政令で定める日にその効力を生ずる。

第七条 附則第十一项の四第十一項中「単に」を「本項において單に」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、附則第一条ただし書の政令で定める日にその効力を生ずる。

第八条 第六条に規定する承認申請書類に従つて営業の譲渡(当該譲渡に係る同法第七条第一項の承認(同法第八条第一項の規定による変更の承認を含む。以下本項において単に「承認」という。)が同法第七条第一項の規定の施行の日から昭和六十四年三月三十一日までの間にされたものに限る)をした場合において、当該譲渡を受けた者が当該譲渡に係る不動産(政令で定めるものに限る)を取得し、かつ、当該不動産の取得の日から引き続き三年以上当該不動産を政令で定めるところにより当該承認を受けたものに限る)を取得する。かつ、当該不動産を政令で定めるところにより当該承認を受けたものに限る)を取得する。

第九条 附則第三十二条第一項の規定により任期が終了すべき日に終了するものとする。

第七条 附則第四条の規定の施行の際にその名稱中に産業基盤整備基金という文字を用いてい

る者については、この法律による改正後の特定施設整備法第二十条第二項の規定は、附則第四条の規定の施行後六月間は、適用しない。

第八条 第四章又は附則第四条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条 特定外航船舶解撤促進臨時措置法(昭和六十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第七条(見出しを含む)中「産業基盤信用基金」を「産業基盤整備基金」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「産業基盤信用基金」を「産業基盤整備基金」に改める。

附則第十一项の四第十一項中「単に」を「本項において單に」に改め、同条に次の二項を加える。

15 道府県は、産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十一年法律第号)第八条第一項に規定する承認申請書類のうち自治省令で定める事業を営むものが同法第八条第二項に規定する承認申請書類に従つて営業の譲渡(当該譲渡に係る同法第七条第一項の承認(同法第八条第一項の規定による変更の承認を含む。以下本項において単に「承認」という。)が同法第七条第一項の規定の施行の日から昭和六十四年三月三十一日までの間にされたものに限る)をした場合において、当該譲渡を受けた者が当該譲渡に係る不動産(政令で定めるものに限る)を取得し、かつ、当該不動産の取得の日から引き続き三年以上当該不動産を政令で定めるところにより当該承認を受けたものに限る)を取得する。

第六条 附則第四条の規定の施行の際にその名稱中に産業基盤整備基金という文字を用いてい

て得た額を減額するものとする。

第十七条第三条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は、前項に規定する不動産の取得に対する不動産取得税の税額の徴収に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三条の二十一第五項中「土地の取得」とあるのは「附則第十一条の四第十五項に規定する不動産(以下第七十三条の二十七までにおいて「不動産」という。)の取得」と、「当該土地」とあるのは「当該不動産」と、前条第一号又は第二項第一号」とあるのは「同項」と、「同条第二項第一号」とあるのは「同項」と、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年内、同条第一項第一号又は第二項第一号とあるのは「不動産」と、第七十三条の二十一第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「不動産」と、第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは附則第十一条の四第十五項」と、第七十三条の二十一第一項中「土地」とあるのは「不動産」と、第七十三条の二十一第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号」とあるのは「不動産」と、第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第十八条 第二項又は第三項に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項」と「第二項」と、同条第四項中「又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 市町村は、産業構造転換円滑化臨時措置法第四条第三項に規定する特定地域において同

